船橋市総合計画
後期基本計画

ふるさとふなばしプラン2020

船 橋 市

船橋市総合計画
後期基本計画

ふるさとふなばしプラン2020

船 橋 市

本計画書の各扉ページには、平成22年度に市民の皆様からご応募いただいた作品の中から、「未来のふなばし」をテーマとした絵画5点（優秀賞）、市内の風景等の写真6点を掲載しています。

はじめに

船橋市は、昭和12年に市制を施行して以来、首都に近く、鉄道や道路などの交通網が発達している優位性を活かしながら、人口急増期、高度経済成長期を経て、平成15年には中核市に移行して都市機能を高めるなど、全国でも有数の都市へと成長してまいりました。

こうした中、平成12年には、平成32年までの長期ビジョンとなる基本構想を定め、「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」を目標にまちづくりを進めてまいりましたが、平成23年度末で前期の基本計画が終了することから、このたび、平成24年度から32年度までの後期基本計画を策定いたしました。

現在、日本の社会は大きな転換期を迎えており、急速に進む少子・高齢化や地球環境問題、経済状況の悪化といった諸課題への対応に加えて、昨年3月11日の東日本大震災以降は、安全に安心して暮らせるまちづくりが強く求められています。

こうした市民生活に影響を及ぼす様々な行政課題に対応するためには、市のめざすべき姿を明確にし、施策全体の方向性を市民の皆様にお示しして、計画的な取り組みを共に進めていく必要があります。

本計画では、各施策の方向性を網羅的にまとめた「分野別計画」に加えて、まちづくりの重要なテーマを6つの「めざすまちの姿」として掲げ、計画期間を通じて重点的に推進することにより、まちづくりの目標である「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」を着実に実現してまいります。

策定にあたっては市民アンケートをはじめ、無作為抽出で選ばれた方々による市民会議や意見交換など、数多くの市民の皆様からご意見・ご提案をいただいたことに加え、船橋市総合計画審議会では、委員の皆様に様々な視点から熱心に審議をしていただきました。

これらの貴重なご意見・ご提案をいただいた方々に心から感謝を申し上げますとともに、市民の皆様には今後のまちづくりへの積極的な参画と、より一層のご協力をお願い申し上げます。

平成24年3月

船橋市長

藤代孝七

目次

序　論

第1章　計画の概要 …… 2
第2章　社会・経済の動向と船橋市の課題 …… 6
第3章　計画の基本的条件 …… 12
第4章　計画における市民と行政の役割 …… 17

めざすまちの姿

1.「めざすまちの姿」の概要 …… 20
2.「めざすまちの姿」 …… 24
① 非常時への備えのあるまち …… 24
② 安心して暮らせるまち …… 26
③ 未来へつなぐ恵み豊かな環境のまち …… 28
④ 笑顔があふれる子育てのまち …… 30
⑤ 人が集まる元気なまち …… 32
⑥ 市民に愛され、育まれるまち …… 34

分野別計画

分野別計画の構成 …… 38
分野別計画の体系図 …… 39
第1章　「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち …… 45
第2章　いつも身近に「安らぎ」が感じられるまち …… 65
第3章　文化を育み「豊かな心」と「生きがい」が実感できるまち …… 91
第4章　活気あふれる「生き生き」とした暮らしのあるまち …… 111
第5章　都市の活力を生み発展し続けるまち …… 129
第6章　新時代をひらく「創意」と「意欲」にあふれるまち …… 141
第7章　計画の推進にあたって …… 153

資料編

参考指標一覧 …… 164
計画策定の経過 …… 184
総合計画審議会 …… 185
基本構想 …… 197
地勢／船橋市のあゆみ …… 208
都市宣言 …… 209
市章／市の木／市の花 …… 210

序論

「アンデルセン公園の春」

第1章

計画の概要

1 後期基本計画策定の趣旨

本市では、昭和54年3月に「船橋市基本構想」を策定し、その中で「品格のある文化都市・船橋」をまちづくりの目標に掲げ、市政の基本指針として位置づけました。その後、基本構想を実現するための基本政策を定めるものとして、昭和58年に「活力ある近代的都市・船橋」を都市づくりの目標とした第一次基本計画を策定し、さらに平成3年には、「豊かで住みよい国際都市」を都市づくりの目標とした第二次基本計画である「ふなばし未来2001」を策定しました。

これらの計画期間の中で、昭和58年に「スポーツ健康都市宣言」、昭和61年に「平和都市宣言」、平成4年には「福祉と緑の都市宣言」を行いました。また、基本構想・基本計画・都市宣言を市政の基礎として、昭和54年以降、道路交通対策、下水道の整備等、本市が立ち遅れていた都市の基盤整備をはじめ、緊急に解決を迫られていた医療施設の整備や治水対策などの課題に対処するとともに、立地条件を活かした産業経済の振興、スポーツの振興を通じた市民の健康づくり、福祉の充実、コミュニティの育成や国際交流の推進など、本市発展の基礎づくりに努めてきたところです。

その後、バブル経済の崩壊に代表されるように、社会経済状況がめまぐるしい変化を遂げる中、その変化に対応するため、平成12年には「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」をまちづくりの基本理念とした平成32年を目標年次とする基本構想と、平成23年度を目標年次とする基本計画を策定しました。

現行計画の策定から10年以上が経過する間に、船橋市は平成15年に中核市に移行し、保健、福祉、環境等、市民生活に密着した分野の事務の権限が県から市へ移譲され、これまで以上にきめ細かな対応が可能になりました。

特に、市が保健所の運営を行うことにより、食品の安全確保や環境衛生の向上、新型インフルエンザ等の健康危機への対応等、保健・衛生分野の行政機能が強化され、より一層安心して暮らせるまちづくりを進める体制が整いました。

一方、本市を取り巻く状況には、人口構造と家庭を取り巻く環境の変化、地球環境問題の重要性の高まり、持続的な発展に向けた都市基盤づくりや地域経済への取り組みの必要性、暮らしの安心・安全に対するニーズの高まりなどの大きな変化が見られています。

このような時代の急激な変化に対応し、将来の船橋市にふさわしい魅力あるまちづくりを、市民・行政の協力によって推進していかなければいけません。

また、船橋市の持続的な発展を確かなものとするためには、中長期の計画的な行政運営が必要です。後期基本計画は、以上のような視点のもと、これまでの成果を踏まえつつ、「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」の実現のため、平成24年度からの基本的な施策を体系的に定めることを目的として策定したものです。これにより、市民と行政が力を合わせて、住みよいふるさと船橋をつくり・育て・守り続けていくことを目指します。

2 総合計画の構成と後期基本計画の位置づけ

船橋市総合計画は、「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」から構成されています。

「基本構想」は、将来の本市のあるべき姿を示すとともに、これらを実現するための基本的な施策の方向を明らかにし、市政運営の指針とするものです。
基本構想は、平成32年を目標年次としています。

「基本計画」は、基本構想の実現のための基本的な施策を体系的に定めたもので、市政運営を総合的かつ計画的に進めていくためのものです。
後期基本計画の期間は、平成24年度を初年度とする平成32年度までの9年間とします。

「実施計画」は、基本計画に示した施策を計画的かつ効率的に実施する具体的な事業を示したものです。

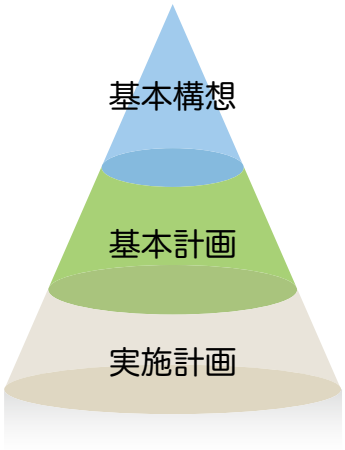

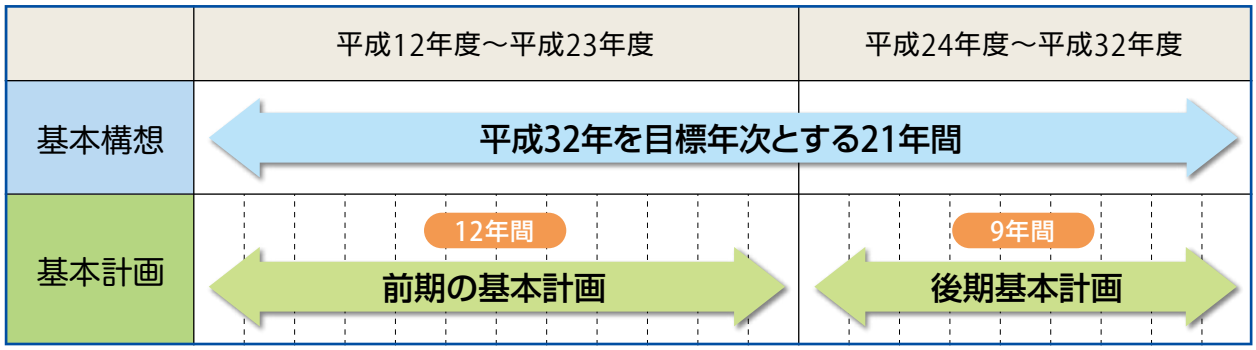

3 後期基本計画の構成

後期基本計画は、「めざすまちの姿」と「分野別計画」から構成されます。

「めざすまちの姿」は、本市を取り巻く課題や市民のニーズを踏まえ、分野別計画に横断的な横串をさすように、特に重要なまちづくりのテーマを設定して、優先的・重点的に取り組むべき施策を抽出したものです。

「分野別計画」は、行政施策を基本構想における施策の大綱にもとづいて各分野別に体系化し、その方向を示したものです。

4 後期基本計画の対象事業

後期基本計画の対象事業には、本市が直接事業主体となる事業のほか、必要に応じて国、県及び民間が事業主体となる事業も含めるものとします。

5 後期基本計画の評価・検証

後期基本計画では、施策の評価・検証を行って、PDCAサイクルにもとづきその進行を管理するための目安として、「参考指標」を設定しました。（巻末「資料編」参照）

「参考指標」は、各施策を構成する事業の成果や実績等のうちから代表的なものを選定したものです。「現状値」は、可能な限り直近で計測可能な数値とし、「目標値」は、基本計画の目標年次である平成32年度を最終目標として定めています。

後期基本計画期間中は、これらの「参考指標」をベースに、社会状況等を踏まえて適宜、追加や見直し等を加えた指標を活用して、計画の進行管理を行っていきます。

6 後期基本計画の修正

市の行財政は、時代の変化や要請に対処しながら、適切に運営することが重要です。

このため、社会的・経済的条件や市民の意向等に合わせて柔軟な対応ができるよう、計画に弾力性を持たせています。また、時代の変化に合わせ、必要に応じて見直しを行っていきます。

第2章

社会・経済の動向と船橋市の課題

1 人口構造と家庭を取り巻く環境の変化

全国の人口は平成19年をピークに減少局面に転じました。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、今後総人口は減少傾向を続け、平成58年には1億人を割り込むとされています（中位推計結果）。一方で、65歳以上の高齢者人口の割合は増加傾向を続け、平成20年には22.1％であった高齢化率は、平成32年には29.2％まで上昇し、14歳以下の年少人口は同じく13.3％から10.8％まで減少するなど、少子・高齢化がより進行する見込みです。世帯についてみると、一般世帯の平均世帯人員は減少傾向を示しており、平成17年には2.56人であったものが、平成42年には2.27人まで減少すると予測されるなど、引き続き単独世帯や核家族世帯が増加する傾向がみられます。また、女性の社会進出の進展などにより、共働き世帯は昭和55年以降増加傾向を示しており、平成9年以降は片働き世帯数を上回った状況が続いています。このような人口・世帯構造の大きな変化の中、国としての活力を維持するため、子育て支援や福祉・医療政策等の高齢化対策が求められています。

こうした状況の中、本市の人口は、当面は増加傾向が続くと見込まれるものの、年齢構成を見れば、老年人口（65歳以上）が急激に増加し、年少人口（14歳以下）は平成27年をピークに減少に転ずると見込まれるなど、少子・高齢化が確実に進行すると予測されています。少子・高齢化の進行や労働力人口の減少は、歳出の増大・歳入の減少にもつながります。また、総人口に対する生産年齢人口の比率が低下することにより、都市の活力の低下なども懸念されます。さらには、共働き世帯や核家族世帯の増加にも対応が必要です。

このため、将来にわたる船橋市の都市活力の維持・増進に向けて、子育て支援策の充実や教育環境の充実などにより、子育て世代の転出抑制・転入促進を図るとともに、高齢者に対応した地域福祉ネットワークの構築や高齢者が活躍できる環境の整備など、少子・高齢化の進行に備えていくことが必要です。

アンデルセン公園・キッズガーデン

2 環境問題の重要性の高まり

八木が谷市民の森

近年の環境問題は、旧来からの公害型の環境問題に加え、地球温暖化や生物多様性の劣化といった、利害関係が見えづらい地球規模の問題へと広がりを見せています。また、人口増加や都市化等、人間社会の急速な変化は地球環境問題を深刻化させ、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムでは将来的に持続可能な社会を築くことは極めて困難だという認識が国際的に広がっています。さらには、東日本大震災(注)を契機として、電力をはじめとするエネルギー使用量の削減が求められるとともに、クリーンで安全なエネルギーへの転換がこれまで以上に模索されています。これらの問題解決のためには、国民一人ひとりがその責任を自覚して行動するとともに、環境に配慮した経済活動により低負荷・資源循環・自然共生型の社会を目指した取り組みを行うことが必要とされています。

こうした状況の中、本市でも、上述の問題に加えて大気汚染等の公害やヒートアイランド、生活騒音問題等の都市特有の環境問題を抱えています。

これまで本市は、環境負荷の低減に向けて、効率的なごみ収集・処理体制の整備、市の施設等におけるエコオフィスプランの推進など、省エネルギー・省資源・廃棄物削減のための取り組みを推進してきました。さらに、良好で快適な生活環境の形成のため、「船橋市環境保全条例」による地域環境(大気・水質・土壌等)に対する監視体制の強化・確立にも努めてきました。今後もこうした取り組みを継続・強化し、環境負荷の少ない地域社会づくりに取り組んでいかなければなりません。

また、恵み豊かな東京湾に面し、水と土壌に恵まれた谷津を有する本市では、数千年の昔から人々の暮らしが営まれてきました。現在でも、谷津田や斜面林、東京湾の貴重な干潟である三番瀬等の自然が残されていますが、これらの自然は市街地の拡大や外来生物等、様々な脅威にさらされています。残された自然を活かし、生物多様性を確保するため、本市では、関係自治体と連携した三番瀬の保全・再生や、「船橋市緑の基本計画改定版」にもとづく緑の保全と創出、「船橋市環境共生まちづくり条例」による開発等の規制・誘導などに取り組んできました。今後は、こうした取り組みを一層強化するとともに、環境教育や環境保全活動への市民・事業者等の参加機会の拡大、活動団体への支援の充実なども進め、市と市民が一体となって、恵み豊かな環境を目指すことが必要です。

東日本大震災:平成23年3月11日に発生した三陸沖深さ24kmを震源とする「平成23年東北地方太平洋沖地震」による災害。地震のマグニチュードは、日本観測史上最大の9.0を記録した。

3 地域の発展を支える都市基盤づくりの必要性

高齢化の急速な進行を背景として、誰もが快適で安心して活動することができる都市基盤づくりが求められています。また、東日本大震災をはじめとする震災や風水害等の大規模な自然災害により、災害に対する不安が高まっており、住民の生命と財産を守る災害に強い都市の形成が求められています。さらに、子どもや高齢者の移動手段として重要な役割を担う鉄道・バス等、地域の公共交通については、全国的な人口減少による需要の減少を背景として、そのネットワークを維持していくことが大きな課題となっています。地方自治体の財政を取り巻く環境が厳しさを増す中で、このような人口減少や少子・高齢化等の地域社会の構造の変化やニーズの変化に対応するため、都市基盤全般を効率的・効果的に維持・改善していくことが求められています。

こうした状況の中、本市では、幹線道路や身近な生活道路、公園・緑地、橋りょう、治水施設等の都市基盤整備に努めてきましたが、その水準及び老朽化対策は依然として十分とはいえず、今後も良好かつ安全・安心な生活環境の確保に向けて整備を続けていくことが必要です。

また、これまで「船橋市地域防災計画」の見直しや治水対策をはじめとして様々な防災対策を進めてきましたが、今後も、災害による被害を最小限とするため、学校や保育所等の公共建築物の耐震性向上や下水道・治水施設の整備など、都市の防災機能の強化に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

一方、高度経済成長期に整備した公共施設については老朽化が進行しており、その維持・更新に要する負担が今後の大きな課題となっています。このため、安心して心豊かに暮らすことのできる生活環境を確保するには、多様化する市民ニーズに的確に対応しつつ、公共施設を効率的・効果的に維持・改善していくことが必要です。

また、本市においても高齢化は着実に進行しており、人と環境にやさしい都市づくりが求められる中で、都市基盤全般のバリアフリー化を進めるとともに、誰もが快適に移動ができるように、公共交通の維持・改善を図ることが必要です。

さらに、本市の一層の発展を図るためには、広域的な交流の拠点となる都市を目指した、快適で魅力のある都市づくりが必要です。このため、船橋駅周辺を中心とした商業サービス機能の集積促進や文化的機能の質の向上、良好な景観の保全と形成、本市の特長である海を活かした魅力あるベイエリアの創出など、内外の人々が集う交流の舞台にふさわしい都市空間の形成が必要です。

船橋駅周辺

4 地域経済の持続的な発展に向けた取り組みへの要請

バブル経済の崩壊以降、日本経済は低迷を続けており、世界的な経済危機によっても深刻な打撃を受けました。東日本大震災の影響も長期化が懸念されます。また、今後総人口の減少や少子・高齢化による労働力人口の減少など、国内市場を取り巻く環境は厳しさを増すことが予想され、経済は依然として先行き不透明な状況にあります。雇用情勢の悪化や賃金低下による所得の減少・停滞を背景として、多くの世帯が支出の抑制を余儀なくされているとともに、将来の生活に対する不安も拡がっています。また、個人消費の低迷の長期化は、経済活力を維持する上で大きな課題となっています。

こうした状況の中、本市は、人口約60万人の大都市でありながら、商工業だけでなく活発な都市型農業や、歴史のある漁業が営まれるなど特徴的な産業構造を示しています。しかしながら、全産業で見た総事業所数は近年減少傾向を示しており、これらの地域産業を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。また、従業員が少なく企業体力の小さい中小企業が大きな割合を占めていることから、地域産業の活力の維持・向上に向けた競争力確保のためには、農漁業のブランド化による高付加価値化や、利用しやすい商業環境の整備、各種機関と連携した技術力向上による地域工業の高度化等の取り組みを進めると同時に、高齢化等の社会変化に対応した新たな成長産業を育成することが必要です。こうした取り組みによりもたらされた地域経済の活性化を、雇用の拡大と個人所得の増加に結びつけることで、人々の生活にゆとりと安定を生み出し、将来に対して希望が持てる社会を築くことが必要です。さらに、雇用の拡大や個人所得の増加を地域の新たな消費に結びつけることで域内循環を拡大し、地域経済の持続的発展を図ることも必要です。

一方、本市の生産年齢人口は、ほぼ横ばいを維持することが見込まれますが、総人口に対する生産年齢人口の比率は低下すると予測されています。こうした状況の中、地域の産業の持続的な発展を支える基盤を確保するためには、就労支援や、就労環境の改善や就業条件の弾力化等に関する意識啓発を行うことにより、女性や高齢者等の潜在的人材も含め、多様な人材の活用を進めることが必要です。

船橋駅前のイルミネーション

5 生涯を通じて安心して暮らすことのできる社会環境づくりの必要性

大規模な災害や様々な感染症の発生、詐欺行為など悪質化・巧妙化する犯罪、食品偽装等による食の安全性への疑問など、日々の暮らしを取り巻く様々な不安が増大しています。また、長期的な経済の停滞による雇用の収縮・不安定化と、これに伴うフリーター・派遣社員といった非正規雇用者の増大、所得格差の拡大等を背景として、若年層におけるニート・ひきこもりなど、自己実現や社会的・経済的な自立が困難な人々が増加し、こうした不安や悩み、ストレスからメンタルヘルスに課題を有する人々も増加しています。さらに、高齢化の急速な進展に伴い、高齢者の生活を支える環境への不安も高まっています。このように、様々な生活の局面やライフステージにおいて不安感が高まっており、こうした不安を解消し、すべての人々が生涯を通じて安心して暮らすことのできる社会環境づくりに取り組んでいくことが求められています。

こうした状況の中、本市では、暮らしの安全・安心の確立に向けて、平成15年に設置された市保健所が中心となった食品衛生管理や感染症対策、携帯電話やインターネット等の多様な媒体を用いた防犯・防災情報の提供など様々な取り組みを進めてきました。今後は、市の危機管理機能を高めるとともに、緊急時における市民への情報伝達・市民からの情報収集機能を強化することが必要です。また、国の関係機関や地域の団体、企業等とも連携を強化し、防犯・防災に対する市民の意識を高めるとともに、地域での防犯・防災に関する取り組みの促進、犯罪や衛生面などに対応した市民の安全・安心を確保するための取り組みの一層の充実を図ることが必要です。

また、本市においても有効求人倍率の減少をはじめ、就労環境は厳しさを増しつつあります。このため、企業等への働きかけや関係機関との連携などにより、すべての世代への就労支援を通じた雇用の安定と自立した生活の確保、若年層の勤労観・職業観を育成するためのキャリア教育の充実、勤労者へのメンタルヘルスケアの支援など、取り組みを強化することが必要です。

さらに、高齢者が安心して暮らせる生活環境づくりに向けて、福祉関連団体等との連携により効率的・効果的な福祉サービスの体制づくりを進めるなど、互いに見守り支えあう地域社会を築いていくことが必要です。

化学災害やテロ災害を想定した訓練を実施

6 地方分権の進展と市民の創意を活かしたまちづくりの必要性

人口減少と少子・高齢化、長期化する経済の停滞により、地方自治体の財政を取り巻く環境が一層厳しくなるとともに、ライフスタイルの変化によるニーズの多様化等を背景として、行政サービスへのニーズも質・量ともに高まっています。また、地方分権の進展により、基礎自治体(注)は、拡大する権限と責任にふさわしい能力と体制の充実が求められています。さらに、経済的な豊かさよりも心の豊かさを重視する価値観が定着し、公共的な取り組みへの参画に意欲をもつ人々が増加しています。

こうした状況の中、本市は、平成15年に中核市となり、大きな権限と責任を担うようになったことから、組織改革、行財政改革、職員の能力開発などに取り組んできました。今後は、これまで以上に自立性・主体性の高い市政運営が求められることから、より一層効率的・効果的な行財政運営を進めるため、市の組織体制や仕事の仕組みを継続的に改革・改善していくことが必要です。

また、こうした取り組みにより行政としての体制や機能の充実を図る一方で、地域のニーズに対応した、より豊かできめの細かいまちづくりを進めるために、市民と市の協働(注)による取り組みの充実を図ることが必要です。市内では、県内で千葉市に次いで2番目に多い180のNPO法人(平成22年12月現在、千葉県環境生活部県民活動・文化課調べ)をはじめとする、多くの団体が地域を豊かにする様々な活動に取り組んでいます。市は、こうした市民の創意や意欲を活かし、魅力ある地域づくりを進めるため、平成20年に「市民協働の指針」を策定し、「市民活動サポートセンター」等、様々な体制の整備や団体等への支援を行ってきました。

今後は、市政に関する情報提供の充実などにより、市民や企業、団体等のまちづくりへの意欲を一層高めるとともに、協働によるまちづくりの体制や仕組みの充実を図り、地域の多様な主体の分担と協力(共助)により、地域社会を支えていくことが期待されます。

市民活動サポートセンター

基礎自治体:市町村のこと。国の行政区画として最小の単位で、住民に最も身近な行政を担う。

協働(市民協働):市民・市民活動団体・事業者・学校・議会・行政等のあらゆる主体が、それぞれの社会的役割と責務を認識し、互いの持つ特性を尊重しつつ、補完し合い、協力・連携し合いながら、市民福祉の増進に向けた地域交流の活性化や地域における課題解決という共通の目的のために、創造的かつ持続的に取り組むこと。(船橋市「市民協働の指針」より)

第3章

計画の基本的条件

1 人口規模想定

本市の人口は近年増加傾向にあり、平成22年時点で609,040人（平成22年国勢調査確定値）となっています。今後も増加基調が続くと想定し、人口推計の中位推計結果を目安に、後期基本計画の目標年次である平成32年における人口を約647,000人と想定します。また、現在より0～14歳人口は減少し約81,000人、65歳以上人口は増加し約154,000人となると想定します。

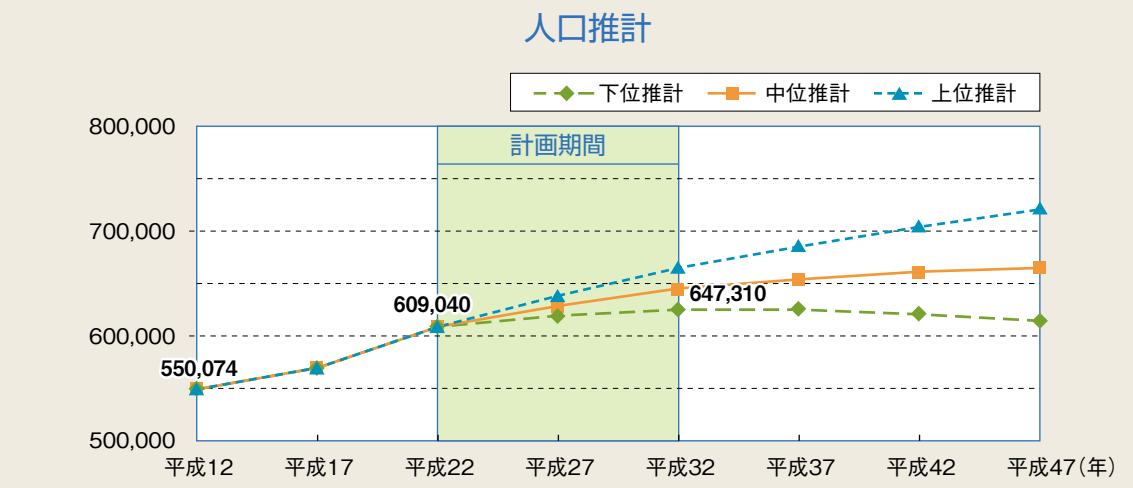

注）平成22年以前の値は国勢調査確定値

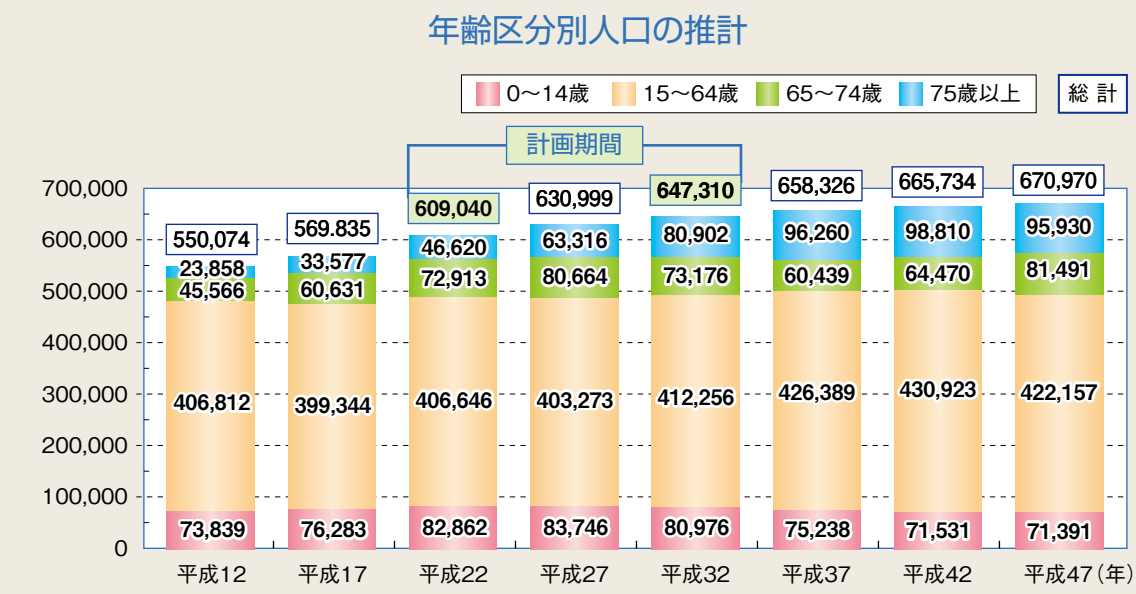

注）年齢区分別人口推計の合計値は，端数処理の関係で総計値と一致しないことがあります。

2 世帯数

本市においては、世帯数が近年増加傾向にある一方、平均世帯人員は減少傾向にあります。今後もこうした傾向が続くと想定し、人口推計の中位推計人口にもとづく推計結果を目安に、後期基本計画の目標年次である平成32年における世帯数を約286,000世帯、一世帯当たりの平均世帯人員を約2.26人と想定します。

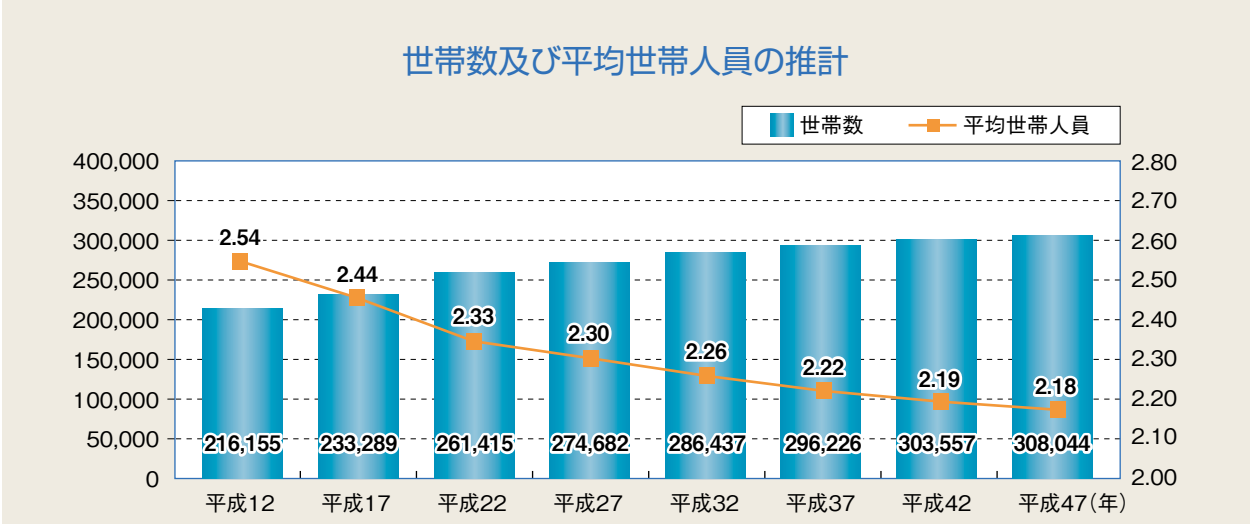

注）平成22年以前の値は国勢調査結果、平成27年以降は前頁の人口推計結果に平成22年の性年齢別世帯主率を乗じて算出した推計値

3 就業人口

本市の就業人口は、平成17年までは減少傾向にありました。しかし、今後は15歳以上人口の増加に伴い緩やかに増加するものと想定し、人口推計の中位推計人口にもとづく推計結果を目安に、後期基本計画の目標年次である平成32年における就業人口を約296,000人と想定します。

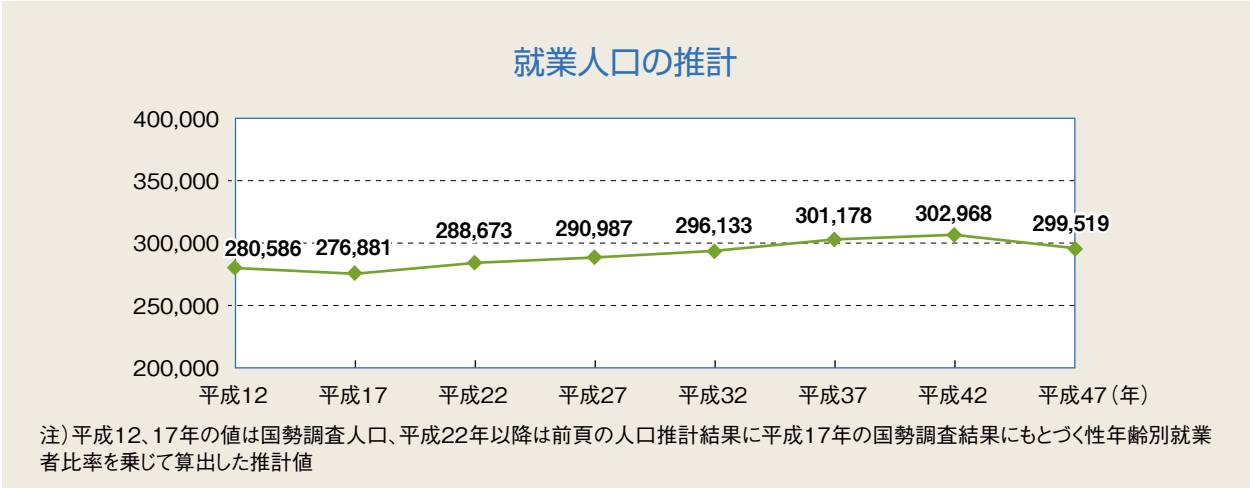

注）平成12、17年の値は国勢調査人口、平成22年以降は前頁の人口推計結果に平成17年の国勢調査結果にもとづく性年齢別就業者比率を乗じて算出した推計値

4 コミュニティ区域

地区コミュニティ

●「地区コミュニティ」は、地域的な視点にたって行政を行うとともに、地域ぐるみの様々な活動を促進するために設定する区域です。

●現在24の地区コミュニティが設定されています。

●将来的には、住民の意思・地域的条件・生活環境の状況といった地域特性を勘案し、コミュニティとしてまとまりのある生活環境を整備することに適すると住民・行政ともに判断した場合に、27区域としていくことを検討します。

●新たに設けられる地区コミュニティとしては、小室、丸山、浜町・若松の3地区が想定されます。

行政ブロック

●地区コミュニティを束ねる概念として、市域を東部、西部、南部、北部、中部の5つの区域に分ける「行政ブロック」を設定しています。

コミュニティ区域図

5 土地利用

土地利用はまちづくりと都市の発展の基礎であり、適正な都市の成長管理を行いながら、地域の土地資源やこれまでに蓄積してきた歴史的な利用特性の下に、地域が持っている多様性や潜在力を見直し、高めていくことが必要です。

土地利用の基本的な方向を次のとおり定めます。

①自然環境・農用地・森林等を保全する。

②自然的土地利用と都市的土地利用の調和を図る。

③秩序ある市街地の発展を目指す。

また、この基本方針を踏まえた土地利用の方向について次のとおり定めます。

(1)農用地・森林地

農業の振興を図るため、農用地の保全と活用に努めるとともに、災害時の防災避難地や緑地として活用を図っていきます。

森林は都市の環境を維持する上で重要であり、積極的な保全を図っていきます。

(2)住宅地

住宅に係る良好な住居環境の保護・創出を図っていきます。

また、安全で快適な居住環境の形成を目指し、木造建物等が密集している地区の解消や、住宅や工場等が混在している地域において、地域の特色を活かした土地利用を図っていきます。

(3)商業・業務地

駅周辺を中心に発展をしてきた商業・業務地について、地域に合った魅力的な中心地の形成を目指し、鉄道の利用促進とあわせ、地域の個性や特色を活かした土地利用を誘導し、地域の活性化を図っていきます。

(4)工業地

既存工業地は、住宅やマンションと工場等の混在が顕在化しつつあることから、工場の操業環境の確保・維持に努めるとともに、計画的な土地利用の誘導を図っていきます。

(5)水際地域

川や海辺の貴重な自然を保全・復元し、親水性を持たせた土地利用の誘導を図っていきます。

土地利用現況図（平成19年現在）

- 田
- 畑・果樹園
- 採草放牧地
- 荒地、耕作放棄地、低湿地
- 山林
- 河川、水面、水路
- 海浜、河川敷
- 住宅・共同住宅
- 商業用地
- 工場用地
- 運輸施設用地（港湾・倉庫）
- 公共用地（官庁・供給処理施設）
- 文教・厚生用地（学校・病院・図書館・寺社）
- 未建築宅地（造成完了）
- 用途改変中の土地（造成中）
- 屋外利用地（駐車場・資材置場等）
- 防衛用地
- 道路用地（幅員4m以上の道路・農道・林道・駅前広場）
- 鉄道用地
- 都市公園・広場・運動場・墓園等の公園緑地
- ゴルフ場等のレクリエーション施設用地

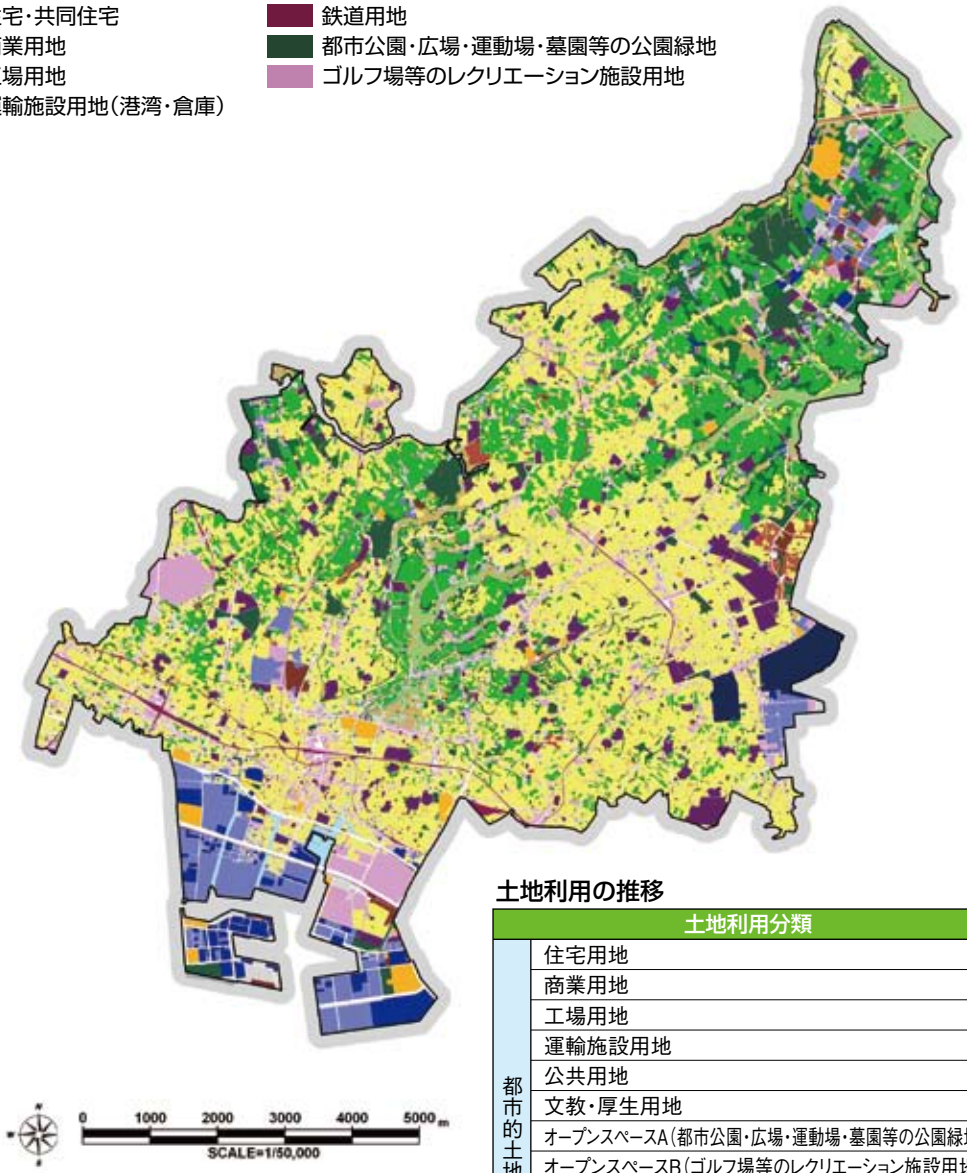

土地利用の推移

（単位：%）

土地利用分類			平成13	平成19
都市的土地利用	住宅用地		28.0	29.8
	商業用地		5.4	5.9
	工場用地		5.0	4.8
	運輸施設用地		2.3	2.3
	公共用地		1.5	1.5
	文教・厚生用地		4.9	5.1
	オープンスペースA（都市公園・広場・運動場・墓園等の公園緑地）		3.8	3.8
	オープンスペースB（ゴルフ場等のレクリエーション施設用地）		0.5	0.4
	未建築宅地		1.4	1.0
	用途改変中の土地		0.6	0.5
	屋外利用地		4.4	4.2
	自衛隊、米軍施設		1.2	1.2
	道路用地		11.8	12.3
	鉄道用地		1.0	1.0
自然的土地利用	農用地	田	2.0	1.7
		畑	16.2	15.0
		採草放牧地	0.1	0.1
		荒地、耕作放棄地、低湿地	3.2	3.3
	山林		5.9	5.1
	河川、水面、水路		0.9	0.7
	海浜、河川敷		0.1	0.1
合　計			100.0	100.0

第4章

計画における市民と行政の役割

この計画の推進にあたっては、行政（本市及び国・県等）と市民（本市に住む人のほか、在勤・在学の人、NPOや市民活動団体、企業、学校等）がともにその主体となって、基本計画のあらゆる分野において、それぞれが社会的役割と責務を認識し、互いの持つ特性を尊重しつつ、補完し合い、協力・連携し合いながら、創造的かつ持続的に取り組んでいくものとします。

行政の役割

行政（市）は、市民に対して、政策・施策の進捗状況や財政状況等、判断の基準となる情報を積極的に提供するとともに、市民の意見やニーズの的確な把握に努めます。

また、船橋市の強み・弱みを把握して、施策の選択と集中を進め、計画的な市政運営及び効率的・効果的な行財政運営を行います。

さらに、協働のまちづくりを進める観点から、市政への市民の参画を促す仕組みづくりを進めるとともに、自助・共助・公助(注)の有機的な連携により、地域の力を活かしたまちづくりを行います。

市民の役割

市民の意見やニーズをより的確に市政に反映するため、市民には、まちづくりの主役は市民であるという認識を持って、主体的にまちづくりに参画することが期待されます。

そのためには、市民一人ひとりが船橋市や自分が住む地域の良さや課題、市の行財政の状況等を知り、自らの発言と行動に責任を持って、市政や地域に積極的に参画することが求められます。

また、市民の意欲や能力を活かして、より豊かなまちづくりを進めるため、市民同士及び市民と行政が、お互いの立場を理解して尊重し合うとともに、市民同士の協力・支えあい、市民と行政の連携・協働を進めていくことが求められます。

自助・共助・公助：ある問題について、当事者である個人やその家族などが解決していくことを「自助」、地域が協力して解決していくことを「共助」、公共（公的機関）が対応することを「公助」という。

「めざすまちの姿」

「きれいな海」
豊富小学校　髙瀬 大輝さん

「めざすまちの姿」の概要
❶非常時への備えのあるまち
❷安心して暮らせるまち
❸未来へつなぐ恵み豊かな環境のまち
❹笑顔があふれる子育てのまち
❺人が集まる元気なまち
❻市民に愛され、育まれるまち

1 「めざすまちの姿」の概要

1 「めざすまちの姿」の目的と位置づけ

◆「めざすまちの姿」とは

基本構想が掲げる本市のまちづくりの目標である「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」の実現を確かなものとするためには、施策・事業を効率的・効果的に実施していくことが必要です。

後期基本計画のうち、分野別計画においては、すべての領域の施策と主な取り組みを体系的に位置づけています。それらの分野別の施策を着実に推進していくことも重要ですが、現在の重要な課題に対応し、分野横断的に優先的・重点的に取り組むことも必要となります。

そこで、本市を取り巻く課題や市民のニーズを踏まえ、分野別計画に横断的な横串をさすように、特に重要なまちづくりのテーマを設定して、優先的・重点的に取り組むべき施策を抽出したものが「めざすまちの姿」です。

◆「めざすまちの姿」の推進により期待される効果

「めざすまちの姿」の推進により、現在の重要課題に効果的に対応し、分野を越えた施策の相乗効果を発揮させることで、「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」の実現を先導するものです。

分野別計画

6つの「将来都市像」と「計画の推進にあたって」で構成される、分野ごとに体系化された取り組み

1.「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち
2.いつも身近に「安らぎ」が感じられるまち
3.文化を育み「豊かな心」と「生きがい」が実感できるまち
4.活気あふれる「生き生き」とした暮らしのあるまち
5.都市の活力を生み発展し続けるまち
6.新時代をひらく「創意」と「意欲」にあふれるまち
7.計画の推進にあたって

めざすまちの姿

現在の重要課題に対応した、分野横断的で相乗効果の高い「基本構想の目標達成を先導する重要施策」

住んでよかった、住み続けたいと思われるための必需性の高いプラン

- 非常時への備えのあるまち
- 安心して暮らせるまち
- 未来へつなぐ恵み豊かな環境のまち
- 笑顔があふれる子育てのまち

一層の発展に向けて「ふなばし」の付加価値を高めるプラン

- 人が集まる元気なまち
- 市民に愛され、育まれるまち

「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」の実現

◆「めざすまちの姿」の推進方法

基本計画を踏まえた具体的な事業を示す実施計画の策定において、「めざすまちの姿」のまちづくりの方向性や取り組みを明確に位置づけることとします。

また、この実施計画にもとづく各年度の事業の実施にあたっては、「めざすまちの姿」に位置づけられた施策に積極的に取り組むこととします。

2 「めざすまちの姿」の検討手順

以下のような手順により、本市を取り巻く課題や市民のニーズを踏まえた、特に重要なまちづくりのテーマを導き出し、これらのテーマに即した施策を抽出しました。

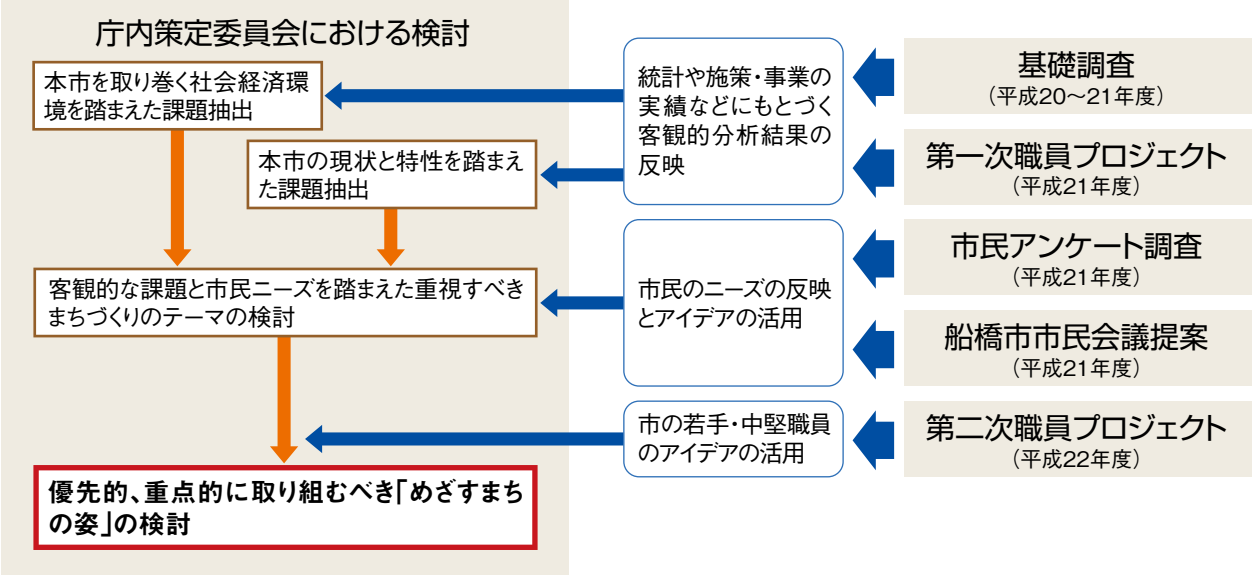

市民ニーズの概要（市民アンケート調査）

施策

市民が望む船橋の将来像

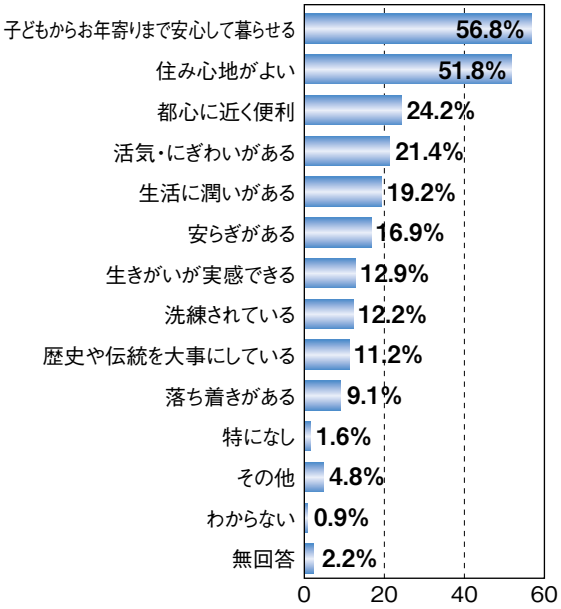

市民が優先すべきと考えている施策

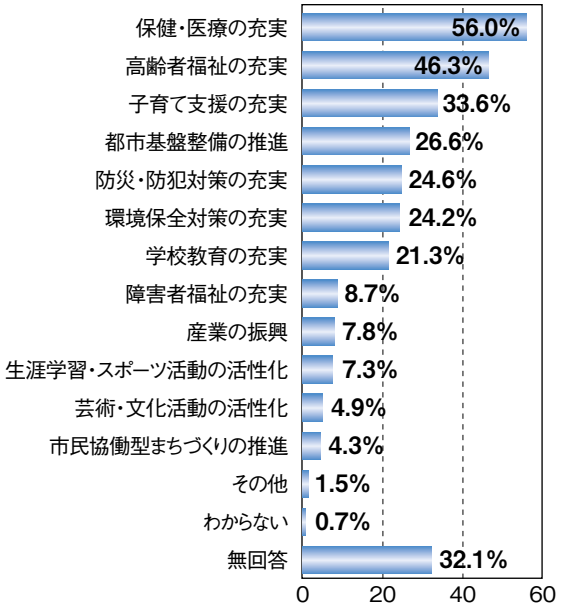

出典：「新基本計画に係る市民アンケート調査」平成21年9月実施

市民のアイデア（船橋市市民会議提案の要旨〈抜粋〉）（テーマ類型、参加者支持率上位5項目）

- ブランド化などによる船橋市の知名度アップ
- 支え合いと交流の環境整備
- 地域活動の活性化
- スポーツの振興
- 住みやすいまちづくり

「めざすまちの姿」の見方

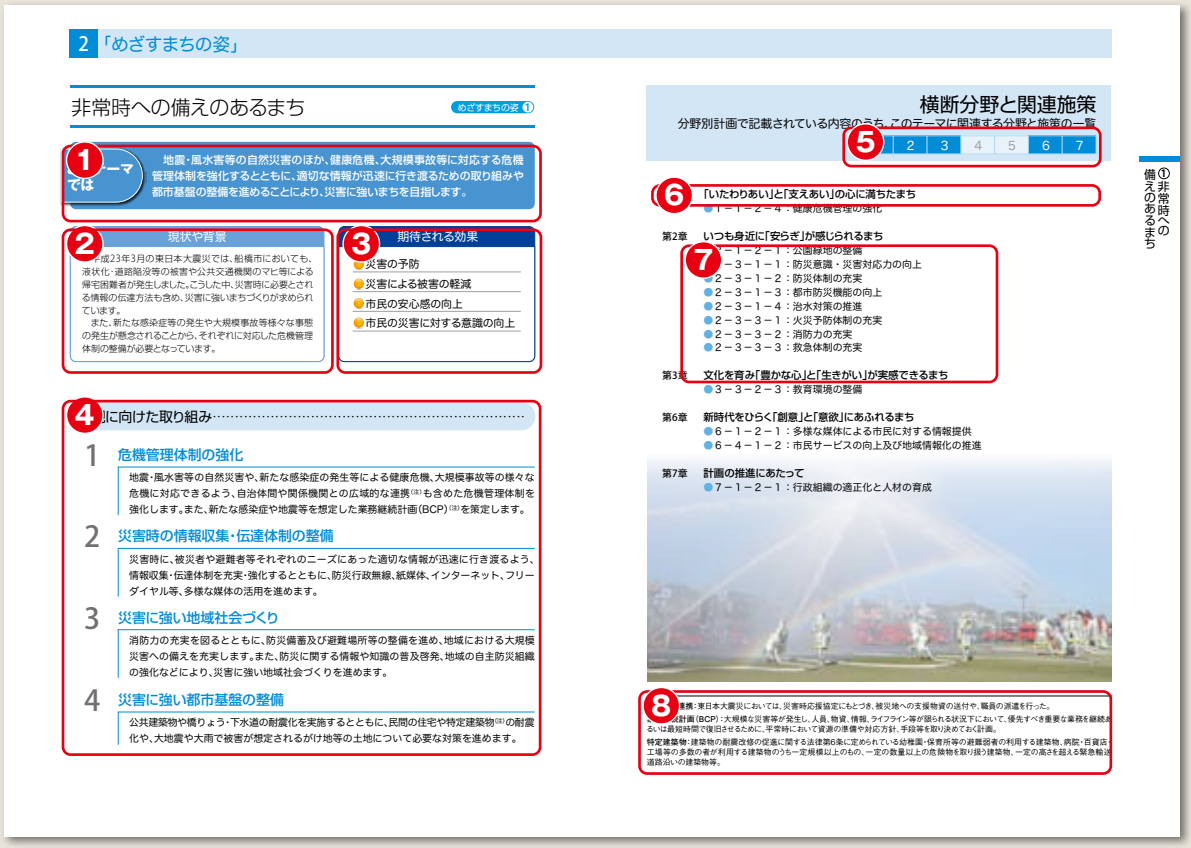

1 このテーマで目指す将来のまちの姿を記載しています。

2 このテーマを設定した背景や課題を記載しています。

3 このテーマの取り組みにより期待される効果を例示しています。

4 めざすまちの姿の実現に向け、主にどのようなことに取り組んでいくのか、方向性を記載しています。

5 このテーマに関連する分野別計画の章の数字を示しています。

6 分野別計画の「章」を示しています。

7 分野別計画の章 － 政策 － 基本施策 － 施策の番号と施策の名称を示しています。

〈例〉「1-2-2-3保育の充実」は「第1章 いたわりあいと支えあいの心に満ちたまち」－「政策2 心のかよった社会福祉の推進」－「基本施策2 次代を担う子どもの育成」－「施策3 保育の充実」を示します。〉

8 専門用語等については注釈を付けています。

非常時への備えのあるまち

めざすまちの姿 ①

このテーマでは

地震・風水害等の自然災害のほか、健康危機、大規模事故等に対応する危機管理体制を強化するとともに、適切な情報が迅速に行き渡るための取り組みや都市基盤の整備を進めることにより、災害に強いまちを目指します。

現状や背景

平成23年3月の東日本大震災では、船橋市においても、液状化・道路陥没等の被害や公共交通機関のマヒ等による帰宅困難者が発生しました。こうした中、災害時に必要とされる情報の伝達方法も含め、災害に強いまちづくりが求められています。

また、新たな感染症等の発生や大規模事故等様々な事態の発生が懸念されることから、それぞれに対応した危機管理体制の整備が必要となっています。

期待される効果

- 災害の予防
- 災害による被害の軽減
- 市民の安心感の向上
- 市民の災害に対する意識の向上

実現に向けた取り組み

1 危機管理体制の強化

地震・風水害等の自然災害や、新たな感染症の発生等による健康危機、大規模事故等の様々な危機に対応できるよう、自治体間や関係機関との広域的な連携(注)も含めた危機管理体制を強化します。また、新たな感染症や地震等を想定した業務継続計画(BCP)(注)を策定します。

2 災害時の情報収集・伝達体制の整備

災害時に、被災者や避難者等それぞれのニーズにあった適切な情報が迅速に行き渡るよう、情報収集・伝達体制を充実・強化するとともに、防災行政無線、紙媒体、インターネット、フリーダイヤル等、多様な媒体の活用を進めます。

3 災害に強い地域社会づくり

消防力の充実を図るとともに、防災備蓄及び避難場所等の整備を進め、地域における大規模災害への備えを充実します。また、防災に関する情報や知識の普及啓発、地域の自主防災組織の強化などにより、災害に強い地域社会づくりを進めます。

4 災害に強い都市基盤の整備

公共建築物や橋りょう・下水道の耐震化を実施するとともに、民間の住宅や特定建築物(注)の耐震化や、大地震や大雨で被害が想定されるがけ地等の土地について必要な対策を進めます。

横断分野と関連施策

分野別計画で記載されている内容のうち、このテーマに関連する分野と施策の一覧

第1章　「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

- 1－1－2－4：健康危機管理の強化

第2章　いつも身近に「安らぎ」が感じられるまち

- 2－1－2－1：公園緑地の整備
- 2－3－1－1：防災意識・災害対応力の向上
- 2－3－1－2：防災体制の充実
- 2－3－1－3：都市防災機能の向上
- 2－3－1－4：治水対策の推進
- 2－3－3－1：火災予防体制の充実
- 2－3－3－2：消防力の充実
- 2－3－3－3：救急体制の充実

第3章　文化を育み「豊かな心」と「生きがい」が実感できるまち

- 3－3－2－3：教育環境の整備

第6章　新時代をひらく「創意」と「意欲」にあふれるまち

- 6－1－2－1：多様な媒体による市民に対する情報提供
- 6－4－1－2：市民サービスの向上及び地域情報化の推進

第7章　計画の推進にあたって

- 7－1－2－1：行政組織の適正化と人材の育成

広域的な連携：東日本大震災においては、災害時応援協定にもとづき、被災地への支援物資の送付や、職員の派遣を行った。

業務継続計画（BCP）：大規模な災害等が発生し、人員、物資、情報、ライフライン等が限られる状況下において、優先すべき重要な業務を継続あるいは最短時間で復旧させるために、平常時において資源の準備や対応方針、手段等を取り決めておく計画。

特定建築物：建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条に定められている幼稚園・保育所等の避難弱者の利用する建築物、病院・百貨店・工場等の多数の者が利用する建築物のうち一定規模以上のもの、一定の数量以上の危険物を取り扱う建築物、一定の高さを超える緊急輸送道路沿いの建築物等。

安心して暮らせるまち

めざすまちの姿 ②

このテーマでは

保健・医療・福祉サービスの充実、防犯体制の強化、安全な道路の整備、生活利便機能を備えた身近な地域づくりなどを進めるとともに、支えあいのコミュニティを再生することにより、安心して暮らせるまちを目指します。

現状や背景

単身世帯や新規住民の増加、生活者の価値観の多様化等により、かつての地域の連帯感や支えあいの意識の希薄化が懸念される中、コミュニティの再生が必要となっています。

また、保健・医療・福祉、日常生活など様々な面から、安心して暮らせる環境が求められています。

期待される効果

- 健康な市民の増加
- 救命率の向上
- 市民の安心感の向上
- 日常生活機能の充実
- 地域のつながりの再生

実現に向けた取り組み

1 保健・医療・福祉の体制づくり

健康の保持増進のための各種健診・相談業務の実施、必要な診療が受けられる地域医療や、救急医療体制の充実、高齢者や障害のある人等に対する多様な福祉サービスの充実に取り組みます。

2 犯罪のないまちづくり

市民・事業者・警察等との連携により防犯体制を充実させるとともに、地域における自主防犯活動を促進することにより、犯罪のないまちづくりに取り組みます。

3 暮らしやすいまちづくり

鉄道駅等を中心に、日々の暮らしに不可欠な商業機能・生活利便機能・交流の場を備えた拠点整備を進めます。また、安心して通行できる道路の整備、バリアフリー化を進めるとともに、公共交通の維持・改善により、誰もが自家用車に頼らず暮らすことのできるまちづくりに取り組みます。

4 支えあいのコミュニティづくり

隣近所の助け合いを支援することで、互いに見守り・支えあうコミュニティを再生し、身近なところで安心を感じられるまちづくりを進めます。

横断分野と関連施策

分野別計画で記載されている内容のうち、このテーマに関連する分野と施策の一覧

第1章　「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

- 1－1－1－1：保健・医療・福祉の連携推進
- 1－1－1－2：救急医療体制の充実
- 1－1－1－3：適切な医療の確保
- 1－1－1－4：難病患者等の療養支援体制の充実
- 1－1－2－1：健康づくり・疾病に関する意識啓発
- 1－1－2－2：相談・指導体制の充実
- 1－1－2－3：検診・健康診査・予防接種の充実
- 1－1－2－4：健康危機管理の強化
- 1－2－1－1：福祉活動のための体制整備
- 1－2－1－2：福祉団体等の育成・支援
- 1－2－2－1：子育て支援サービスの充実
- 1－2－2－2：児童の保護、健全育成
- 1－2－2－3：保育の充実
- 1－2－2－4：療育支援の充実
- 1－2－2－5：ひとり親家庭への支援
- 1－2－3－1：障害への理解の浸透と地域交流の促進
- 1－2－3－2：支援と自立の促進
- 1－2－3－3：生活環境の充実
- 1－2－4－1：高齢者の生きがいの創造
- 1－2－4－2：在宅福祉の充実
- 1－2－4－3：介護サービスの充実

第2章　いつも身近に「安らぎ」が感じられるまち

- 2－2－1－2：地域環境への負荷の低減
- 2－2－1－3：地球温暖化対策の推進
- 2－3－2－1：防犯体制の充実
- 2－3－2－2：自主防犯活動の促進
- 2－3－3－3：救急体制の充実

第4章　活気あふれる「生き生き」とした暮らしのあるまち

- 4－1－3－1：商業環境の整備
- 4－1－3－2：商店街の活性化と経営の高度化

第5章　都市の活力を生み発展し続けるまち

- 5－1－1－2：バリアフリーのまちづくり
- 5－3－1－1：歩行者空間の整備
- 5－3－1－2：自転車利用環境の整備
- 5－3－2－1：公共交通の整備・充実
- 5－4－1－1：駅周辺地区の整備

第6章　新時代をひらく「創意」と「意欲」にあふれるまち

- 6－2－1－1：コミュニティ活動の促進

未来へつなぐ恵み豊かな環境のまち

めざすまちの姿 3

このテーマでは

市全体で高い環境意識を共有し、自然とふれあえる場づくりや、地球環境保全に向けた取り組みを行うことにより、将来の世代が良好な環境のもとで暮らすことのできるまちを目指します。

現状や背景

都市化や生活様式の多様化、地球温暖化が進行する中、船橋市においてもこれらに起因する様々な環境問題が顕在化しており、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解し、環境負荷の低減や循環型社会の構築に積極的に取り組むことが求められています。

期待される効果

- 二酸化炭素排出量の減少
- 水質の改善
- 緑の保全・創出
- 環境問題に対する意識の拡大・浸透
- 都市としての魅力の向上

実現に向けた取り組み

1 環境にやさしい暮らし方の普及

学校・公共施設等において環境学習・環境教育を積極的に展開し、市民一人ひとりの環境に対する意識の向上を図ります。また、市民・事業者が環境にやさしい暮らし方や活動に積極的に取り組めるよう、省エネルギー・リサイクル等の仕組みづくりを進めます。

2 環境負荷の少ないまちづくり

公共交通機関や自転車の利用を促進することにより、市内において慢性化した交通渋滞を緩和し、大気汚染の軽減、二酸化炭素排出量の抑制を促します。また、下水道やごみ処理体制の拡充により環境負荷の低減を図ります。

3 自然とふれあう場づくり

船橋市の魅力である自然を身近に感じ、ふれあうことができる場づくりを進めることにより、潤いに満ちた市民生活が送れるまちを目指します。

横断分野と関連施策

分野別計画で記載されている内容のうち、このテーマに関連する分野と施策の一覧

第2章　いつも身近に「安らぎ」が感じられるまち

- ●２－１－１－１：清らかで豊かな流れの創出
- ●２－１－１－２：自然を活かした水辺の整備
- ●２－１－２－１：公園緑地の整備
- ●２－１－２－２：都市緑化の推進
- ●２－１－２－３：市民等との連携による緑の保全と創出
- ●２－１－２－４：樹林地等の保全対策の推進
- ●２－１－３－１：生物多様性の確保
- ●２－１－３－２：三番瀬の保全・再生
- ●２－１－３－３：環境と調和したまちづくり
- ●２－２－１－１：環境保全体制の充実
- ●２－２－１－２：地域環境への負荷の低減
- ●２－２－１－３：地球温暖化対策の推進
- ●２－２－１－４：まちの美化の推進
- ●２－２－２－１：ごみ減量化・リサイクルの促進
- ●２－２－２－２：ごみ処理体制の整備・充実
- ●２－２－３－１：下水道の整備と管理
- ●２－２－３－２：し尿処理体制の充実

第3章　文化を育み「豊かな心」と「生きがい」が実感できるまち

- ●３－１－１－２：誰もが参加できる学習機会の充実

第4章　活気あふれる「生き生き」とした暮らしのあるまち

- ●４－２－１－２：都市における農地の確保
- ●４－２－１－３：農業を軸にした地域づくり
- ●４－２－２－２：市民に親しまれる漁業の促進
- ●４－３－１－１：自立する消費者の育成

第5章　都市の活力を生み発展し続けるまち

- ●５－１－１－１：計画的な都市づくりとルールの確立
- ●５－２－１－１：魅力あるベイエリアの創出
- ●５－３－１－２：自転車利用環境の整備
- ●５－３－２－１：公共交通の整備・充実

第6章　新時代をひらく「創意」と「意欲」にあふれるまち

- ●６－１－１－１：地域社会を育む市民活動の支援

笑顔があふれる子育てのまち

めざすまちの姿 4

このテーマでは

誰もが子どもを産み育てやすい環境を地域や社会が支えることにより、未来の担い手である子どもが笑顔で健やかに育つとともに、子育て世代にとって魅力があるまちを目指します。

現状や背景

都市化の進行、家族の生活形態や価値観の多様化等により、子どもを取り巻く生活環境が変化するとともに、家庭や地域の子育て力の低下や地域との結びつきの希薄化が懸念されています。また、就労形態の多様化等による保育需要の高まりを受け、保育所待機児童数の増加も課題となっています。こうした中、子どもを産み育てやすく、子ども自身が人間性豊かに成長できる環境が求められています。

期待される効果

- 子どもの生きる力の醸成
- 市民のワークライフバランス（仕事と生活の調和）の向上
- 女性の就業率の向上
- 家庭や地域の子育て力の向上
- 子育て世代の定住促進

実現に向けた取り組み

1 子どもが笑顔で育つまちづくり

子どもが遊びや学びを通じて、自立心や社会性を身につけていけるような活動の場と機会を確保します。また、地域と保育園、幼稚園、学校等が連携しながら子どもの学ぶ意欲、豊かな心、健やかな体づくりを伸ばしていくことにより、子どもが笑顔で健やかに育つまちを目指します。

2 子育てを支援する環境づくり

保育所待機児童の解消や、子育て世代の多様なニーズに合ったサービスを提供できる体制の整備などにより、子育て世代が仕事と育児を両立できるよう支援します。また、子育てサークル、NPO等による子育て支援活動を促進することにより、地域や社会で子育て世代を支えるまちを目指します。

横断分野と関連施策

分野別計画で記載されている内容のうち、このテーマに関連する分野と施策の一覧

1 2 3 4 5 6 7

第1章　「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

- 1－1－2－2：相談・指導体制の充実
- 1－1－2－3：検診・健康診査・予防接種の充実
- 1－2－2－1：子育て支援サービスの充実
- 1－2－2－2：児童の保護、健全育成
- 1－2－2－3：保育の充実
- 1－2－2－4：療育支援の充実
- 1－2－2－5：ひとり親家庭への支援

第2章　いつも身近に「安らぎ」が感じられるまち

- 2－1－2－1：公園緑地の整備

第3章　文化を育み「豊かな心」と「生きがい」が実感できるまち

- 3－1－2－1：学校・家庭・地域の連携・協力の推進
- 3－3－1－1：家庭教育の充実
- 3－3－1－2：地域の教育力の充実
- 3－3－2－1：教育内容の充実
- 3－3－2－4：家庭・地域との連携
- 3－3－2－6：幼児教育の充実
- 3－3－3－1：青少年健全育成活動の促進
- 3－3－3－2：交流活動の促進
- 3－3－3－3：青少年施設の整備と利用の促進
- 3－3－3－4：青少年の自立を支援する体制の整備

第6章　新時代をひらく「創意」と「意欲」にあふれるまち

- 6－1－1－1：地域社会を育む市民活動の支援
- 6－2－1－1：コミュニティ活動の促進
- 6－3－1－1：男女共同参画の環境づくり

人が集まる元気なまち

めざすまちの姿 5

このテーマでは

職・住・遊の目的地として、積極的に選ばれるための魅力づくりを行い、人が集まる活気あるまちを目指します。

現状や背景

人口減少時代の到来や地方分権のさらなる進展により、市民生活の質を向上させながら持続的な発展を遂げていくためには、これまで以上に地域の特性を活かした都市づくりを進めていくことが必要となっています。こうした中、船橋市においても、立地条件の良さや利便性などの強み、農水産物や海等の地域資源を活かして都市の魅力を創出することが求められています。

期待される効果

- 都市イメージの向上
- 雇用の創出
- 産業集積の促進
- 経済の活性化
- 財政基盤の強化

実現に向けた取り組み

1 快適さアップ

市街地・道路の整備や、バス・鉄道等の公共交通の利便性の向上を図るとともに、良好な景観の形成、公園緑地や安心して歩ける空間の整備等を行うことで、快適で暮らしやすい環境を整え、多くの人に住みたい、住み続けたいと思われるまちを目指します。

2 活力アップ

地域産業の活性化や今後の成長が期待できるような産業の育成を進め、商工業の集積や事業所の立地を促すことで、活力あるまちを目指します。

3 注目度アップ

特色のある商店街づくりや、楽しんで歩ける回遊性の創出、船橋市にある地域資源（農水産物、海、スポーツ、音楽、イベント等）の市内外へ向けた発信により、都市のイメージを向上させ、多くの人に注目されるまちを目指します。

横断分野と関連施策

分野別計画で記載されている内容のうち、このテーマに関連する分野と施策の一覧

第2章　いつも身近に「安らぎ」が感じられるまち

- ２－１－２－１：公園緑地の整備
- ２－１－２－２：都市緑化の推進
- ２－１－３－２：三番瀬の保全・再生
- ２－３－５－３：住環境の整備

第3章　文化を育み「豊かな心」と「生きがい」が実感できるまち

- ３－２－１－１：芸術文化の振興
- ３－２－１－２：ふるさとの歴史・文化財の保存と活用

第4章　活気あふれる「生き生き」とした暮らしのあるまち

- ４－１－１－１：産品ブランドの推進
- ４－１－１－２：まちの魅力の創出及び活用
- ４－１－２－１：総合的な産業振興の推進
- ４－１－２－２：新規・有望産業の育成
- ４－１－３－１：商業環境の整備
- ４－１－３－２：商店街の活性化と経営の高度化
- ４－２－１－１：農業経営力の強化と担い手の育成
- ４－２－１－３：農業を軸にした地域づくり
- ４－２－２－２：市民に親しまれる漁業の促進
- ４－３－１－３：生産の現場が身近に感じられる豊かな消費生活の実現

第5章　都市の活力を生み発展し続けるまち

- ５－１－１－２：バリアフリーのまちづくり
- ５－１－１－３：良好な景観の保全と形成
- ５－２－１－１：魅力あるベイエリアの創出
- ５－３－１－１：歩行者空間の整備
- ５－３－１－３：道路ネットワークの構築
- ５－３－２－１：公共交通の整備・充実
- ５－４－１－１：駅周辺地区の整備
- ５－４－１－２：良好な市街地の形成

第7章　計画の推進にあたって

- ７－１－１－２：都市ブランドの確立

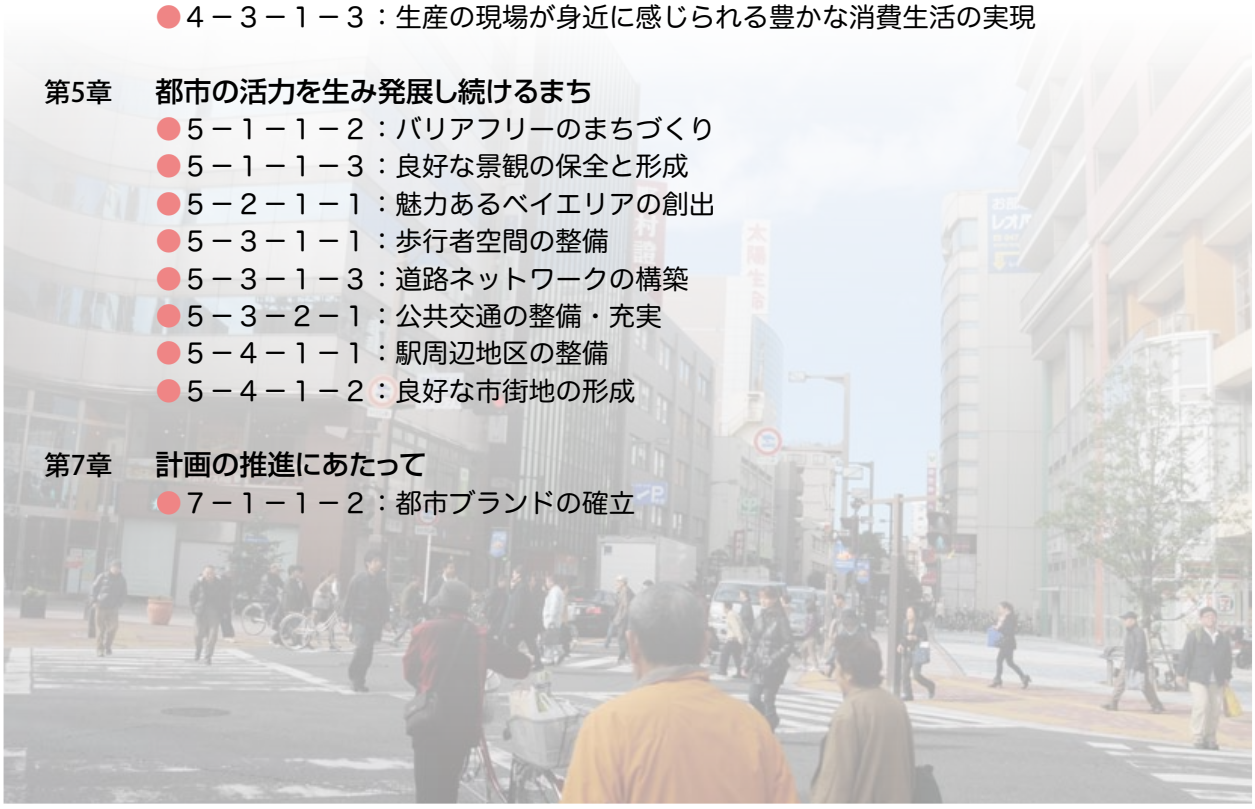

市民に愛され、育まれるまち

めざすまちの姿 ⑥

このテーマでは

市民一人ひとりが、船橋をもっとよく知るとともに、地域や市の課題を、周りの人々とともに考え、解決するようになることで、「ふなばし」がさらに市民に愛され、育まれるまちとなることを目指します。

現状や背景

船橋市は、定住志向や愛着を持つ人の割合が高く、地域活動への参加ニーズも増えています。

また、団塊の世代が定年を迎えるなど元気な高齢者も増加していますが、その能力・活力を発揮できるような環境は十分とは言えません。

こうした中、地域活動に参加するきっかけづくり・支援体制を整えるとともに、市民がより一層愛着と親しみを持てるまちづくりを進めることが求められています。

期待される効果

- まちづくりの担い手の増加
- 多世代間交流の促進
- 自治意識の向上
- 地域の相互扶助機能の向上
- 郷土愛・一体感の醸成
- 市民満足度の向上

実現に向けた取り組み

1 「ふなばし」の魅力発見

多くの市民に、船橋を愛する心を抱いてもらうため、海や里山(注)といった市内の自然や歴史、文化等に親しむ生涯学習活動等を通じて、「ふなばし」の魅力を発見する機会の充実を図ります。

2 地域活動の支援と仕組みづくり

身近なまちの美化・緑化や、防災・防犯・消防団等の活動、生涯学習活動等への参加を促すとともに、活動をしたい人と活動をしている団体を結ぶ、情報や場の提供を進めます。

また、市民や市民活動団体の創意と意欲を活かしたまちづくりを進めるため、地域の課題解決や魅力創出等の活動支援や、人材の育成に取り組むとともに、様々な団体が連携する仕組みづくりを進めます。

3 市内外への「ふなばし」情報の発信

地域活動や市政への市民の参画を促し、協働のまちづくりを進めるために、多様な媒体による市民への情報提供や情報公開を総合的に推進するとともに、「ふなばし」の多彩な魅力を市内外に向けて発信します。

横断分野と関連施策

分野別計画で記載されている内容のうち、このテーマに関連する分野と施策の一覧

1 2 3 4 5 6 7

第1章　「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

- 1－2－1－1：福祉活動のための体制整備
- 1－2－4－1：高齢者の生きがいの創造

第2章　いつも身近に「安らぎ」が感じられるまち

- 2－1－2－3：市民等との連携による緑の保全と創出
- 2－2－1－4：まちの美化の推進
- 2－3－1－1：防災意識・災害対応力の向上
- 2－3－2－2：自主防犯活動の促進
- 2－3－3－2：消防力の充実

第3章　文化を育み「豊かな心」と「生きがい」が実感できるまち

- 3－1－1－1：市民の主体的な生涯学習活動の促進・支援
- 3－1－1－2：誰もが参加できる学習機会の充実
- 3－1－1－3：学習環境の整備・充実
- 3－1－2－1：学校・家庭・地域の連携・協力の推進
- 3－1－2－2：生涯学習推進体制の整備・充実
- 3－2－1－1：芸術文化の振興
- 3－2－1－2：ふるさとの歴史・文化財の保存と活用
- 3－2－2－1：スポーツ・レクリエーション推進体制の整備
- 3－2－2－2：スポーツ・レクリエーション活動の促進

第4章　活気あふれる「生き生き」とした暮らしのあるまち

- 4－1－1－1：産品ブランドの推進
- 4－1－1－2：まちの魅力の創出及び活用
- 4－3－1－3：生産の現場が身近に感じられる豊かな消費生活の実現

第5章　都市の活力を生み発展し続けるまち

- 5－1－1－4：市民参加のまちづくり

第6章　新時代をひらく「創意」と「意欲」にあふれるまち

- 6－1－1－1：地域社会を育む市民活動の支援
- 6－1－1－2：市政への市民の参画の促進
- 6－1－2－1：多様な媒体による市民に対する情報提供
- 6－1－2－2：市民の声の収集と活用
- 6－2－1－1：コミュニティ活動の促進

第7章　計画の推進にあたって

- 7－1－1－2：都市ブランドの確立

里山：自然と都市の中間にあり、集落に隣接し、人による維持もしくは管理がなされている、あるいは、かつてなされていた、樹林地、草地、湿地、農地等により構成される地域。

分野別計画

「三山ハミングロード」
磯崎 豊吉さん

第1章 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち
第2章 いつも身近に「安らぎ」が感じられるまち
第3章 文化を育み「豊かな心」と「生きがい」が実感できるまち
第4章 活気あふれる「生き生き」とした暮らしのあるまち
第5章 都市の活力を生み発展し続けるまち
第6章 新時代をひらく「創意」と「意欲」にあふれるまち
第7章 計画の推進にあたって

分野別計画の構成

章（7）・・・・・・ 基本構想における6つの「将来都市像」と、それらの推進方策を述べた「計画の推進にあたって」で構成されています。

政策（23）・・・・・・・・・ 基本構想における「施策の大綱」と「構想推進にあたって」に対応しています。

基本施策（51）・・・・・ 各分野における今後の施策展開の基本的な考え方を示しています。

施策（140）・・・・・・・・ 基本施策を実現するための具体的な取り組みを示しています。

分野別計画の見方

❶ 政策1 生涯にわたる健康づくりの推進

❷ 1-1 健康で安心した生活ができる環境の整備

❸ 現状と課題

これまで本市では、市民一人ひとりが生涯を通じて健康で安心した生活ができるよう、保健・医療施設や救急医療体制の整備を進めるほか、平成15年度の中核市移行に伴い設置された市の保健所に関する業務を推進してきました。

一方、高齢化の進行や生活習慣の変化により、医療機関受診者や救急患者の増加など、医療に対する需要が増大しています。さらに、医師・看護師の不足や、診療時間外の不要不急な受診などによる医療現場の負担が社会問題化しています。

こうした状況の中、安定した保健医療サービスを提供し続けるためには、保健・医療・福祉の関係機関が連携を強化しながら、地域医療・救急医療体制の充実を図るとともに、市民に医療機関の役割分担を理解してもらい、適正な受診を求めていく必要があります。

また、特定疾患治療研究事業[注]の受給者（難病患者）や結核患者等が安心して療養できるような病気・療養に関する相談体制の充実等の支援が求められています。

❹ 基本方針

■めざすべき姿

市民が身近な地域で、適切かつ良質な医療を受けられ、安心して生活できる環境が整っている状態

■施策の方針

疾病の状況に応じて適切な医療が受けられる環境を整備するために、地域にある保健・医療・福祉資源を有効活用するとともに、病院や診療所等の医療機関相互の連携と機能分担の促進、救急医療体制の充実に努めます。また、難病患者等が安心して療養できるよう支援します。

❺ ▶施策の方向

施策1 保健・医療・福祉の連携推進

市民が、住み慣れた地域でいつまでも健康で安心して暮らし続けられるように、保健所・保健センター・夜間休日急病診療所及び地域包括支援センター等を複合する新保健所をはじめとした必要な保健・医療施設の整備等により、保健・医療・福祉サービスの連携を推進し、地域医療体制の充実を図ります。

❻ 主な取り組み

- 保健所・保健センター・夜間休日急病診療所及び地域包括支援センター等の複合施設の整備
- 地域リハビリテーション[注]の推進
- 在宅医療体制の推進

施策2 救急医療体制の充実

市民の急病等に対応するために、救急医療体制を充実させます。また、救急医療への理解を広めるために、広報紙やイベント等を通して、医療機関への適正な受診を呼びかけます。

主な取り組み

- 救急医療機関ネットワーク・夜間休日急病診療所等による救急医療体制の充実
- 医療機関への適正な受診の周知・啓発
- 救命救急センターの充実

施策3 適切な医療の確保

今後も適切な医療を確保するために、施設の充実や、医療を支える人材の確保に努めます。また、医療機関に対し安全管理体制の確保に向けた指導を行います。さらに、医療供給体制の変化にあわせて、老朽化した市立医療センターの建替えを含めた対応を検討します。

主な取り組み

- 市立医療センター・市立リハビリテーション病院の機能の充実
- 看護師等の安定的確保
- 適切な医療提供のための医療機関への立入検査

施策4 難病患者等の療養支援体制の充実

難病患者や結核患者等の不安等を解消するため、相談や療養に必要な指導等による支援を充実させます。また、難病等の患者が安心して療養できるように、医療費の公費負担を行います。

主な取り組み

- 難病患者訪問相談の推進
- 地域DOTS[注]支援による結核の治癒・再発防止

❼ 注 特定疾患治療研究事業：原因が不明で治療法が確立していない疾患（難病と呼ばれる疾患）の一部について、治療研究を行うとともに、医療費の一部を公費で負担し、患者の負担軽減を図ることを目的とした事業。

地域リハビリテーション：障害のある人々や高齢者およびその家族が住み慣れたところで、そこに住む人々とともに、一生安全に、いきいきとした生活が送れるよう、医療や保健、福祉及び生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべてを言う。（日本リハビリテーション病院・施設協会）

DOTS（ドッツ）：WHO（世界保健機構）が提唱したもっとも効果的な結核対策のパッケージ戦略。結核患者の服薬支援に行政が強く関わること。

第1章 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

❶ 各章の政策番号と名称を示しています。

❷ 章番号 － 政策番号 － 基本施策番号と、その基本施策名称を示しています。

❸ この基本施策における現状と課題を記載しています。

❹ この基本施策における今後の施策展開の考え方を記載しています。

❺ 基本施策を推進するための各施策番号と施策名称、取り組みの方向を記載しています。

❻ 施策を推進するために実施する主な取り組み（事業）を例示しています。

❼ 専門用語等については注釈を付けています。

分野別計画の体系図

第1章 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

子どもからお年寄りまで安心して暮らせる健康福祉の先進都市の形成

政　策	基本施策	施　策
①生涯にわたる健康づくりの推進	①健康で安心した生活ができる環境の整備	①保健・医療・福祉の連携推進
		②救急医療体制の充実
		③適切な医療の確保
		④難病患者等の療養支援体制の充実
	②健康な生活のための予防体制の確立	①健康づくり・疾病に関する意識啓発
		②相談・指導体制の充実
		③検診・健康診査・予防接種の充実
		④健康危機管理の強化
②心のかよった社会福祉の推進	①地域福祉の体制整備	①福祉活動のための体制整備
		②福祉団体等の育成・支援
	②次代を担う子どもの育成	①子育て支援サービスの充実
		②児童の保護、健全育成
		③保育の充実
		④療育支援の充実
		⑤ひとり親家庭への支援
	③障害のある人もない人もともに暮らせる社会の構築	①障害への理解の浸透と地域交流の促進
		②支援と自立の促進
		③生活環境の充実
	④健やかな高齢期を過ごすための環境づくり	①高齢者の生きがいの創造
		②在宅福祉の充実
		③介護サービスの充実
③安心した生活を支える社会保障の充実	①介護保険事業の推進	①財政の安定・健全化
		②適正な認定・給付の充実
	②国民健康保険事業の推進	①国民健康保険の健全な運営
		②医療費適正化の推進
		③保健事業の充実
	③生活保護世帯等の自立支援の推進	①生活保護世帯等の自立支援の推進

第2章 いつも身近に「安らぎ」が感じられるまち

自然と都市と市民生活が調和した安心・快適都市の形成

政　策	基本施策	施　策
①自然と共生した安らぎのある都市環境の創造	①親しみと安らぎのある水辺の整備	①清らかで豊かな流れの創出
		②自然を活かした水辺の整備
	②豊かな緑の保全と創出	①公園緑地の整備
		②都市緑化の推進
		③市民等との連携による緑の保全と創出
		④樹林地等の保全対策の推進
	③自然と共生したまちづくり	①生物多様性の確保
		②三番瀬の保全・再生
		③環境と調和したまちづくり
②環境負荷の少ない資源循環社会の構築	①環境負荷の少ないまちづくり	①環境保全体制の充実
		②地域環境への負荷の低減
		③地球温暖化対策の推進
		④まちの美化の推進
	②循環型社会の構築	①ごみ減量化・リサイクルの促進
		②ごみ処理体制の整備・充実
	③汚水処理体制の充実	①下水道の整備と管理
		②し尿処理体制の充実
③安全・安心な暮らしを支える生活環境づくり	①市民の安全・安心を守る災害対応の充実	①防災意識・災害対応力の向上
		②防災体制の充実
		③都市防災機能の向上
		④治水対策の推進
	②犯罪のないまちづくり	①防犯体制の充実
		②自主防犯活動の促進
	③市民を守る消防体制の充実	①火災予防体制の充実
		②消防力の充実
		③救急体制の充実
	④清潔で安心な暮らしの実現	①生活衛生の向上
		②墓地・斎場の整備
	⑤良好な住まいの整備	①長期的に住み続けられる住宅の整備
		②住宅セーフティネットの整備
		③住環境の整備

第3章 文化を育み「豊かな心」と「生きがい」が実感できるまち

文化の薫り高い豊かな心を育む生涯学習都市の形成

政　策	基本施策	施　策
①潤いと生きがいに満ちた生涯学習社会の構築	①生涯学習の推進	①市民の主体的な生涯学習活動の促進・支援
		②誰もが参加できる学習機会の充実
		③学習環境の整備・充実
	②生涯学習によるまちづくりの推進	①学校・家庭・地域の連携・協力の推進
		②生涯学習推進体制の整備・充実
②文化、スポーツ・レクリエーションのまちづくり	①個性豊かな市民文化の創造	①芸術文化の振興
		②ふるさとの歴史・文化財の保存と活用
	②いつでも、どこでも、楽しめる生涯スポーツ・レクリエーションの振興	①スポーツ・レクリエーション推進体制の整備
		②スポーツ・レクリエーション活動の促進
		③スポーツ・レクリエーション施設の整備
③心豊かにたくましく生きる子どもの育成	①家庭と地域の教育力の向上	①家庭教育の充実
		②地域の教育力の充実
	②豊かな心と確かな学力、健やかな身体の育成	①教育内容の充実
		②教職員の資質・指導力の向上
		③教育環境の整備
		④家庭・地域との連携
		⑤市立高等学校教育の充実
		⑥幼児教育の充実
	③次代を担う青少年健全育成の推進	①青少年健全育成活動の促進
		②交流活動の促進
		③青少年施設の整備と利用の促進
		④青少年の自立を支援する体制の整備
④市民主体の国際交流の推進と世界平和	①国際交流・多文化共生の推進	①市民の主体的な国際交流活動の促進
		②外国人と共に暮らしやすい地域づくり
		③諸外国との都市間交流の推進
	②平和施策の推進	①平和施策の推進

第4章 活気あふれる「生き生き」とした暮らしのあるまち

市民生活と結びついた多様な産業が息づく都市の形成

政　策	基本施策	施　策
①活力ある商業・工業・観光の振興	①まちの活力につながるにぎわいの創出	①産品ブランドの推進
		②まちの魅力の創出及び活用
	②地域産業の振興・育成	①総合的な産業振興の推進
		②新規・有望産業の育成
		③中小企業経営基盤の向上
	③魅力ある商業の振興	①商業環境の整備
		②商店街の活性化と経営の高度化
		③流通機能の強化・充実
	④活力ある地域工業の振興	①地域工業の競争力の強化
		②生産環境の保全
	⑤暮らしを支える雇用環境の充実	①雇用の安定
		②労働環境の充実
②魅力ある農業・漁業の振興	①活力あふれる都市型農業の振興	①農業経営力の強化と担い手の育成
		②都市における農地の確保
		③農業を軸にした地域づくり
	②漁業の振興	①漁業生産の安定化
		②市民に親しまれる漁業の促進
③安心できる消費生活の確立	①安心できる消費生活の確立	①自立する消費者の育成
		②消費者の保護
		③生産の現場が身近に感じられる豊かな消費生活の実現

第5章 都市の活力を生み発展し続けるまち

市民生活と産業の活動を支える都市基盤の形成

政　策	基本施策	施　策
①船橋らしさを活かした都市づくり	①計画的な都市づくり	①計画的な都市づくりとルールの確立
		②バリアフリーのまちづくり
		③良好な景観の保全と形成
		④市民参加のまちづくり
②海を活かした魅力あるまちづくり	①魅力あるベイエリアの創出	①魅力あるベイエリアの創出
③安全で快適な交通体系の整備	①人にやさしいみちづくり	①歩行者空間の整備
		②自転車利用環境の整備
		③道路ネットワークの構築
		④道路環境の整備・維持
		⑤交通安全対策の推進
	②誰もが使いやすい都市交通の確立	①公共交通の整備・充実
		②自動車駐車対策の推進
④魅力ある市街地の整備	①安らぎとにぎわいのある市街地の整備	①駅周辺地区の整備
		②良好な市街地の形成

第6章 新時代をひらく「創意」と「意欲」にあふれるまち

市民に開かれ、ともに考え育んでいく都市の形成

政　策	基本施策	施　策
①市民とともにつくるまちづくり	①市民の創意と意欲を活かした協働のまちづくり	①地域社会を育む市民活動の支援
		②市政への市民の参画の促進
	②市民との情報共有の推進	①多様な媒体による市民に対する情報提供
		②市民の声の収集と活用
②ふれあいに満ちたコミュニティの育成	①ふれあいに満ちたコミュニティの育成	①コミュニティ活動の促進
		②活動環境の充実
③男女共同参画社会の形成	①男女共同参画社会の形成	①男女共同参画の環境づくり
		②政策・方針決定の場への共同参画の促進
		③女性と男性の間に生じる暴力の根絶
		④男女共同参画の計画的な推進
④高度情報社会の構築	①高度情報社会の構築	①業務システムの最適化
		②市民サービスの向上及び地域情報化の推進

政　策	基本施策	施　策
①効率的で市民に分かりやすい行財政運営	①都市の魅力を高める市政運営	①自主性・自立性の高い市政の推進
		②都市ブランドの確立
	②自律的・効率的で透明性の高い行政運営	①行政組織の適正化と人材の育成
		②行政改革の推進
		③公正で透明性の高い行政運営
		④行政サービスの向上
	③安定的な行政運営が可能な財政基盤の確立	①歳入の確保
		②資産の効果的な活用
②広域的な連携	①広域的な連携の推進	①都市間連携の推進
		②国や関係自治体との政策調整の推進

分野別計画 第1章

「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

子どもからお年寄りまで安心して暮らせる健康福祉の先進都市の形成

「未来のふなばし」
二宮小学校　小柴 大輝さん

政策1 生涯にわたる健康づくりの推進

111 健康で安心した生活ができる環境の整備

現状と課題

これまで本市では、市民一人ひとりが生涯を通じて健康で安心した生活ができるよう、保健・医療施設や救急医療体制の整備を進めるほか、平成15年度の中核市移行に伴い設置された市の保健所に関する業務を推進してきました。

一方、高齢化の進行や生活習慣の変化により、医療機関受診者や救急患者の増加など、医療に対する需要が増大しています。さらに、医師・看護師の不足や、診療時間外の不要不急な受診などによる医療現場の負担が社会問題化しています。

こうした状況の中、安定した保健医療サービスを提供し続けるためには、保健・医療・福祉の関係機関が連携を強化しながら、地域医療・救急医療体制の充実を図るとともに、市民に医療機関の役割分担を理解してもらい、適正な受診を求めていく必要があります。

また、特定疾患治療研究事業(注)の受給者(難病患者)や結核患者等が安心して療養できるような病気・療養に関する相談体制の充実等の支援が求められています。

基本方針

■めざすべき姿

市民が身近な地域で、適切かつ良質な医療を受けられ、安心して生活できる環境が整っている状態

■施策の方針

疾病の状況に応じて適切な医療が受けられる環境を整備するために、地域にある保健・医療・福祉資源を有効活用するとともに、病院や診療所等の医療機関相互の連携と機能分担の促進、救急医療体制の充実に努めます。また、難病患者等が安心して療養できるよう支援します。

▶施策の方向

施策1 保健・医療・福祉の連携推進

市民が、住み慣れた地域でいつまでも健康で安心して暮らし続けられるように、保健所・保健センター・夜間休日急病診療所及び地域包括支援センター等を複合する新保健所をはじめとした必要な保健・医療施設の整備等により、保健・医療・福祉サービスの連携を推進し、地域医療体制の充実を図ります。

主な取り組み

- **保健所・保健センター・夜間休日急病診療所及び地域包括支援センター等の複合施設の整備**
- **地域リハビリテーション(注)の推進**
- **在宅医療体制の推進**

施策2 救急医療体制の充実

市民の急病等に対応するために、救急医療体制を充実させます。また、救急医療への理解を広めるために、広報紙やイベント等を通して、医療機関への適正な受診を呼びかけます。

主な取り組み

- 救急医療機関ネットワーク・夜間休日急病診療所等による救急医療体制の充実
- 医療機関への適正な受診の周知・啓発
- 救命救急センターの充実

施策3 適切な医療の確保

今後も適切な医療を確保するために、施設の充実や、医療を支える人材の確保に努めます。また、医療機関に対し安全管理体制の確保に向けた指導を行います。さらに、医療供給体制の変化にあわせて、老朽化した市立医療センターの建替えを含めた対応を検討します。

主な取り組み

- 市立医療センター・市立リハビリテーション病院の機能の充実
- 看護師等の安定的確保
- 適切な医療提供のための医療機関への立入検査

施策4 難病患者等の療養支援体制の充実

難病患者や結核患者等の不安等を解消するため、相談や療養に必要な指導等による支援を充実させます。また、難病等の患者が安心して療養できるように、医療費の公費負担を行います。

主な取り組み

- 難病患者訪問相談の推進
- 地域DOTS(注)支援による結核の治癒・再発防止

特定疾患治療研究事業：原因が不明で治療法が確立していない疾患（難病と呼ばれる疾患）の一部について、治療研究を行うとともに、医療費の一部を公費で負担し、患者の負担軽減を図ることを目的とした事業。

地域リハビリテーション：障害のある人々や高齢者およびその家族が住み慣れたところで、そこに住む人々とともに、一生安全に、いきいきとした生活が送れるよう、医療や保健、福祉及び生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべてを言う。（日本リハビリテーション病院・施設協会）

DOTS〈ドッツ〉：WHO（世界保健機構）が提唱したもっとも効果的な結核対策のパッケージ戦略。結核患者の服薬支援に行政が強く関わること。

112 健康な生活のための予防体制の確立

現状と課題

これまで本市では、市内4カ所に保健センターを設置し、健康増進や生活習慣病の予防に関する意識啓発、妊娠・出産・子育てに関する相談・指導、がん検診・乳幼児への総合的な健診等、予防体制の確立に向けた各種施策を進めてきました。

市民の各種検診・健康診査に対する関心も高くなってきています。また、インフルエンザ・結核等の感染拡大防止策はより重要となっています。

こうした状況に対して、健康の保持増進を進めていくためには、各種検診の受診率・予防接種の接種率の向上のほか、感染症に関する知識の普及・啓発・相談や、各種検診のさらなる充実が求められています。

基本方針

■めざすべき姿

市民の健康に対する意識が高まるとともに、市民自らが各種検診・健康診査・教育・相談等を活用し、健康の保持増進を目指している状態

■施策の方針

健康の保持増進を進めていくために、市民が自ら健康づくりを実践できるように、その動機づけとなる事業を充実させるとともに、各種検診・健康診査・教育・相談等のサービスを一層充実させます。

また、感染症の予防のために、正しい知識の普及を図り、迅速で正確な情報を提供します。

▶施策の方向

施策1 健康づくり・疾病に関する意識啓発

市民一人ひとりの健康増進のために、食育や歯科疾患等の啓発活動により自ら健康づくりを実践する市民を支援します。あわせて、感染症等についての正しい知識の周知及び検査の呼びかけを行います。

主な取り組み

- **乳幼児の健康・事故防止教育の推進**
- **食生活改善・食育の推進**
- **生活習慣病・感染症・歯科疾患の予防啓発の推進**

施策2 相談・指導体制の充実

心身の健康に関する不安を取り除くために、妊産婦・乳幼児・成人の健康管理等について、電話、面接、訪問等による相談・指導体制を充実させます。

主な取り組み

- 母子健康手帳交付時の保健指導の推進
- 妊産婦・新生児・乳幼児等訪問の推進
- 各種健康相談・教室の充実

施策3 検診・健康診査・予防接種の充実

乳幼児の健全な育成や市民の健康な生活のため、各種検診・健康診査・予防接種を充実させます。

主な取り組み

- 妊婦・乳幼児健康診査の推進
- 歯科検診の推進
- 各種がん検診の推進
- 予防接種の推進

施策4 健康危機管理の強化

感染症予防のための情報発信や相談体制の充実を図るとともに、食と生活環境の安全確保のための食品営業施設と生活衛生関係施設への立ち入り検査を実施します。

感染症や食中毒が発生した際には、拡大防止と再発防止を図るため、関係機関との連携をとりながら、接触者調査等の疫学調査(注)を徹底します。

また、新たな感染症の発生等に備えて、「新型インフルエンザ対策行動計画」等の改定や業務継続計画(BCP)の策定等、健康危機管理体制を強化します。

主な取り組み

- 食中毒予防対策の推進
- 感染症・食中毒検査業務の充実
- 施設等における集団感染予防の推進
- 結核予防対策の推進
- 健康危機対応に備えた業務継続計画(BCP)の策定

疫学調査:疾病等の原因と思われる環境因子を設定し, その因果関係を調べる統計的調査。

政策2 心のかよった社会福祉の推進

121 地域福祉の体制整備

現状と課題

本市では、市内の24地区コミュニティすべてに設置されている地区社会福祉協議会をはじめとした様々なボランティア団体により、地域ぐるみの福祉活動が行われています。また、市は地域福祉支援員を配置し、出前講座やたすけあいの会(注)の立ち上げの支援を行ってきました。これらにより、地域活動への関心が高まり、ミニデイサービス(注)等の各種活動を担うボランティアの人数は増加してきています。

一方で、高齢化率が30%を超えている地区があることに加えて、高齢化が今後も進むことが想定され、各種福祉サービスのニーズが増大することが予想されます。

こうした状況の中、市民一人ひとりが生き生きと暮らしていける地域をつくるためには、地区社会福祉協議会活動やたすけあいの会等の活動への支援が求められています。

基本方針

■めざすべき姿

地域の人間関係が深まり、毎日の暮らしの中でともに楽しみ、困ったときには相互に助け合うことができるような、市民相互のコミュニケーションが活性化している状態

■施策の方針

市民が互いに助け合うことができる状況をつくるために、地域で支える福祉への理解と参加を促すとともに、地区社会福祉協議会の運営やたすけあいの会の立ち上げ等、地域ぐるみの活動を支援します。

たすけあいの会設置数

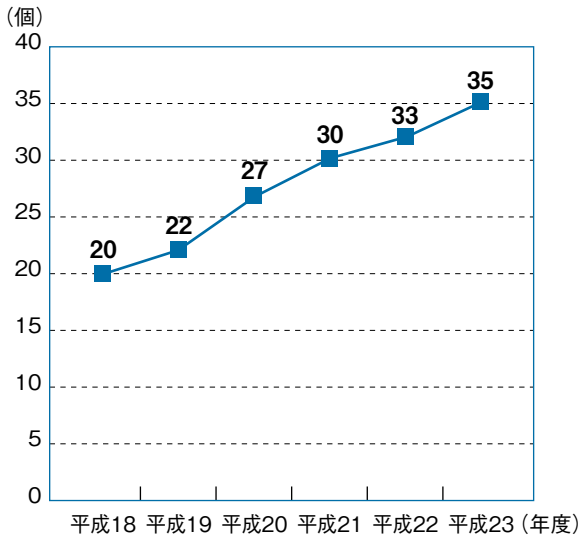

注)各年度4月1日現在の設置数

隣近所での活動への参加意向

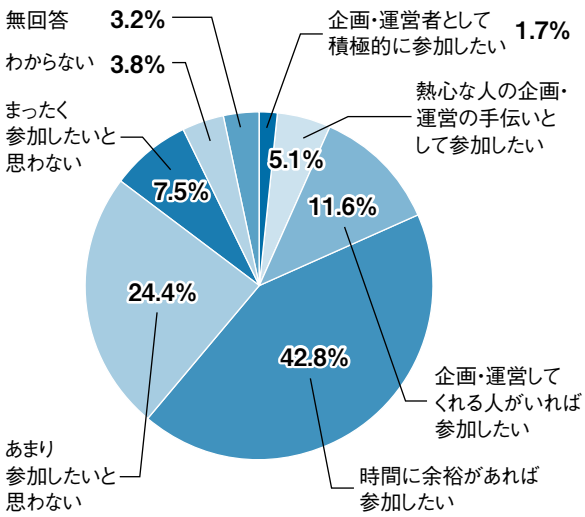

出典:平成20年度市民意識調査

▶施策の方向

施策1 福祉活動のための体制整備

市民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくには、地域住民がお互いに支えあえるような仕組みが必要であるため、地域ぐるみの福祉活動への理解と参加を支援する体制を整備していきます。

主な取り組み

- 地域ぐるみの福祉活動の啓発・支援

施策2 福祉団体等の育成・支援

地域の課題をより身近なところで支えるため、社会福祉協議会や、ボランティア団体・福祉団体等を育成・支援します。

主な取り組み

- 民生児童委員協議会の支援
- 福祉のボランティア活動をしている団体の育成・支援
- 社会福祉協議会（地区社会福祉協議会を含む）の支援

ミニデイサービス

地区社会福祉協議会の福祉まつり

たすけあいの会：「困ったときはお互い様」の気持ちで家事援助等を地域住民同士で行うボランティア団体。

ミニデイサービス：ひとり暮らし及び日中一人になる高齢者で引きこもりがちの人などを対象に、健康チェックや軽体操などを行い、生きがいづくりの場を提供する事業。各地区社会福祉協議会が地域のボランティアと連携・協力しながら、公民館や町会・自治会館等で実施している。

政策2 心のかよった社会福祉の推進

122 次代を担う子どもの育成

現状と課題

核家族化や地域コミュニティの弱体化によって、家庭や地域の子育て力が低下し、親の不安感や負担感が増大しています。また、厳しい経済状況も影響し就労意向を持った女性が増加したため、保育所の待機児童が増加するとともに、価値観やライフスタイルの変化により、子育て・保育に対するニーズも多様化しています。さらに、都市化によって、子どもが自由にのびのびと遊べる自然豊かな環境が次第に失われています。

こうした状況の中、子どもを産み育てやすく、また子どもが健やかに育つ環境を整えるためには、保育所定員の拡大や保育サービスの拡充とともに、関係機関が連携して妊娠から子育てまで切れ目なく支援する体制の充実が求められています。また、子どもが多様な世代と交流を持つ機会の充実や、遊びを通じて友達づくりや規範意識の形成ができる場をつくることが求められています。

基本方針

■めざすべき姿

行政と地域社会が連携して子どもの状況に応じた支援を行う体制が整備され、地域の中で安心して楽しく子育てができ、子どもがのびのびと育っている状態

■施策の方針

子育てに関する不安感・負担感を解消するため、相談体制の充実や関係機関の連携による専門的な支援、地域のネットワークづくり等を推進します。また、保育所の待機児童の増加に対応するため、定員の拡大等に努めるとともに、多様な保育サービスの充実を図ります。さらに、早い段階から個々の発達に応じた適切な支援を行うために、相談機関や療育機関の拡充に努めます。

▶施策の方向

施策1 子育て支援サービスの充実

子育てに関する不安感・負担感を解消するために、情報交換の場や相談体制の充実を図ります。また、地域と連携して子育て支援を行うためのネットワークを構築します。

主な取り組み

- **子育て支援ネットワークの構築**
- **子育て支援コーディネーターによる相談・情報提供**

施策2 児童の保護、健全育成

児童の健全育成を図るため、児童ホームや放課後ルーム等において、適切な遊びや生活の場を提供します。

また、子どもを虐待等から守るため、関係機関と連携しながら家庭児童相談事業等の充実を図ります。

主な取り組み

- 児童ホームでの多世代間交流機会の充実
- 児童ホームの整備
- 家庭児童相談の推進

施策3 保育の充実

子育てしやすい環境づくりのために、多様化する保育ニーズに応じた一時保育、病児・病後児保育等の各種保育サービスの充実や保育所定員の拡大を図ります。

主な取り組み

- 待機児童対策の推進
- 保育所耐震化対策の推進
- 一時保育事業の推進

施策4 療育支援の充実

子どもの障害の早期発見・早期療育に対応するために、相談体制の充実を図るとともに、多様な専門性にもとづく療育事業を実施します。

また、関係機関との連携により、発達に応じた適切な支援が就学後も継続されるよう取り組みます。

主な取り組み

- 巡回相談の推進
- 療育施設の拡充

施策5 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の生活の安定のため、自立促進に向けた子育て・生活支援等の総合的な支援を進めていきます。

主な取り組み

- 相談機能の充実
- 就業支援の推進

政策2 心のかよった社会福祉の推進

1 2 3 障害がある人もない人もともに暮らせる社会の構築

現状と課題

これまで本市では、障害のある人が、地域で安心して暮らせるように支援体制を充実させるほか、平成21年度には「第2次船橋市障害者施策に関する計画」を策定するなど、施策を着実に推進してきました。

一方、国では、障害者基本法の抜本改正、障害者差別禁止法制の整備、障害者総合福祉法（仮称）の創設に向けて幅広く審議を行っており、障害のある人を取り巻く制度が大きく変化することが予想されます。

こうした状況の中、障害のある人が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせる社会を構築するためには、生活環境の整備や相談・就労支援等の各種施策を、関係機関との連携により進めるとともに、今後予想される国の制度改革にも対応していく必要があります。また、すべての市民が、障害及び障害のある人について理解を深めるためには、啓発の推進や福祉教育の充実、ボランティア活動に関する情報提供が求められています。

基本方針

■めざすべき姿

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らし、すべての市民が、障害及び障害のある人について理解を深めている状態

■施策の方針

障害のある人が生活の質を向上させ、地域で安心して生き生きと暮らせる環境をつくるため、関係機関と連携し、就労環境・生活環境の改善や社会参加を促進するとともに、市民への啓発を図ります。

グループホーム・ケアホーム入居者数と施設入所者数

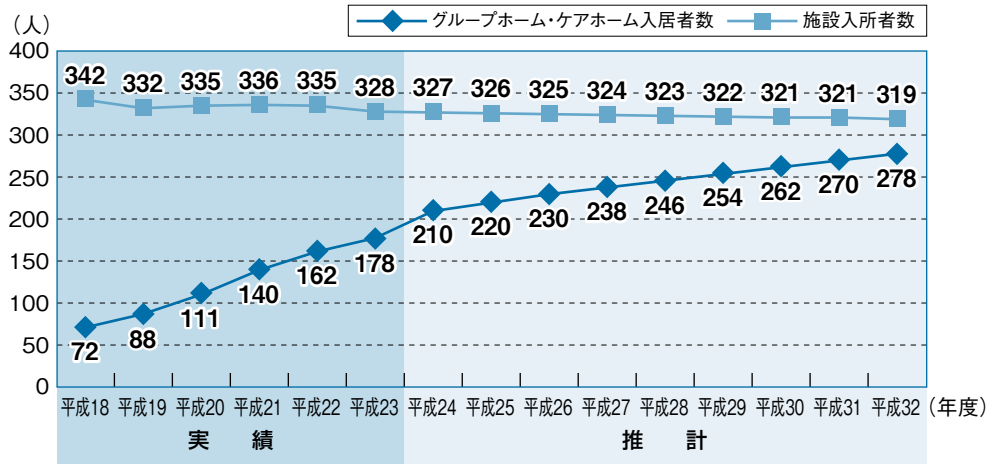

注）各年度10月1日時点の人数

▶施策の方向

施策1 障害への理解の浸透と地域交流の促進

市民が、障害及び障害のある人についての正しい理解を得られるように、様々な啓発活動や広報活動を推進するとともに、障害のある人のスポーツ・レクリエーション、文化活動等への参加による地域交流を促進します。

主な取り組み

- 啓発広報活動の推進
- スポーツ・レクリエーション、文化活動の推進

施策2 支援と自立の促進

障害のある人の積極的な社会活動への参加を促進し、地域での自立と生活の質の向上を図るために、関係機関との緊密な連携のもと、相談・雇用・就業体制や保健医療を充実させます。

主な取り組み

- 生活支援体制の構築
- 地域移行(注)の推進
- 経済的自立の支援
- 雇用・就業機会の拡大
- 障害のある人に対する保健・医療施策の推進

施策3 生活環境の充実

障害のある人が住みやすい生活環境をつくるために、障害福祉施設等を適切に管理運営するほか、社会福祉法人等が運営する施設への指導や整備等により、施設利用者の福祉環境を充実させます。

主な取り組み

- 障害福祉施設等の運営管理による生活環境の充実
- 民間障害福祉施設等の指導・整備
- 住宅バリアフリー化の推進
- 公共公益施設のバリアフリー化等の普及啓発

地域移行：施設や病院での生活から自宅やグループホーム等に居住の場を移し、地域において自立した生活を送ること。

政策2 心のかよった社会福祉の推進

1 2 4 健やかな高齢期を過ごすための環境づくり

現状と課題

本市においても、今後のさらなる高齢化の進行が想定されており、それに伴い認知症高齢者やひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の増加が見込まれます。

こうした状況の中、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らせるようにするためには、元気な高齢者への地域参加機会の提供、在宅サービスの充実と家族介護者への支援、施設サービスの充実などが求められます。また、横断的な課題に対応するため、関係機関との連携により、施策を総合的・計画的に推進していくことが必要です。

基本方針

■めざすべき姿

すべての高齢者が、自分らしくそれぞれの生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮している状態

■施策の方針

高齢者が生き生きとした活力のある社会を創造していくために、多様な社会参加と生きがいづくりの機会を提供するほか、自助・共助・公助の連携による支援体制を確立し、介護予防と地域リハビリテーションを推進するとともに、ニーズに応じた支援サービスを提供します。

高齢者人口と高齢化率の推計

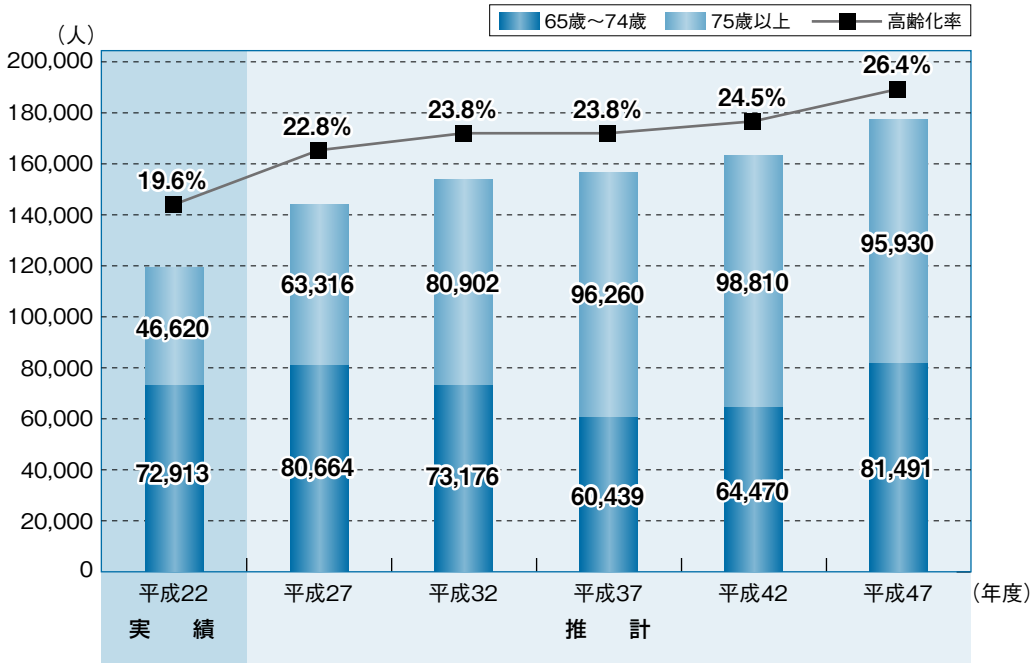

注）平成22年度実績は、10月1日現在の常住人口ベースによる高齢者人口・高齢化率
出典：第６次高齢者保健福祉計画・第５期介護保険事業計画

▶施策の方向

施策1 高齢者の生きがいの創造

高齢者が自らの知識や経験を活かして社会活動に参加できるよう、活動機会の拡大を支援します。また、関係団体と協力し、経験等を活かせる就業機会の拡大に取り組みます。

主な取り組み

- 地域活動の支援
- 就労機会の拡大

施策2 在宅福祉の充実

高齢者の誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送れる社会を目指し、介護や支援が必要となった時に一人ひとりにあったサービスを受けることができるように、NPO・地区社会福祉協議会・民生委員児童委員等との協力体制を構築するとともに、地域包括支援センター等も活用した、多様な在宅福祉サービスの充実を図ります。

主な取り組み

- ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯への支援
- 家族介護者への支援
- 地域包括支援センターの体制の充実

施策3 介護サービスの充実

高齢者が自立した生活を送れるように、介護保険サービスに関する情報提供だけでなく、要介護等の状態になることを防ぐ介護予防の観点からの取り組みを推進します。また、在宅生活が困難な高齢者や介護を必要とする高齢者・認知症高齢者のために、利用者のニーズを踏まえて計画的に施設整備を誘導・支援するなど、介護サービスの充実を図ります。

主な取り組み

- 介護サービス事業者情報の提供
- 介護予防事業の推進
- 地域密着型サービスの推進

政策3 安心した生活を支える社会保障の充実

1 3 1 介護保険事業の推進

現状と課題

本市では、平成12年4月に5,268人であった要介護・要支援認定者数が、平成22年4月時点で16,094人に増加しています。今後の急速な高齢化によって、要介護・要支援認定者数のさらなる増加とともに、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の増加など高齢者を取り巻く環境が変化していくことが見込まれます。

こうした状況の中、介護を必要としている高齢者が、できるだけ自立した生活を送ることができるような在宅・施設サービスを、適切かつ効果的に受けられる環境が求められています。

基本方針

■めざすべき姿

介護を必要とする高齢者が安心して生活できる状態

■施策の方針

介護を必要としている高齢者が、できるだけ自立した生活を送れるように、個々の尊厳を守るとともに、個々の状況を尊重しながら、要介護高齢者数の増加を踏まえたサービス全体の質的・量的充実を図ります。また、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の増加、医療と介護の両サービスを必要とする高齢者の増加など、要介護高齢者を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護保険制度を適正に運営します。

介護給付費と要介護・要支援認定者数

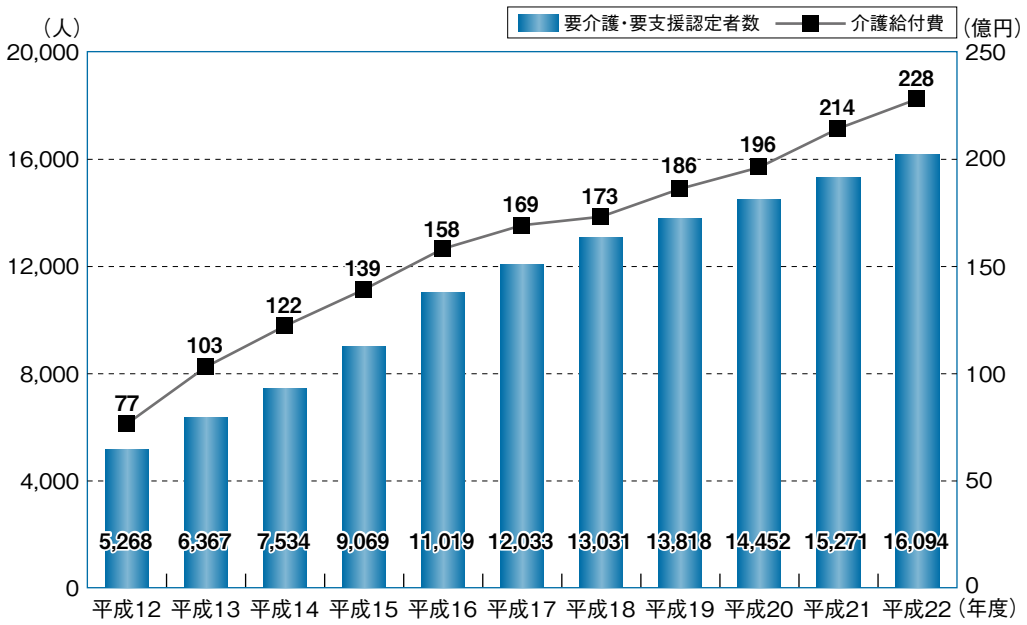

注）各年度の要介護・要支援認定者数は、4月末日現在の人数

▶施策の方向

施策1 財政の安定・健全化

介護保険財政の安定・健全化を図るために、サービスの需要と供給を中・長期的な視点で的確に捉えて、介護保険事業を計画的に運営します。また、介護保険の財源確保のために、第1号被保険者(注)の保険料の賦課徴収を適切に行います。

主な取り組み

- 介護保険事業の安定的運営
- 介護保険料賦課徴収の適切な実施

施策2 適正な認定・給付の充実

介護を必要としている高齢者が適切かつ効果的に介護サービスを利用できるように、介護サービスの質の向上を図るとともに、適正な給付を行います。また、サービス利用の基準となる要介護認定を公平かつ的確に行います。

主な取り組み

- 介護(介護予防)サービス費の適正な給付
- 適正な要介護認定

はつらつ高齢者介護予防事業

要介護認定の調査

第1号被保険者:市町村の区域内に住所を有する65歳以上の人(一部例外除く)。保険料の納入方法は、受け取っている年金額に応じて特別徴収と普通徴収に分れる。一方、40歳以上65歳未満で医療保険に加入している人を第2号被保険者といい、保険料は、医療保険料と一括で納入する。

政策3 安心した生活を支える社会保障の充実

1 3 2 国民健康保険事業の推進

現状と課題

本市の国民健康保険事業は、高齢化による加入者数の増加や医療の高度化等により医療費の高額化が進み、医療給付費が毎年増加している一方、所得の減少により保険料収入が減少し、非常に厳しい財政状況です。

このため、ジェネリック医薬品(注)の利用促進やかかった医療費の通知等、医療費の適正化対策を講じているほか、特定健診・特定保健指導の受診率向上を図り生活習慣病を予防しています。今後もこれらの施策を強化し、保険財政を健全化することが求められています。

また、千葉県では、国の国民健康保険事業の広域化方針を受け、「千葉県国民健康保険財政安定化等支援方針」を策定し、事務の共通化、医療費適正化対策の共同実施などに向けた検討も進めています。

こうした状況にあるため、同方針にもとづく共同事業とあわせて、財政運営の安定化を図っていく必要があります。

基本方針

■めざすべき姿

国民皆保険制度のひとつとして安定した運営を行うことにより、市民が安心してサービスを受給している状態

■施策の方針

国民健康保険の制度改正を円滑に進め、早期に定着するよう、適切で十分な情報を発信するとともに、引き続き、健全な国民健康保険事業を運営します。

国民健康保険被保険者数と保険給付費

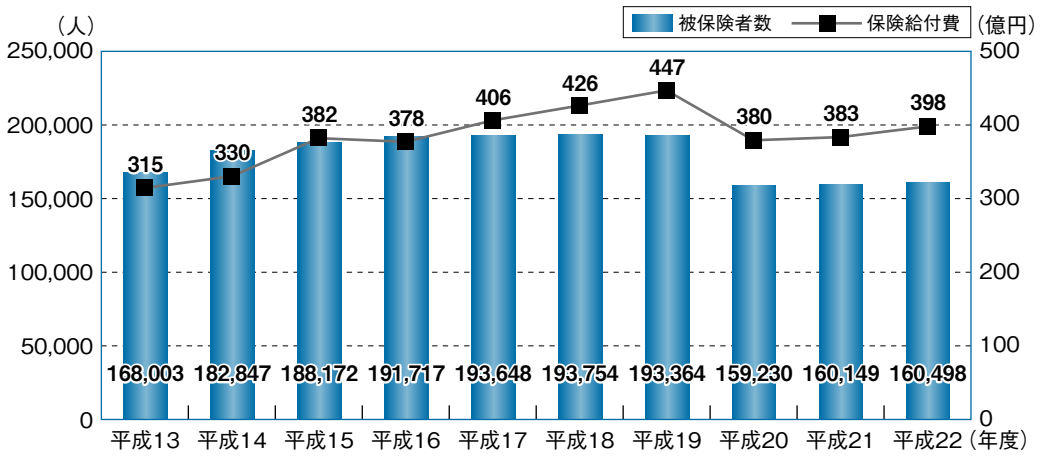

注)後期高齢者医療制度開始により、平成20年度以降は75歳以上の人(一定の障害がある人は本人からの申請により65歳以上)が国民健康保険の対象でなくなりました。

▶施策の方向

施策1 国民健康保険の健全な運営

国民健康保険のサービスを安定的に提供するために、保険料の収納対策を強化するなど、事業の健全な運営を図っていきます。

主な取り組み

- 財政運営の安定化
- 国民健康保険料の収納率向上対策の強化

施策2 医療費適正化の推進

年々増加する医療費を適正化するため、効率的な事務運営を行うとともに啓発等を行います。

主な取り組み

- レセプト(注)点検の強化
- 適正受診や医療費適正化の啓発
- ジェネリック医薬品の推奨

施策3 保健事業の充実

メタボリックシンドローム(注)をはじめとした生活習慣病を抑えるため、特定健康診査(注)の受診勧奨を行います。また、その結果をもとにした生活習慣の改善指導や医療受診勧奨により健康増進を図ります。

主な取り組み

- 特定健康診査の受診勧奨
- 特定保健指導(注)の推進

ジェネリック医薬品：後発医薬品ともいう。先発医薬品の特許満了後に、有効成分・分量・用法・用量・効能及び効果が同じ医薬品として製造・販売される安価な医薬品。

レセプト：患者が受けた診療について、医療機関が保険者（市町村や健康保険組合等）に請求する医療費の明細書（診療報酬明細書）。

メタボリックシンドローム：内臓脂肪症候群ともいう。内臓脂肪型肥満（内臓肥満・腹部肥満）に高血糖・高血圧・脂質異常のうち2つ以上を合併した状態。

特定健康診査：平成20年4月より40～74歳の保険加入者を対象として、導入された健康診断。糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備群を抽出するために行う。

特定保健指導：特定健康診査の結果メタボリックシンドロームの該当者及び予備群と判定された人に対する、医師、保健師、管理栄養士等による保健指導。

政策3 安心した生活を支える社会保障の充実

1 3 3 生活保護世帯等の自立支援の推進

現状と課題

本市では、生活保護世帯の就労支援や自立支援を行ってきました。しかし、昨今の経済情勢を受けて、生活保護世帯は急激に増加しています。

こうした状況の中、生活保護世帯の自立のためには、自立支援施策や相談・指導体制の充実・強化を図るほか、ケースワーカーを育成することが求められています。

また、ホームレスまたはホームレスとなるおそれがある人の自立を促すためには、福祉、健康、住居等の相談を行い、関係機関等と連携しながら問題の解決を図ることが求められています。

基本方針

■めざすべき姿

関係機関と連携し相談・指導体制を充実させることで、生活保護世帯・ホームレスの自立が進む状態

■施策の方針

生活保護世帯の自立のために、ケースワーカーの相談・指導体制を充実させ、適切な対応を図るとともに、ホームレスまたはホームレスとなるおそれがある人に対して福祉、健康、住居等の相談支援を行います。

生活保護費と被保護世帯数

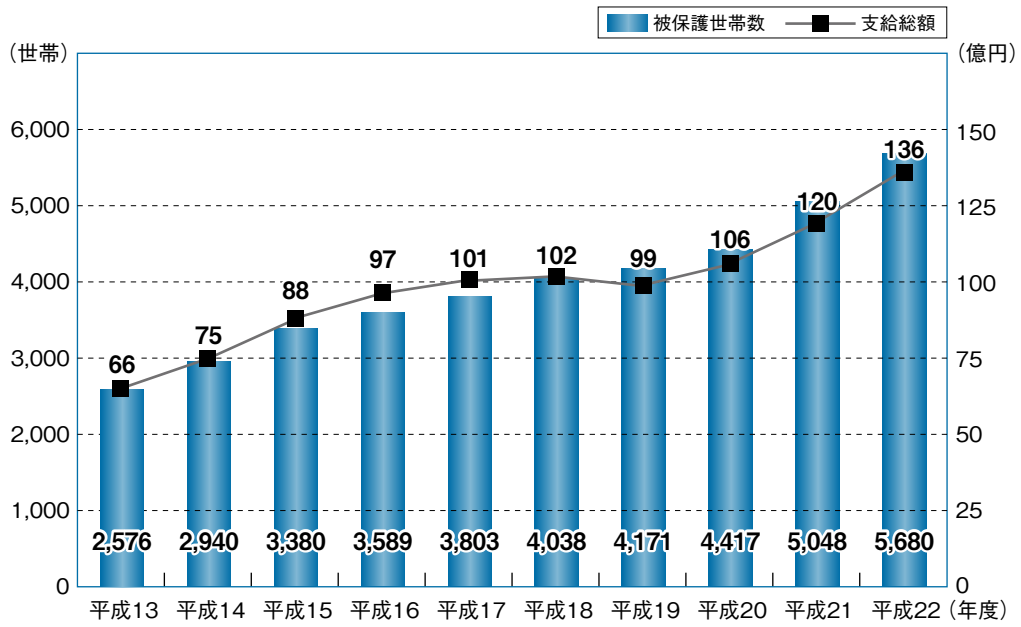

▶施策の方向

施策1 生活保護世帯等の自立支援の推進

生活保護世帯の自立を図るために、関係機関との密接な連携により、各世帯・個人の実情に応じた相談や援助を行うとともに、最初に相談を受ける面接員やケースワーカーの資質の向上を図ります。

また、ホームレスまたはホームレスとなるおそれがある人に対して相談支援を行います。

主な取り組み

- 巡回訪問による生活相談・指導
- 自立・就労の支援

就労支援相談

この章に関連する主な個別計画一覧（第1章）

基本構想・基本計画を踏まえて策定されている、この章に関連する主な個別計画は以下のとおりです。

計画名	計画概要	計画期間	所管課
ふなばし健やかプラン21後期計画	健康増進法に基づく「市町村健康増進計画」として、健康づくりの「方向性」を示すもの。	平成22～26年度 （5年間） ※基本構想は平成17年3月に策定し継続中	健康政策課
船橋市立医療センター中期経営計画	病院事業の中期経営計画。	平成24～26年度 （3年間）	病院局 経営企画室
船橋市新型インフルエンザ対策行動計画	新型インフルエンザ対策の具体的な行動計画。	－	保健所総務課
船橋市新型インフルエンザ対策医療計画	新型インフルエンザ行動計画の中の医療計画。	－	保健予防課
船橋市食品衛生監視指導計画	食品の安全性確保のための監視指導計画。	単年度 （年度更新）	衛生指導課
第2次船橋市地域福祉計画	社会福祉法に基づき、行政・地域・市民のそれぞれがしっかりと役割を果たし、地域福祉の推進を図る計画。	平成22～26年度 （5年間）	地域福祉課
船橋市次世代育成支援行動計画（後期計画）ふなばし・あいプラン	次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画。	平成22～26年度 （5年間）	児童家庭課
船橋市母子家庭等自立促進計画	母子及び寡婦福祉法に基づく計画。	平成22～26年度 （5年間）	児童家庭課
第2次船橋市障害者施策に関する計画	障害者基本法に基づく市町村障害者計画であり、障害のある人が地域移行を目指す総合的な計画。	平成20～26年度 （7年間）	障害福祉課
第3期船橋市障害福祉計画	障害者自立支援法に基づく市町村障害福祉計画であり、障害のある人の自立を目的とした計画。 ※第2次船橋市障害者施策に関する計画（上記）の下位計画。	平成24～26年度 （3年間）	障害福祉課
第6次高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画	介護保険事業及び高齢者の保健・福祉施策についての計画。	平成24～26年度 （3年間）	介護保険課 包括支援課 高齢者福祉課

分野別計画 第2章

いつも身近に「安らぎ」が感じられるまち

自然と都市と市民生活が調和した安心・快適都市の形成

「二重川のかわせみ」
齊藤 勉さん

政策1 自然と共生した安らぎのある都市環境の創造

211 親しみと安らぎのある水辺の整備

現状と課題

本市における河川の水質は徐々に改善されているものの、都市化の進行に伴う生活排水が、依然として河川の水質へ大きな負荷を与えています。また、土地利用の変化等により、流域の持つ保水・遊水機能が低下し、河川の平常時流量が減少するなど自然が本来備えていた水循環系のバランスが崩れています。

一方、平成９年に河川法が改正され、その目的に河川環境の整備と保全を図ることが追加されたことなどを受けて、本市においても多自然川づくりを推進してきましたが、多くの川はコンクリート等で整備されたままで、市民が水と親しめる空間は希少なものとなっています。

こうしたことから、水質のさらなる改善や河川の平常時流量の確保などにより、健全な水循環系を再生するとともに、親水性や多様な生物の生息など河川が本来持っていた様々な機能を復元し、市民が親しみと安らぎを感じられる水辺環境を創出することが求められています。また、公共的に使用できる空地が減少していることから、調整池(注)を市民が自然に親しむことのできる水辺空間として、有効活用していくことも課題です。

基本方針

■めざすべき姿

健全な水循環系が再生されるとともに、市民が親しみと安らぎを感じられる河川や調整池等の水辺空間が確保されている状態

■施策の方針

市民が親しみと安らぎを感じる水辺環境を創出するため、「水循環系再生行動計画(注)」にもとづいて健全な水循環系の再生を図るとともに、多自然川づくりを推進します。

また、調整池を活用した水辺空間等の整備についても検討を行います。

多自然川づくりが進む木戸川

多自然川づくりが進む木戸川

▶施策の方向

施策1 清らかで豊かな流れの創出

河川の流域ごとに策定された「水循環系再生行動計画」にもとづき、水質のさらなる改善を図るため、生活排水対策等を推進します。また、河川の平常時流量を確保するため、公共施設のみならず各家庭においても、雨水浸透施設の設置や透水性舗装材の使用等により土地の保水機能を高める雨水浸透を推奨します。

主な取り組み

- **雨水浸透施設の整備促進**
- **透水性舗装の整備推進**

施策2 自然を活かした水辺の整備

市民が親しみと安らぎを感じる水辺環境を創出するため、散策路や親水空間等を施した多自然川づくりを推進します。また、平常時における調整池の有効利用を図るため、地域住民との協働により、市民が維持管理に関わることができる機会の創出や市民が親しめる水辺空間としての整備について検討します。県事業として進められている海老川調節池(注)については、市の中心部に近い特性を活かし、海老川上流地区のまちづくりに配慮しながら、水と緑と人が生き生きとふれあえる大きな広場としての整備が図られるよう協議を進めます。

主な取り組み

- **多自然川づくりの推進**
- **調整池の有効利用の検討**
- **海老川調節池の多目的利用の促進**

調整池：集中豪雨等による洪水を一時的に溜める施設で、主に土地の開発者が設置するもの。

水循環系再生行動計画：水循環再生のための、市民、事業者、行政それぞれの役割分担や具体的な取り組みを示した計画。「海老川流域」、「真間川流域」、「印旛沼流域」の3流域で策定している。

調節池：調整池と同様、集中豪雨等による洪水を一時的に溜める施設で、主に河川管理者が設置するもの。

政策1 自然と共生した安らぎのある都市環境の創造

2 1 2 豊かな緑の保全と創出

現状と課題

都市化の進行によって本市の緑地面積は年々減少しており、300㎡以上の樹林地については、平成2年には860haありましたが、平成16年には657haと約200ha減少しています。また、一人当たりの都市公園面積は、平成2年度の1.70㎡から平成22年度には2.84㎡と約1.14㎡増加してはいるものの、全国平均から見ると高い水準とはいえません。

こうした状況に対して、緑豊かな都市を実現するため、「船橋市緑の基本計画改定版」にもとづいて市内に残る貴重な緑地の保全を図るとともに、市民の憩いの場となる公園等を整備することが求められています。また、身近な緑の創出や維持管理を図るためには、市民団体等による自主的な緑化活動の支援や、市民等と連携した緑の保全と創出・育成が求められています。

基本方針

■めざすべき姿

都市緑地・公園等の整備や身近な緑の創出により、緑豊かな都市が形成されている状態

■施策の方針

緑豊かな都市を形成するため、公園が充実したまちづくりや、市内に残る貴重な自然林・緑地及び身近な緑の保全・創出を推進します。さらに、市内を広域的に結ぶ水と緑のネットワーク(注)を形成するとともに、市民等との連携によって、質の高い緑の維持管理に努めます。

▶施策の方向

施策1 公園緑地の整備

緑の保全を図るとともに市民の憩いの場を確保するため、都市の中の身近な公園・緑地や、市民のレクリエーション需要に応える大規模な公園の整備に努めます。特に、歩いて行ける範囲にある中規模な公園を整備し、都市の快適性や都市防災に寄与する公園が充実したまちづくりを推進します。

主な取り組み

- 公園緑地の整備
- 防災公園の整備
- アンデルセン公園の整備
- 市民参加の公園づくり
- 公園緑地・街路樹等の維持管理

施策2 都市緑化の推進

市民が身近な生活の中で豊かな緑を感じられるよう、公共施設や民有地において景観木や生垣等による立体的な緑の創出を積極的に進めます。また、緑化重点地区を設定し、重点的に緑化の推進を図ります。

主な取り組み

- 街路樹による緑化
- 景観木・生垣による緑のまちづくり
- 緑化重点地区における緑化の推進

施策3 市民等との連携による緑の保全と創出

緑の保全・創出・育成を図るため、市民等との連携により新たな緑を創出するとともに、質の高い緑の維持管理を図ります。また、花と緑にあふれた都市づくりを推進するため、緑化に関する情報を提供するとともに、市民等による自主的な緑化活動を支援し、花と緑を育てていきます。

主な取り組み

- 市民・企業（事業者）との連携による緑化推進
- 市民参加による緑の保全・活用・管理
- 市民による花いっぱいまちづくりの推進

施策4 樹林地等の保全対策の推進

緑を将来に継承するため、良好な景観形成に寄与する斜面林や里山の樹林、水系と一体となって生物を支えている樹林地等の保全に努めます。また、水と緑のネットワークを形成する南北環境軸(注)における斜面林や、クロマツやタブノキを中心とした緑の東西軸(注)の樹林については、重要な緑として位置づけ保全・活用していきます。

主な取り組み

- 指定樹林等の制度による樹林等の保全
- 市民の森制度による樹林等の保全・活用
- 森林ボランティア等による里山の樹林保全活動の促進

水と緑のネットワーク：川の源流から海までを有する本市の水系特性を活かして、海や川、調節池公園、緑地、樹林等を互いに連携する形で保全・誘導することにより形成される自然豊かな空間。具体的には、緑と水の景観に親しめる「南部海老川環境軸」と、樹林・農地等からなる「北部アンデルセン環境軸」で構成される。

南北環境軸：地域の特色である斜面樹林等の樹林地、豊かな湧水、農地、河川、公園等を活かした本市の中央部を縦断する南北の環境軸。

緑の東西軸：東船橋地区・船橋駅周辺地区、西船・海神地区の斜面緑地等の保全や新たな緑の創造により形成される東西の環境軸。

2 1 3 自然と共生したまちづくり

現状と課題

市内では樹林地や湿地（干潟、川辺、水田、湧水周辺等）、それらを含む里山等の動植物の生息・生育場所が都市化の進行に伴い減少しているだけでなく、外来生物等により生息・生育環境の質が悪化しており、確認された動植物の種の数も減少しています。また、気候変動や環境汚染による生物への影響が懸念され、生物多様性(注)や生態系(注)の多面的機能を保全・再生していこうという動きが全国的に高まっており、本市においても「ふなばし三番瀬(注)クリーンアップ(注)」等、市民とともに三番瀬の保全・再生を図る取り組み等を進めています。さらに、環境と共生した自然豊かなまちづくりや景観に配慮したまちづくりを進めるため、「船橋市環境共生まちづくり条例」等にもとづき開発等の規制・誘導を実施しています。

こうした状況の中、豊かな生物多様性と自然の恵みを未来へつないでいくためには、市内に残された樹林地や湿地等の多様な動植物が生息・生育できる場を保全するとともに、その環境の質の維持・回復を図っていくことが求められています。

また、三番瀬を生物多様性が豊かな里海(注)として再生し、未来へ引き継ぐため、保全・再生に向けた総合的な取り組みを推進するとともに、千葉県及び関係自治体（浦安市、市川市、習志野市）との連携の強化により広域的な課題の解決を図っていく必要があります。

さらに、今後も自然と共生したまちづくりを進めるため、市民、事業者、行政の協働で取り組んでいくことが必要です。

基本方針

■めざすべき姿

市民、事業者、行政の協働により、樹林地や湿地、三番瀬等の貴重な自然が保全・再生され、人と自然が共生したまちづくりが実現されている状態

■施策の方針

人と環境が共生した自然豊かなまちづくりを実現するため、生態系の多様な機能やその価値に配慮して、生物多様性の確保に向けた取り組みや三番瀬の保全・再生を行うとともに、「船橋市環境共生まちづくり条例」等にもとづき環境と調和したまちづくりを目指します。

また、動植物の生息・生育環境を考慮して、樹林地・湿地等の自然環境や、河川・街路樹・公園等の要素を有機的につないだ生態系ネットワークの形成に取り組みます。

▶施策の方向

施策1 生物多様性の確保

多様な動植物が生息できる自然環境を保全・回復し、生物多様性を確保するため、自然環境調査を実施し、希少な動植物や外来生物等に関する情報の把握及び提供を行います。また、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な事項を定めた生物多様性地域戦略(注)を策定します。さらに、市民や事業者等多様な主体との連携により、樹林地や湿地、それらを含む里山等の保全・活用の取り組みを進めます。

主な取り組み

- 自然環境調査
- 生物多様性地域戦略の策定
- 里山の保全・活用の取り組みの推進

施策2 三番瀬の保全・再生

三番瀬の豊かな生態系を将来の世代に残し干潟の恵みを享受できるよう、関係自治体と連携し、ラムサール条約(注)への登録を推進しつつ、干潟への負荷の抑制、三番瀬の自然環境や漁場の保全・再生・利用を図ります。また、市民が自然に親しみながら干潟の生物や水鳥の観察等の環境学習が行えるよう、「ふなばし三番瀬海浜公園」を含め三番瀬全体を体験型環境学習の場として活用します。

主な取り組み

- 三番瀬の保全・再生・利用の推進
- 三番瀬における環境学習の推進

施策3 環境と調和したまちづくり

環境と共生する豊かなまちづくりを進めるため、地域の自然環境と宅地や都市の整備・開発事業との調和を図ります。

主な取り組み

- 「船橋市環境共生まちづくり条例」等による開発等の規制・誘導

生物多様性：生物の多様さとその生息環境の多様さのこと。生態系は多様な生物が生息するほど健全で、安定していると言える。

生態系：ある一定の地域内で生息・生育している生物群集と、それをとりまく無機的環境要因（光、温度、水、土壌等）を、相互に密接な関係を持つ一つのまとまりとしてとらえたもの。

三番瀬：東京湾の最奥に位置し、浦安市、市川市、船橋市、習志野市の埋立地に三方を囲まれている約1,800haの干潟・浅海域。（「平成22年版千葉県環境白書」より）

ふなばし三番瀬クリーンアップ：船橋の自然を代表する三番瀬の清掃活動や自然観察を行うイベント。三番瀬に対する理解と関心を深め、三番瀬の保全を図ることを目的とする。

里海：昔から豊かな海の恵みを利用しながら生活している、里山と同様に人の暮らしと強いつながりのある地域。（「生物多様性国家戦略2010」より要旨抜粋）

生物多様性地域戦略：「生物多様性基本法」にもとづき、都道府県及び市町村が単独でまたは共同して策定する、当該区域内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画。

ラムサール条約：正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。国際的に重要な湿地及びそこに生息、生育する動植物の保全と賢明な利用を推進することを目的とする。近隣では、習志野市の谷津干潟が登録されている（平成5年）。

政策2 環境負荷の少ない資源循環社会の構築

221 環境負荷の少ないまちづくり

現状と課題

本市では大気の状況や河川の水質は改善されつつあるものの、光化学スモッグや海域・地下水等において、依然として環境基準を達成していない項目があります。

また、ライフスタイル（生活様式）の多様化等に伴って、生活騒音等日常生活に起因する環境問題が顕在化しており、近隣同士のトラブルの原因となることもあります。

さらに、地球温暖化問題のように、一人ひとりの生活や事業活動そのものが直接的・間接的に地球規模の環境悪化に影響を与えているものもあります。

こうした状況の中、大気や水等の地域環境への負荷を低減するため、汚染物質を排出する事業所等に対する適正な規制・指導と、継続的な監視体制の確立が求められています。

また、日常生活に起因する環境問題は法令等による規制の対象外であることから、苦情の発生等を未然に防ぐため、市民等への広報活動の強化を通じて地域の生活環境保全に対する意識啓発に努める必要があります。

さらに、温室効果ガスの排出抑制について、市民や事業者一人ひとりが自ら行動できるよう、各種の取り組みを進めていく必要があります。

基本方針

■めざすべき姿

市民、事業者、行政がそれぞれの立場で環境への負荷の低減に努め、公害のない、恵み豊かな環境が未来の世代に受け継がれている状態

■施策の方針

環境への負荷を低減し、安全な生活環境を保全するため、市民、事業者、行政が協力し合うことにより環境保全体制の充実を図るとともに、健康や生活環境へ被害を及ぼすおそれのある公害の未然防止に取り組みます。また、かけがえのない地球環境を保全するため、地球温暖化対策を進めるとともに、限りある資源の効率的な利用やエネルギー使用の削減を図ります。

さらに、清潔・安全で快適なまちづくりを推進するため、市民の手による清掃活動を実施します。

▶施策の方向

施策1 環境保全体制の充実

各種環境保全の取り組みを総合的に推進する「船橋市環境基本計画」を実効性のあるものとするため、市民、事業者、行政等が広く連携協力体制を確立し、環境保全の取り組みを進めます。また、広報やホームページ等を活用して環境情報を提供します。さらに、一人ひとりによる環境を守るための自主的な活動を促進するため、家庭、学校、公共施設等において環境学習・環境教育を積極的に展開します。一方、事業者に対しては、環境管理システム(注)の導入を促進します。

主な取り組み

- **「船橋市環境基本計画」等の進行管理**
- **環境学習の推進**

施策2 地域環境への負荷の低減

良好な大気環境の保全のため、大気汚染状況の常時監視、自動車や工場における大気汚染物質の削減対策等を行います。また、公共用水域の水質向上のため、川や海の常時監視、生活排水対策や事業所等における水質汚濁物質の削減対策、地下水の保全等を行います。さらに、事業活動や社会活動に起因する生活環境問題を未然に防止するため、土壌汚染対策、騒音・振動・悪臭・地盤沈下等の防止対策を行うとともに、市民等からの公害苦情に対する適正処理に努めます。

主な取り組み

- **自動車公害対策の推進**
- **土壌汚染対策の推進**
- **監視体制の整備及び結果の公表**

施策3 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策を地域から推進するため、「船橋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」にもとづき、地球温暖化防止のための意識啓発や再生可能エネルギー(注)の導入、省エネルギーへの取り組みを進めます。

また、市の事業の実施にあたり、「船橋市地球温暖化対策実行計画（第3次ふなばしエコオフィスプラン）」にもとづき、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減を図ります。

主な取り組み

- **「船橋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の推進**
- **「船橋市地球温暖化対策実行計画（第3次ふなばしエコオフィスプラン）」の推進**

施策4 まちの美化の推進

清潔・安全で快適なまちづくりを推進するため、市民、事業者との協力・連携のもと、道路上に散乱しているごみの清掃活動や、路上喫煙、ポイ捨て防止のための啓発・パトロールを行います。

主な取り組み

- **「船橋をきれいにする日」・「クリーン船橋530」の開催**
- **路上喫煙及びポイ捨ての防止に向けた啓発等の実施**

環境管理システム：ISO14001、エコアクション21など、事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、自ら設定する環境に関する方針や目標等を達成するための仕組み。

再生可能エネルギー：資源が枯渇せず、永続的に利用することができるエネルギー。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど。

政策2 環境負荷の少ない資源循環社会の構築

222 循環型社会の構築

現状と課題

市内のごみ収集量や1人1日当たりのごみ発生量は減少傾向にあり、平成23年7月に行われた「船橋市ごみ処理・資源化に関するアンケート調査」でも、ごみの減量に対する市民意識が以前より高まっています。ただし、リサイクル率については、近年おおむね横ばいで推移しています（平成22年度は20.8%）。

また、平成20年に「船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例」を施行し、市民生活や事業活動に伴って排出されるごみの減量化及び資源化や、その適正処理に努めてきました。

こうした状況の中、より効率的で環境への負荷が少ないごみ収集・処理体制を整備するためには、新たな分別方法を含めたごみの分別・収集ルールの適正化を図り、市民の理解と協力を得ることが求められています。また、市民や事業者等に対する意識啓発等を通じ、市民、事業者、行政が一体となった取り組みを推進することが必要です。

基本方針

■めざすべき姿

3R（リデュース(注)・リユース(注)・リサイクル(注)の総称）の推進により、大量消費・大量廃棄のライフスタイル（生活様式）から、限られた資源を効率的・有効的に利用するライフスタイルに移行し、持続可能な循環型社会が実現している状態

■施策の方針

環境負荷の少ない循環型社会を構築するため、まず発生抑制（リデュース）し、抑制できなかったものについては再使用（リユース）を行い、それでも発生した廃棄物については再生利用（リサイクル）するという考え方にもとづき、市民生活や事業活動における廃棄物の最小化を推進します。

また、ごみの適正かつ効率的な処理を実現するため、ごみ処理体制の整備・充実を図ります。

ごみ発生量

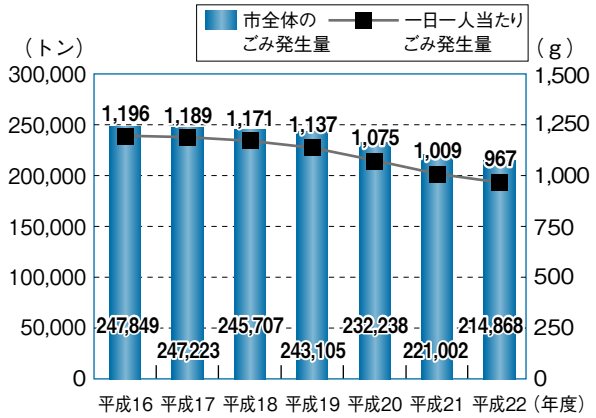

リサイクル率

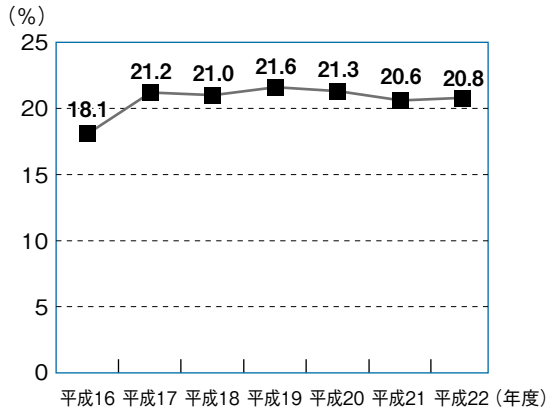

▶施策の方向

施策1 ごみ減量化・リサイクルの促進

循環型社会の構築のため、「船橋市一般廃棄物処理基本計画」にもとづいて、ごみの発生抑制・再使用によって、ごみとして処理・処分する量を極限まで減らすとともに、再生利用を推進します。また、産業廃棄物の排出抑制及び適正処理のため、収集運搬業者や処分業者の許認可業務、及び排出事業者、収集運搬事業者、処分業者への指導・監督を行います。さらに、不法投棄等の不適正な行為を防止するため、監視の強化を図ります。

主な取り組み

- 「船橋市一般廃棄物処理基本計画」の進行管理
- リデュース・リユース・リサイクルの意識啓発
- 有価物及び資源ごみ回収の推進
- 産業廃棄物の適正処理の推進

施策2 ごみ処理体制の整備・充実

資源ごみの回収をより一層推進するため、ペットボトルのステーション回収をはじめとする多様な分別・収集を推進します。また、ごみ処理施設の整備・充実を図る一方、環境負荷の低減を目指して、西浦資源リサイクル施設の建設や、老朽化が著しい北部清掃工場及び南部清掃工場の施設の更新を行います。

主な取り組み

- 北部清掃工場の建替
- 南部清掃工場の建替
- 西浦資源リサイクル施設の建設

リデュース：（Reduce）廃棄物の発生抑制。物を大切に使い、ごみを減らすこと。
リユース：（Reuse）廃棄物の再使用。使えるものは繰り返し使うこと。
リサイクル：（Recycle）廃棄物の再生利用。ごみを資源として再び利用すること。

政策2 環境負荷の少ない資源循環社会の構築

223 汚水処理体制の充実

現状と課題

公共下水道は、生活環境の向上、浸水被害の軽減、公共用水域(注)の水質保全等、衛生的で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない都市施設です。

本市の下水道計画は、市域の約83%に当たる7,110haを整備の対象としており、平成22年度末で下水道普及率は73%を達成しましたが、依然として未整備の区域が残っています。一方、下水道が利用できない区域では浄化槽による汚水処理を実施し、西浦処理場でし尿や浄化槽汚泥の処理を行っています。

下水道事業では、東京湾の富栄養化対策として窒素・リンを除去する高度処理を西浦・高瀬下水処理場で実施し、さらに雨天時の放流水による公共用水域の汚濁を防止するため、合流式下水道の改善対策を図っています。また、施設の増設や老朽化施設の改築・更新を進めているところです。

こうした状況の中、公共用水域の水質改善を図るため、下水道普及率のさらなる向上が求められるとともに、下水道が普及していない区域にあっては、生活排水の適正な処理を行うことが必要となっています。

今後、下水道資産の有効利用や、施設の安全性を確保した計画的な維持管理が重要な課題となることから、コストの縮減を図り、効率的な経営に努める必要があります。

基本方針

■めざすべき姿

公共用水域において良好な水質が保全され、快適な生活環境が創出されている状態

■施策の方針

下水道の効率的な整備を促進し、さらなる普及率向上に努めるとともに、計画的で適正な維持管理を行うことで機能保全とコスト縮減を図ります。また、し尿及び生活排水を適正に処理するため、し尿収集・処理体制の充実を図るとともに、高度処理型合併処理浄化槽(注)の普及と適正な維持管理のための啓発等に努めます。

公共下水道普及率

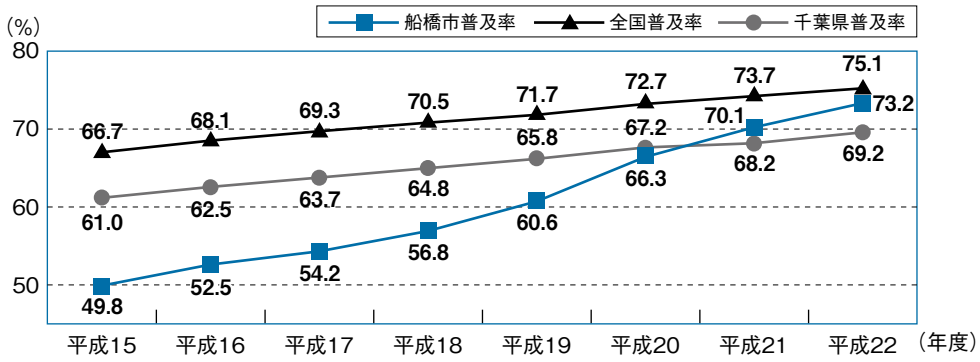

注1)公共下水道普及率=公共下水道整備済みの人口／住民基本台帳登録済み人口
注2)全国の数値は平成22年度末は東日本大震災の影響により、岩手・福島・宮城を調査対象外とした数値
年度末時点
出典：国・県については日本下水道協会

▶施策の方向

施策1 下水道の整備と管理

快適な生活環境と公共用水域の水質保全を図るため、下水道の整備及び老朽化した施設の更新を進めるとともに、事業に対する市民の理解・協力が得られるよう市民への説明や啓発を充実します。

また、健全な下水道経営のため、効率的・効果的な事業推進や社会情勢の変化への対応、適正な維持管理に向けた下水道計画の策定・見直しを行います。

主な取り組み

- **公共下水道の適正な計画にもとづく整備**
- **下水道の維持管理と経営の効率化**
- **下水道施設の生涯コストを見据えた長期的な補修・更新計画の推進**

施策2 し尿処理体制の充実

し尿及び生活排水の適正な処理により衛生的な環境を確保するため、し尿の効率的な収集や、処理施設の維持管理の適正化を図ります。また、衛生的な生活環境の確保と公共用水域における水質汚濁防止のため、高度処理型合併処理浄化槽の普及を図り、適正な維持管理が行われるよう指導・啓発を行います。

主な取り組み

- **し尿の収集・処理**
- **高度処理型合併処理浄化槽の普及促進**

公共用水域：河川、湖沼、港湾、沿岸海域等広く一般の利用に開放された水域及びこれらに接続する下水路、用水路等公共の用に供する水域。
高度処理型合併処理浄化槽：通常の合併処理浄化槽の機能に加え、窒素やリン等を除去する機能がある浄化槽。

政策3 安全・安心な暮らしを支える生活環境づくり

2 3 1 市民の安全・安心を守る災害対応の充実

現状と課題

東日本大震災を契機として、津波や液状化、帰宅困難者の発生など、新たな課題が浮き彫りになりました。大規模な災害への備えに対する市民の関心や意識もかつてないほど高まっています。災害による被害を減らすためには、耐震化等都市基盤の強化のほか、各家庭での自助の備えや地域での取り組みが必要ですが、地域によって防災に対する取り組みに格差が生じています。

また、河川や排水施設の流下能力が不足していることから、近年増加傾向にある集中豪雨や大雨等によって、低地部等では水害が発生しています。

こうした状況の中、災害発生時に迅速かつ円滑な対応を行うためには、本市における防災対策の核となる「船橋市地域防災計画」の改定と適時修正を東日本大震災の教訓を踏まえて行うこと、自然災害や緊急事態への危機管理体制の整備を進めること、職員や市民が的確に対応できるように知識の普及啓発を図ること、自治体間や事業者等との協力体制を強化することなどが必要です。また、災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、公共建築物や橋りょう・下水道の耐震化を進めるとともに、治水安全度の向上を図ることが必要です。さらに、自主防災組織の結成率を高め、市民一人ひとりが効果的な活動を行うことにより、地域防災力を向上させることが求められています。

基本方針

■めざすべき姿

治水や耐震強化等の防災対策や、地域での相互協力体制の充実が図られることによって、災害に対して備えのある安全で安心な暮らしが確保されている状態

■施策の方針

災害に備えのある安全で安心な暮らしを確保するため、治水や耐震強化等により災害時の減災に向けて都市防災機能の向上を図るとともに、市民の防災意識及び災害対応力の向上を図ります。

また、災害発生時に迅速かつ円滑な対応を行うため、近隣自治体や関係機関等を含めた防災体制の整備・充実を図ります。

自主防災組織の組織率

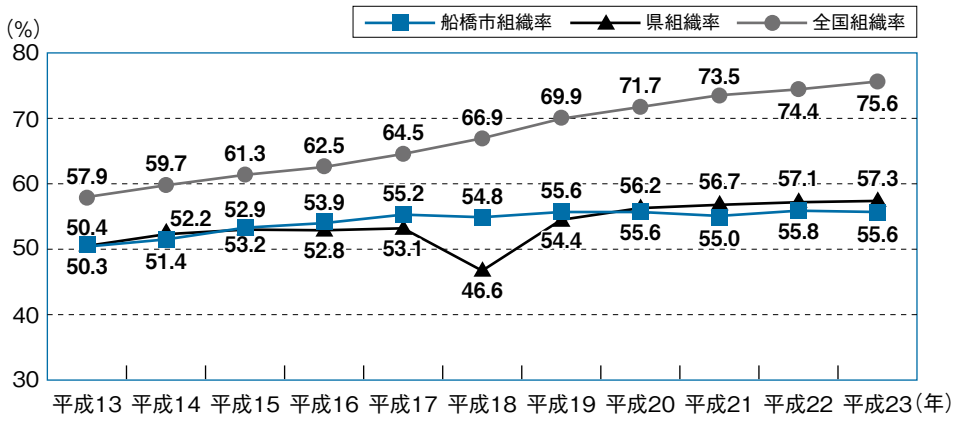

出典：防災白書

▶施策の方向

施策1 防災意識・災害対応力の向上

災害時の被害を最小限に抑えるため、液状化現象、建物被害、水害・土砂災害の危険性などを予測した地域別防災カルテに津波のシミュレーションを加えて公表し、防災対策に役立ててもらうほか、市民の防災に関する情報や知識の普及啓発を進めます。また、地域において防災活動を担う中核的な人材となる地域防災リーダーの養成や、学校や地域等、様々な場所での防災訓練の実施などを通じて、市民と職員の防災意識と災害対応力の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

主な取り組み

- 自主防災組織の強化と充実
- 総合防災訓練の実施
- 中学生向け防災学習の実施
- 職員の防災士資格の取得促進

施策2 防災体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な活動を実施するため、東日本大震災の教訓を踏まえて「船橋市地域防災計画」等の改定と適時修正を行い、応援協力体制の強化や、帰宅困難者や災害時要援護者(注)への対応を含む被災者支援の推進、防災備蓄の充実や公園・防災協力農地(注)を含む避難場所や避難所の整備等を進め、防災体制の充実を図ります。特に、小・中学校、公民館等の避難所予定施設(注)については、耐震化を進めます。

また、災害発生時に正確かつ迅速に情報を伝達するため、防災行政無線やインターネット等の活用を進めるなど、情報連絡体制を充実・強化します。

あわせて、大規模地震発生時に必要な応急対策業務、復旧・復興業務のほか継続すべき通常業務を行いながら、優先度の高い業務から段階的に回復させていくための業務継続計画(BCP)を策定します。

主な取り組み

- 「船橋市地域防災計画」等の改定と適時修正
- 災害時応援協定締結の促進
- 帰宅困難者対策の推進
- 小・中学校、公民館等の避難所予定施設の耐震化推進
- 災害時要援護者対策の充実
- 防災備蓄の充実
- 公園等における防災機能の充実
- 災害時における業務継続計画(BCP)の策定

施策3 都市防災機能の向上

災害による被害を最小限にするとともに、災害時の支援・復旧活動を円滑に推進するため、公共建築物や橋りょう・下水道の耐震化を進めます。また、民間の住宅及び特定建築物に対しても耐震診断や耐震改修工事を促し、耐震化率の向上を図ります。さらに、住民の生命・財産を守るため、大地震や大雨により被害が想定されるがけ地等の土地に対し、必要な対策を講じます。

主な取り組み

- 公共建築物の耐震化推進
- 民間の住宅及び特定建築物の耐震化促進
- 落橋防止（橋りょう耐震化）の推進
- 下水道施設の耐震化の推進

施策4 治水対策の推進

1時間に50ミリの降雨でも水害が起きないようにするため、河川の改修や下水道による雨水管の整備及び雨水貯留浸透施設の整備等を推進します。また、海老川では河川改修と合わせ、調節池の整備を図ります。さらに、集中豪雨や大雨時における水害を軽減するため、河川の浚渫や排水施設の清掃等の適正な管理に努めます。

主な取り組み

- 河川の改修
- 下水道による雨水管の整備
- 雨水貯留浸透施設の整備
- 河川排水路の維持管理
- 海老川調節池の整備（県事業）

災害時要援護者：高齢者や心身に障害のある人、妊産婦、乳幼児、外国人等、災害時に危険回避や避難行動が困難な場合があり、避難生活、生活の再建において、他者の支援を必要とする人々。

防災協力農地：災害時の避難用地や仮設住宅等の建設用地等として活用するため、農地所有者の協力により事前に登録する農地。

避難所予定施設：市が災害時に避難所を開設する予定施設として指定しているもの。船橋市地域防災計画に一欄表を掲載。

災害時の対応を熱心に聞く子ども

正確で迅速な情報伝達

地域で行う総合防災訓練

政策3 安全・安心な暮らしを支える生活環境づくり

2 3 2 犯罪のないまちづくり

現状と課題

本市における刑法犯認知件数は平成15年をピークにそれ以降は減少していますが、一部の犯罪については増加傾向にあります。また、町会・自治会における防犯パトロール隊の結成率は年々増加しているものの、近年伸び率は減少しています。

一方、市では市民の安全の確保と防犯意識の向上を目的として、ホームページや携帯電話をはじめとする各種媒体を通じて防犯情報等を提供しています。

こうした状況の中、治安に対する市民の不安感は必ずしも刑法犯認知件数の減少に見合ったものとはなっておらず、市民、事業者、警察及び行政との連携による防犯対策の推進や、犯罪防止のための効果的な情報提供が求められています。また、地域における安全を守るためには、市民による自主防犯活動を促進することが必要です。

基本方針

■めざすべき姿

治安に対する市民の不安感が減少し、安全で安心して生活できる地域社会が実現している状態

■施策の方針

安全で安心な地域社会を実現するため、市民、事業者、警察及び行政が犯罪のないまちづくりにおいて求められる役割を分担するとともに、連携して、防犯対策の推進と防犯に対する意識の向上を図ります。また、市民による自主防犯活動を支援します。

刑法犯認知件数

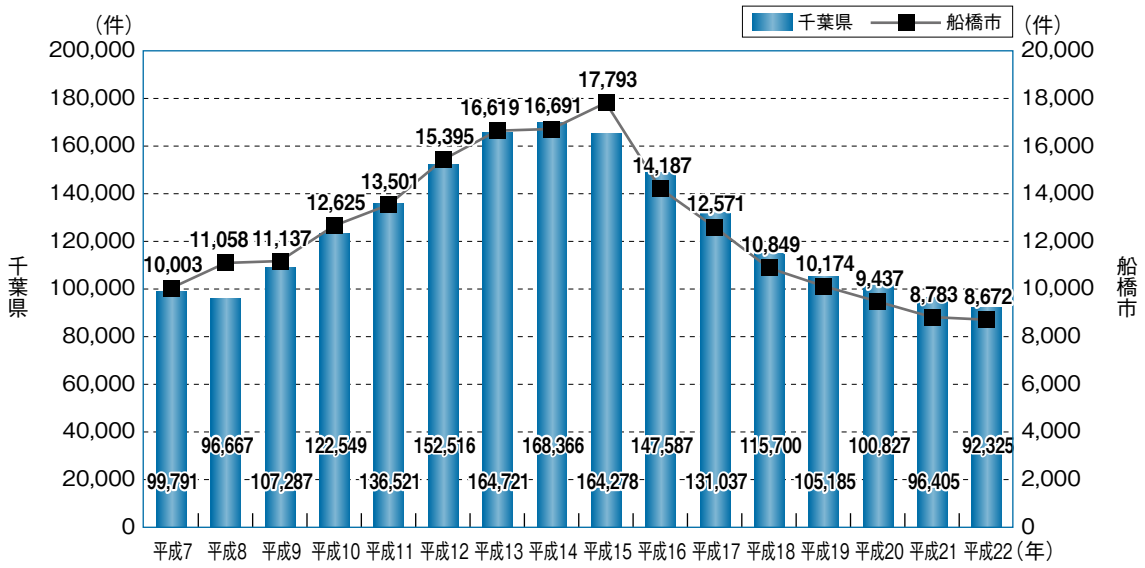

出典：千葉県警察本部発表の市内の犯罪統計

▶施策の方向

施策1 防犯体制の充実

防犯意識の啓発及び犯罪の抑止を図るため、市民安全パトロールカーによるパトロールや、学校や警察から寄せられた防犯情報、不審者情報等の市民への提供など、市民、事業者、警察等と連携した防犯活動を展開します。また、犯罪のない明るいまちづくりを推進するため、町会・自治会等に対する防犯灯の設置及び維持管理の支援を行うとともに、宅地開発時の開発事業者との協議による防犯灯の新規設置を促進します。

主な取り組み

- 市民安全パトロールの推進
- 防犯情報等の提供
- 防犯灯の設置及び維持管理の支援
- 宅地開発時の協議による防犯灯新規設置の促進

施策2 自主防犯活動の促進

地域における自主防犯活動を促進するため、自主防犯パトロール隊への物資支給等の支援を行います。

主な取り組み

- 自主防犯活動の支援

市民安全パトロールカー「まもる号」と「みはる号」

自主防犯パトロール

政策3 安全・安心な暮らしを支える生活環境づくり

2 3 3 市民を守る消防体制の充実

現状と課題

本市における火災件数は、平成13年の227件を境に平成22年は174件と、減少傾向で推移しています。一方、平成22年の救急件数については、28,897件であり、救急需要は年々増加の傾向にあります。

こうした状況の中、火災から市民の安全を守るため、建物の防火安全対策指導の徹底や、住宅防火を引き続き推進することが必要です。

また、救急需要の増加に対応するため、医療機関との連携を図り、救命効果の高い救急体制を確保することが必要です。

さらに、大規模地震等の災害への対応として、耐震性貯水槽の計画的な整備や、地域防災体制の中核的存在を担う消防団の活性化が必要です。

基本方針

■めざすべき姿

火災や災害の発生に備えた消防体制が充実し、市民が安心して暮らせるまちが実現している状態

■施策の方針

火災や災害から市民を守るため、市民の防火・防災意識の高揚や建物の安全管理体制の充実、消防力の充実・強化を図ります。

また、市民の命を守るため、消防と医療機関との連携を強化し、救急体制の充実を図ります。

▶施策の方向

施策1 火災予防体制の充実

火災の発生を未然に防ぎ市民生活の安全を守るため、建物の予防査察の充実や、安全管理体制の強化を図ります。また、火災原因を明らかにして、火災予防及び警防対策に役立てるため、火災原因調査体制を強化します。さらに、市民の防火意識の高揚を図るため、各種広報媒体を活用して火災予防広報を推進します。

主な取り組み

- **防火安全対策の推進**
- **危険物施設安全対策の強化**
- **火災原因調査体制の強化**
- **防火意識の高揚と広報広聴の推進**

施策2 消防力の充実

多様化・高度化する消防業務に対応するため、消防力の整備指針にもとづく消防署所及び消防車両の適正な配置や、職員の教育訓練の充実を図ります。また、災害活動体制の強化のため、消防庁舎の耐震性確保や、消火栓や耐震性貯水槽の整備等を推進します。さらに、消防団が安定して活動を実施できるよう、地域住民が協力しやすい環境の整備を図ります。消防指令業務については、業務の効率化及びコスト削減を図るため、広域的な共同運用を進めます。

主な取り組み

- 消防庁舎等の整備
- 消防車両、水利の整備
- 消防団の活性化
- 消防救急デジタル無線の整備
- 消防指令業務共同運用

施策3 救急体制の充実

増加する救急需要に対応できる高度で効率的な救急体制を確立するため、傷病者の症状に応じた迅速な搬送、救急隊員・救急救命士の養成、救急資機材の整備及びドクターカーの運用を推進します。また、ドクターカーに同乗する医師等の指示・指導・助言により、メディカルコントロール体制(注)の充実を図ります。さらに、応急手当の知識と技術を有する市民を育成するため、各種救急講習会を開催するとともに、救急車の適正利用について理解を求める広報活動を充実させます。

主な取り組み

- 救急業務の高度化の推進
- メディカルコントロール体制の充実
- 医療機関との連携による救急搬送の円滑化
- 市民の命を守るための各種救急講習会の開催
- 救急車の適正利用の推進

メディカルコントロール体制：救急救命士を含む救急隊員が搬送時に行う医学的に裏付けを持った応急処置ができる体制。医師による直接の指示、救急隊員の救急活動に関する事後検証及び救急救命士の再教育が含まれる。

政策3 安全・安心な暮らしを支える生活環境づくり

2 3 4 清潔で安心な暮らしの実現

現状と課題

本市では、清潔で安心な生活環境の実現を目指してネズミやハエ・蚊の駆除、空地の草刈り指導、市民トイレ(注)の設置などを進めてきましたが、暖冬等によるユスリカの通年的発生や放置された空き地の雑草対策などが依然として課題となっています。さらに、犬、ねこの糞尿及びのらねこへの餌やりや自然交配を原因とするねこの増加に対する対策が求められています。

また、生活・衛生関連施設については、公衆浴場において近年浴場数及び利用者数が減少しています。墓地や斎場においては利用者の増加により斎場火葬炉の不足等が予想されるとともに、馬込霊園周辺では交通渋滞も大きな問題となっています。

こうした状況の中、衛生環境のさらなる改善を図るため、衛生害虫の駆除や狂犬病対策の推進、動物の適正飼育及び管理について普及・啓発を図ることが必要です。

一方、生活・衛生関連施設について、市民のニーズを検証しつつ公衆浴場の確保に取り組む必要があります。また、墓地・斎場への需要増加に対応した対策を講ずることが必要です。

基本方針

■めざすべき姿

市民、事業者、行政が一体となって衛生環境の向上に取り組むことにより、清潔で安心して住むことのできる環境が確保されている状態

■施策の方針

衛生的で快適な生活環境を確保するため、市民、事業者と一体となった防疫体制の充実を図るとともに、衛生環境向上のための取り組みを推進します。

また、墓地や斎場の利用者の増加や多様なニーズに応えるため、霊園や四市複合事務組合(注)による斎場の整備・充実を進めます。

犬の登録と狂犬病予防注射

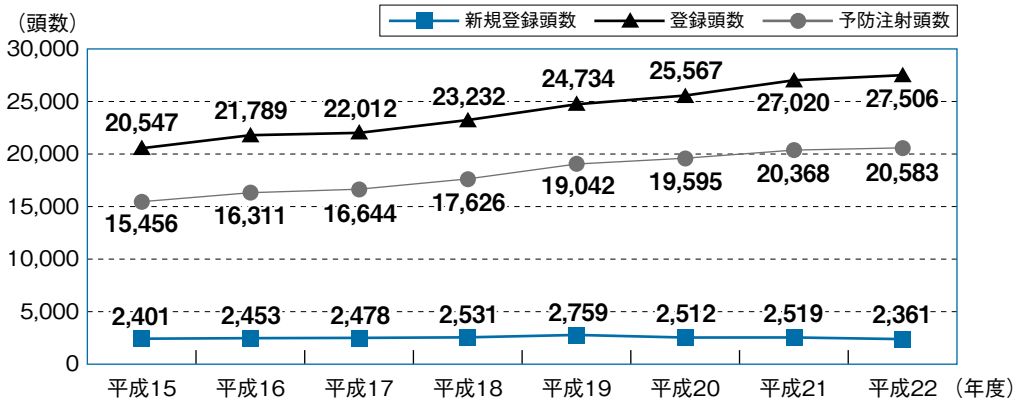

▶施策の方向

施策1 生活衛生の向上

衛生的で快適な生活環境を確保するため、狂犬病対策や病害虫駆除対策、市民トイレの設置、空地の草刈り指導等を進めるとともに、市民からの要望・相談について的確に対応できる体制の整備を図ります。また、公衆浴場の利用機会の確保を図ります。さらに、人と動物の共生を目指し、犬・ねこの不妊去勢手術の普及やねこの飼い方に対するガイドラインの作成等により、動物の適正飼育及び管理の啓発と普及を図ります。

主な取り組み

- **狂犬病対策の推進**
- **公衆浴場の利用促進**
- **動物愛護対策の推進**

施策2 墓地・斎場の整備

墓地・斎場に対する利用者の増加や、多様化する市民ニーズに対応するため、周辺の交通渋滞を緩和する対策を講ずるとともに、霊園や四市複合事務組合による斎場の整備・充実を図ります。

主な取り組み

- **霊園・斎場の整備**

市民トイレ：民間施設内のトイレを広く市民が利用できるものとして位置づけたもの。

四市複合事務組合：船橋市、習志野市、八千代市及び鎌ケ谷市の4市で組織する一部事務組合。特別養護老人ホーム三山園と馬込斎場を共同で運営する。

政策3 安全・安心な暮らしを支える生活環境づくり

2 3 5 良好な住まいの整備

現状と課題

全国の人口が平成19年度に減少に転じ、少子・高齢化が進行、世帯人員も減少傾向を示す中、本市においても本格的な少子・高齢社会の到来を間近に控え、世帯・人口構造の変化が進んでいます。市内の住宅数は平成20年時点で27万１千戸と世帯数の1.13倍に達しており、量的には充足していますが、新耐震基準（昭和56年度施行）以前に建築されたものが28.4%存在しています。持家率は県や全国に比べてやや低く、ＵＲ賃貸住宅(注)や社宅等の給与住宅、民間賃貸住宅の割合が高くなっています。また、マンションの割合が高く、今後とも増加が予想されます。

こうした状況の中、住宅の適切な維持管理や耐震化、バリアフリー化など長期的に住み続けられる住宅の整備が求められています。また、市民が安全に安心して暮らせるよう、良好な居住水準の確保、住環境の整備を進めることが必要です。住宅に困窮する高齢者世帯・障害者世帯等に対しては、住宅セーフティネット(注)の整備が求められており、公的賃貸住宅の有効活用が必要です。特に単身の高齢者等においては、民間賃貸住宅への入居拒否等、安心して住み続けられる住居の確保が困難な場合があるため、その対策や相談体制の充実が求められています。

基本方針

■めざすべき姿

誰もが安心して住み続けられる住まいが整っている状態

■施策の方針

長期的に住み続けられる住宅の整備を支援するとともに、住宅に困窮する世帯に対して適切な住宅の確保を図ります。

▶施策の方向

施策1 長期的に住み続けられる住宅の整備

長期的に住み続けられる住宅の整備を図るため、戸建住宅の建築・増改築、分譲マンション等の適切な維持管理等に関する情報提供を行い、各種相談業務の充実を図るとともに、バリアフリー化の推進に向けたリフォームの支援に取り組みます。

また、市場を通じた住宅の良質化を実現するため、住宅の性能を客観的に評価することができる住宅性能表示制度や、長期優良住宅(注)の普及に努めます。

主な取り組み

- **住まいに関する情報提供**
- **増改築や耐震化、マンション管理等の相談業務の充実**

施策2 住宅セーフティネットの整備

最低居住水準の住宅を市場において自力で確保することが困難な収入の世帯に住宅を供給するため、市営住宅を整備するとともに、入居基準の厳格化による適正な管理に努め、さらには計画的な改修による市営住宅の長寿命化を図ります。

また、住宅の確保が困難な高齢者・障害者・ひとり親世帯等が、円滑に賃貸借契約を結べるための民間賃貸住宅入居支援の体制づくりを目指します。

さらに、高齢者や障害者が安心して暮らせる住居確保のため、高齢者向けの住宅やバリアフリー化に関する各種制度等について、多角的な情報提供を行います。

主な取り組み

- **市営住宅の整備及び適正な入居管理**
- **民間賃貸住宅への入居支援**

施策3 住環境の整備

周辺と調和した住環境を形成するため、中高層建築物や共同住宅の建築に際して、紛争の防止や調整を行います。また、防犯・消防活動等の円滑な遂行を支えるため、住居表示板・街区表示板等の設置を進めるとともに、地番であるため住所が分かりにくい地域に住居表示の導入を図ります。

主な取り組み

- **建築紛争の予防・調整**
- **住居表示の整備・管理**

UR賃貸住宅：独立行政法人都市再生機構が管理する賃貸住宅。

住宅セーフティネット：住宅市場の中で独力では住宅の確保が困難な人々が、それぞれの所得、家族構成、身体の状況等に適した住宅を確保できるような様々な仕組み。

長期優良住宅：「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」により規定する、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅。

この章に関連する主な個別計画一覧（第２章）

基本構想・基本計画を踏まえて策定されている、この章に関連する主な個別計画は以下のとおりです。

計画名	計画概要	計画期間	所管課
船橋市環境基本計画	近年変化している環境問題を的確に捉え、地域の将来像、望ましい地域環境のあり方などを明らかにし、社会変化や市民ニーズに対応した環境保全施策を推進する計画。	平成23～32年度（10年間）	環境保全課
船橋市生活排水対策推進計画（改訂版）	下水道の整備促進、啓発活動による発生源対策等、河川汚濁の主原因である生活排水対策を推進する計画。	平成23～27年度（5年間）	環境保全課
船橋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	地域から地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、市、市民、事業者等の役割を明らかにする計画。	平成24年度～	環境保全課
船橋市地球温暖化対策実行計画（第3次エコオフィスプラン）	市自らが行う事務・事業について、地球温暖化対策推進法にもとづく温室効果ガスの排出の抑制等環境保全に向けた取り組みを明らかにする計画。	平成22～26年度（5年間）	環境保全課
船橋市一般廃棄物処理基本計画	市の廃棄物処理システム全体を定める計画。	平成24～33年度（10年間）	クリーン推進課
船橋市緑の基本計画改定版	都市の緑の適正な保全及び緑化に関する基本計画。	平成19～37年度（19年間）	公園緑地課
船橋市耐震改修促進計画	平成27年度までに住宅及び特定建築物の耐震化率90%を目指す計画。	平成20～27年度（8年間）	公共建築物保全課
船橋市住生活基本計画	本市の地域特性を活かした総合的な住宅政策に関する計画。	平成21～27年度（7年間）	住宅政策課
船橋市地域防災計画	災害対策基本法にもとづき、災害から市民の生命・身体・財産を保護するための防災の業務などを具体的に定めた計画。	－	危機管理課
船橋市水防計画	水防法にもとづき市域の河川等の洪水、高潮等の水災から市民の安全を保持するための計画。	－	危機管理課
船橋市国民保護計画	国民保護法にもとづき、武力攻撃事態や大規模テロ等の発生、またはそのおそれがある場合に備え、市民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限にとどめるための計画。	平成19年～	危機管理課

分野別計画 第3章

文化を育み「豊かな心」と「生きがい」が実感できるまち

文化の薫り高い豊かな心を育む生涯学習都市の形成

「船橋スポーツランド」
飯山満小学校　村上 太晟さん

政策1 潤いと生きがいに満ちた生涯学習社会の構築

3 1 1 生涯学習の推進

現状と課題

生涯学習とは、子どもから大人まで、一人ひとりが自己の充実と自らの生活の向上を目指し、自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯にわたって自発的に行う学習活動のことです。教育行政としては、人々が生涯にわたって学習ができるようその環境整備を図るとともに、家庭教育、学校教育、社会教育を総合的に捉え、相互の連携・協力を図りながら今日の教育的な課題解決に向けて努力していく必要があります。

平成18年改正の教育基本法では、「生涯学習の理念」「家庭教育」「幼児期の教育」「学校、家庭、地域住民との連携協力」等のあり方が示されましたが、これは、それだけ今日の教育が抱える課題や問題点が、複雑かつ多様化してきていることを示しています。

このような視点を踏まえて改訂した、「第二次船橋市生涯学習基本構想・推進計画」にもとづいて、時代の変化や社会的要求等を考慮しながら、人々の学習要求や現代的な課題にも対応できるよう各教育機能の充実を図るとともに、行政組織の横断的な連携・協力をはじめとする社会・教育環境を整えていく必要があります。

基本方針

■めざすべき姿

あらゆる機会・あらゆる場所において学習することが可能な環境が整備され、多くの市民が主体的に学んでいる状態

■施策の方針

社会教育関係団体、NPO、町会等の団体や市民一人ひとりの主体的な生涯学習活動を促進・支援するため、市民の様々なニーズに応えられるよう家庭教育、学校教育、社会教育、文化・スポーツ等の振興を図りつつ学習機会を充実させるとともに、生涯学習施設の適切な管理など学習環境を整備します。

▶施策の方向

施策1 市民の主体的な生涯学習活動の促進・支援

市民の主体的な学習を促進するために、生涯学習活動の啓発や場の提供などの環境整備を推進します。

主な取り組み

- 生涯学習施設の利用の促進
- 社会教育関係団体との連携及び活動支援
- 市民の主体的な生涯学習活動の支援

施策2 誰もが参加できる学習機会の充実

情報化の進展など、社会の変化に対応する学習をはじめ、市民の多様な学習ニーズに応えるために、公民館をはじめとする教育機関等での学習機会の充実を図ります。

主な取り組み

- 一人ひとりのライフステージに対応した学習機会の提供
- 社会の変化に対応した学習機会の提供

施策3 学習環境の整備・充実

市民の主体的な学習環境を整えるため、公民館や図書館等の生涯学習施設の適切な管理を行うとともに、整備・改修を計画的に進めます。また、図書館サービスのさらなる充実を図ります。

主な取り組み

- 生涯学習施設の整備
- 図書館サービスの充実

政策1 潤いと生きがいに満ちた生涯学習社会の構築

3 1 2 生涯学習によるまちづくりの推進

現状と課題

教育基本法の改正により、学習成果を適切に活かすことのできる社会の実現が図られなければならないという、生涯学習の理念が新たに規定されました。また、社会教育法第５条には、市町村の教育委員会の事務として、「社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること」が追加されました。

こうした中、本市の市民の自主的な生涯学習活動は、社会教育関係団体の登録数の増加や様々な市民団体による学習会の開催など、活発化している状況にあります。

今後は、こうした市民の学習の成果や活動が、地域の様々な課題解決に結びついていくことが期待されています。

このため、生涯学習推進体制の整備・充実を図り、一人ひとりの学習や地域に対する関心の高さに応じた様々な支援を行う必要があります。そこで、家庭教育、学校教育、社会教育、文化・スポーツ等に関する効果的な生涯学習情報の提供や、これを活用した学校・家庭・地域の連携・協力を推進することが必要となっています。

基本方針

■めざすべき姿

市民の生涯学習活動の成果が社会に活かされる「知の循環型社会(注)」の仕組みが構築されている状態

■施策の方針

市民一人ひとりの自己実現やその成果を活かしたまちづくりのために、市民の参画による生涯学習施策を展開します。また、様々な団体の有機的なネットワーク化により、生涯学習によるまちづくりを推進します。

社会教育関係団体登録数

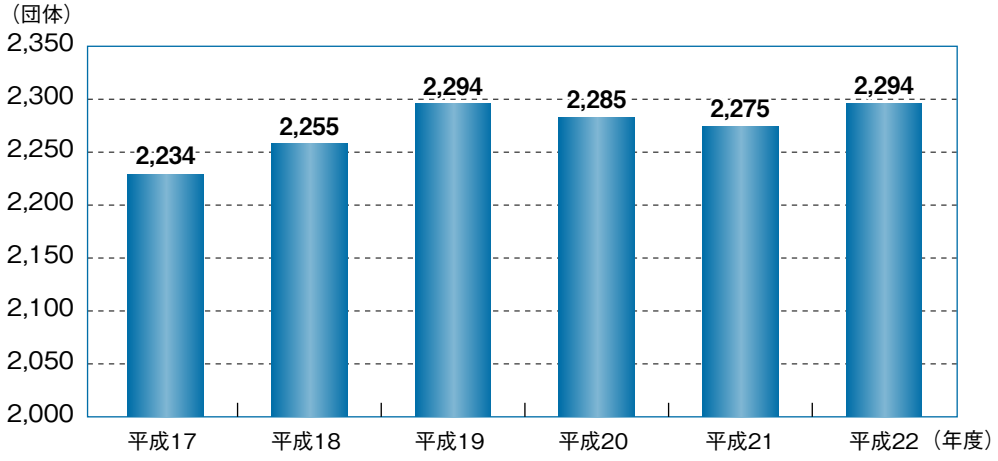

▶施策の方向

施策1 学校・家庭・地域の連携・協力の推進

市民の生涯学習活動の成果をまちづくりに活かすため、活動するための能力や知識を持つ地域の人や団体と、情報を求めている人や団体を結ぶ機会の充実を図ります。また、学校と地域の諸団体が生涯学習情報を相互に活用できるような連携体制を整備します。

主な取り組み

- **学校支援整備事業(注)への地域の連携・協力の促進**
- **市民への生涯学習情報の提供**
- **学校と地域の情報交流の促進**

施策2 生涯学習推進体制の整備・充実

生涯学習によるまちづくりを進めるため、「第二次船橋市生涯学習基本構想・推進計画」にもとづき、推進体制を整備します。また、市民の生涯学習への参加促進とその質の向上を図るため、ふなばし市民大学校の充実に向けたカリキュラムの見直しを積極的に行い、市民の生涯学習機会の拡充と、学習成果のまちづくりへの還元を進めます。

主な取り組み

- **「第二次船橋市生涯学習基本構想・推進計画」にもとづく推進体制の整備**
- **ふなばし市民大学校のカリキュラムの充実**
- **ふなばし市民大学校まちづくり学部修了生の活躍の場の拡大**

知の循環型社会：一人ひとりの学習した成果が社会に還元され、持続的に教育力が向上している社会。

学校支援整備事業：子どもたちの見守りや学習・部活動の支援・環境整備などに地域の人々が関わり、地域全体で健全な子どもの育成を支援する事業。

政策2 文化、スポーツ・レクリエーションのまちづくり

3 2 1 個性豊かな市民文化の創造

現状と課題

市民の文化活動は着実に定着しており、市内の芸術文化団体には長期間活動し、自立している団体が多くなってきていることに加え、時代の変化とともに新たな団体も増えてきています。

また、市内には多くの文化財や遺跡があり、歴史や民俗等をテーマとする郷土資料館、縄文時代を主たるテーマとする飛ノ台史跡公園博物館等でこれらを活用した事業が行われてきましたが、近年は市民ニーズに応じて、関係機関合同の企画展等を行っています。

こうした状況の中、優れた芸術文化にふれる機会の充実、市民自らが参画する文化活動の場の拡充並びに充実した情報の提供などの市民サービスがさらに求められているとともに、地域活性化の資源とされる文化財や遺跡の調査、研究、保存、活用のための体制のさらなる充実が必要とされています。

基本方針

■めざすべき姿

芸術文化の良好な環境が整えられるとともに、文化財や遺跡等の効果的な活用により、市民が“ふるさと船橋”へ愛着を抱いている状態

■施策の方針

市民主体の船橋らしい芸術文化の振興を図っていくために、芸術文化活動及び芸術作品鑑賞がしやすい環境を整えます。また、文化財や遺跡等の調査、研究、保存、活用を効果的に行うため、地域との連携や博物館運営の強化を図っていきます。

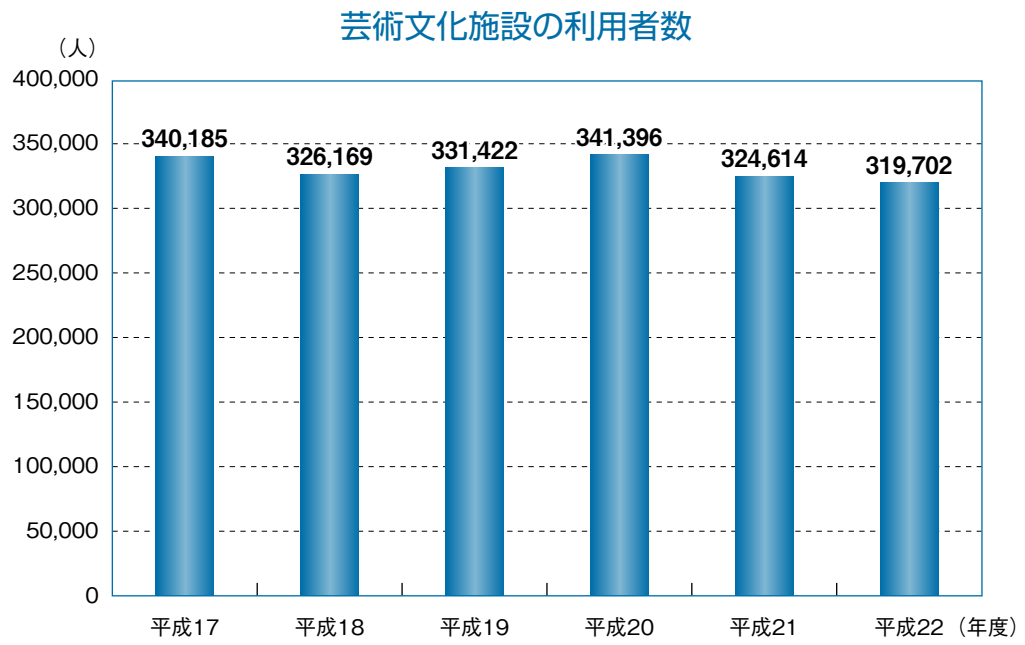

注）平成21・22年度は市民文化ホール改修により2カ月間休館

▶施策の方向

施策1 芸術文化の振興

船橋らしい芸術文化活動及び芸術作品鑑賞がしやすいよう環境を整え、文化活動の発表及び質の高い芸術文化にふれる機会を増やすために、文化施設の整備を進め、市民への支援体制の充実を図ります。

主な取り組み

- ふなばし音楽フェスティバルの開催
- 文芸創造活動の推進
- 船橋ゆかりの芸術家の発掘・育成・作品鑑賞の推進
- 市民文化ホール・市民文化創造館における発表・鑑賞環境の整備

施策2 ふるさとの歴史・文化財の保存と活用

地域との連携をとりながら、文化財や遺跡の調査、研究、保存、活用を行い、市民が“ふるさと船橋”に愛着を持てるように博物館事業等の充実を図ります。

主な取り組み

- 文化財及び埋蔵文化財の調査・保護・活用・普及
- 博物館における考古・歴史・民俗等の調査研究、展示、教育普及の充実
- 21世紀のデジタルプロジェクト(注)の充実

千人の音楽祭

市指定文化財　二宮神社社殿

21世紀のデジタルプロジェクト：船橋の歴史や文化を、写真や映像としてデジタル保存し、次世代に伝える事業。

政策2 文化、スポーツ・レクリエーションのまちづくり

3 2 2 いつでも、どこでも、楽しめる生涯スポーツ・レクリエーションの振興

現状と課題

本市では、「人もまちも健康でありたい」との願いから、昭和58年10月に「スポーツ健康都市宣言」を行い、市民一人ひとりがスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる環境づくりを行ってきました。

一方、日常生活における慢性的な運動不足やそれに伴う精神的ストレスが増大する中、多くの市民が運動不足解消や健康づくりのため運動に親しんでおり、平成21年の市民意識調査によれば、ウォーキングや体操などの比較的軽い運動を週1回程度以上行っている市民は約4割に上ります。

また、市内のスポーツ施設の利用状況は増加傾向にあり、特に船橋アリーナの利用者数は平成19年度以降大きく増加しているなど、スポーツ活動への市民のニーズは高まっています。

こうした状況に対し、身近なところで気軽に楽しめるスポーツ・レクリエーション振興策の推進が求められています。このため、計画的なスポーツ・レクリエーション施設の整備と管理運営の改善を図っていく必要があります。

基本方針

■めざすべき姿

市民一人ひとりが、それぞれのライフステージに応じて、いつでも、どこでも気軽に楽しく参加できるスポーツ・レクリエーション活動の場と機会が提供されている状態

■施策の方針

多様化する市民のスポーツ・レクリエーション活動に対応するため、推進体制や基盤施設の整備・充実を図ります。

▶施策の方向

施策1 スポーツ・レクリエーション推進体制の整備

スポーツ・レクリエーション振興策を推進するため、スポーツ・レクリエーション団体の育成支援、姉妹都市等との交流などを行います。

主な取り組み

- 地域・スポーツ・レクリエーション団体との連携及び活動支援
- 地域リーダーの養成

施策2 スポーツ・レクリエーション活動の促進

市民主体のスポーツ・レクリエーション活動を促進するため、活動機会の拡充、能力の育成、競技団体への支援、体力に応じたスポーツ・レクリエーションの機会の提供などを行います。

主な取り組み

- 各種スポーツ大会等の開催
- スポーツ・レクリエーションの場としての学校開放

施策3 スポーツ・レクリエーション施設の整備

身近で気軽に利用できるスポーツ・レクリエーション施設の充実を図るため、既存施設の整備、多目的に利用できる広場等の整備、民間等の所有地の開放協力依頼などを行います。

主な取り組み

- 公式競技のできる運動公園施設の整備
- テニス、野球、グラウンドゴルフ中心の初心者向け運動広場の整備
- いつでも気軽に利用できるまちかどスポーツ広場の整備

政策3 心豊かにたくましく生きる子どもの育成

3 3 1 家庭と地域の教育力の向上

現状と課題

家庭教育は、保護者が、子に対し生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るために行う営みであり、保護者は、その教育の第一義的責任を有しています。

しかしながら、核家族化、少子化、社会・経済状況の変化などを背景に、家族の生活形態や価値観が多様化してきています。また、地域との結びつきの希薄化、過保護な保護者や子育てに無関心な保護者、悩みや不安を抱える保護者の増加など、子育てを取り巻く状況は極めて難しくなっています。

こうした状況に対して、子どもたちが豊かな情操や基本的な生活習慣、家族や他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心などを身につけられるよう、特に家庭教育機能の充実とともに、地域全体で子育てを支えていくためのより良い環境づくりが求められています。

このため、学校・家庭・地域の連携を基盤として、他の行政や研究・高等教育機関等との連携を図るなど、子育てに対する支援体制の強化が急がれます。そして子どもたちには、生活体験、自然体験、社会体験などの様々な体験を通して、社会性や生きる力を身につけることが求められます。

さらに、子どもたちが地域社会の多くの人たちと関わりを持てる機会を増やすとともに、子育てを地域で支える新たな地域コミュニティを構築することが必要です。

基本方針

■めざすべき姿

学校・家庭・地域の連携協力により、家庭・地域の教育力を高める、新たな地域コミュニティが構築され、地域で子どもを見守り、子育てを支援する環境が確立されている状態

■施策の方針

時間的制約などにより、家庭教育について学ぶことのできない保護者にも対応できる環境を整備するとともに、相談体制の充実を図り、家庭教育への積極的な支援を行います。

また、学校・家庭・地域との連携を強化し、地域全体で学校を支援する体制を整備します。

家庭教育相談

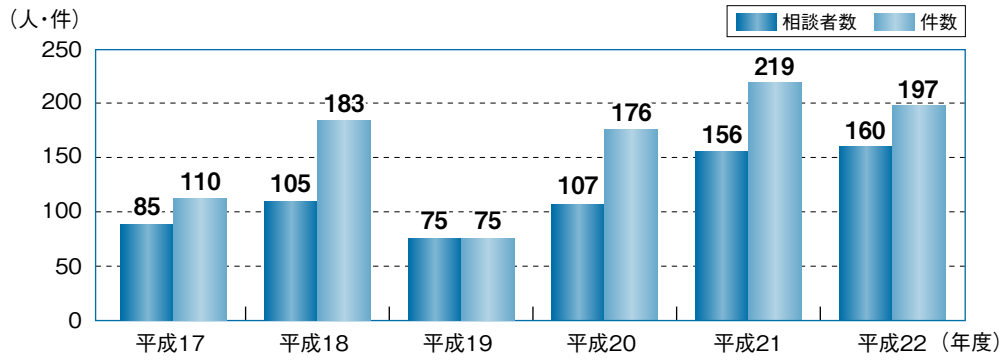

▶施策の方向

施策1 家庭教育の充実

家庭教育が果たす役割とその重要性に対する保護者の認識をさらに深めるため、子どものいる家庭に対するきめ細かい支援により、学習機会の充実を図ります。

主な取り組み

- 家庭教育相談の充実
- 家庭教育セミナー事業の促進
- 家庭教育推進事業の充実

施策2 地域の教育力の充実

地域の教育力を高め、教育を支える地域環境の充実を図るため、地域全体で学校を支援するなど、学校と地域の連携を強化し、一体となって活動できる体制を整備します。

主な取り組み

- 地域による学校支援の推進
- 学校と地域社会の情報交流の促進

小学校での伝統子ども教室

親子の笑顔を大切にします

政策3 心豊かにたくましく生きる子どもの育成

3 3 2 豊かな心と確かな学力、健やかな身体の育成

現状と課題

社会の急激な変化により、子どもたちを取り巻く生活環境も多様化しています。また、社会全体のモラルが低下し、それが子どもたちの豊かな心の成長に影を落としかねない状況があり、「知育・徳育・体育」のバランスがとれた教育を一層推進していくことが必要です。

こうした状況の中、子どもたちが、様々な考え方や文化の背景を持つ人々と協調し、よりよく生きていこうとする力をつけられるように、家庭や地域とも連携を図りながら、社会の一員として生きる自覚を促し、豊かなコミュニケーション能力や個性を伸ばす教育を行うことが求められています。

また、健康の保持増進と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てるとともに、子どもたち一人ひとりが生涯にわたり学び続けるための基礎を培い、学習意欲を向上させ、学習習慣を確立し、「確かな学力」を身につけることができるような特色ある学校づくりを推進することが必要です。

さらには、教職員の資質・指導力の向上、教育環境の整備を図ることも必要です。

加えて、耐震改修をはじめとした安心・安全で質の高い施設整備が必要とされています。また、学校間の規模の格差が広がり、学区変更が必要になるといった問題も生じています。

基本方針

■めざすべき姿

学校、家庭、地域が一体となって、子どもたちの人格や個性を尊重し、主体的に学ぶ意欲や心豊かな人間性を育むことにより、子どもたち一人ひとりの自己肯定感(注)や社会の中でよりよく生きていく力が高まっている状態

■施策の方針

子どもたちの学ぶ意欲や豊かな人間性を育むために、教職員の資質・指導力の向上を目指した研修や教育環境の整備を行うとともに、各学校が創意工夫を凝らし特色ある学校づくりを推進し、学校教育の充実を図ります。

▶施策の方向

施策1 教育内容の充実

心身の発達に応じた能力、適性、興味、関心を大切にするため、生徒の個性に応じた学校教育内容の充実により、一人ひとりの学習活動を支援します。

主な取り組み

- 学習指導の改善による学力の向上
- 教育課題に対応する教育の推進
- 道徳的実践力と規範意識の向上
- 生徒指導の充実
- 体力向上と健康教育の推進
- 特別支援教育の推進

施策2 教職員の資質・指導力の向上

教職員の資質・指導力を高めるため、社会の変化に対応できる教育を研究するとともに、専門的知識や技能の向上を図るために、各種研修会等を実施します。

主な取り組み

- 授業力の向上に向けた支援体制の整備
- 教職員が子どもに向き合う体制の整備

施策3 教育環境の整備

快適で安全な学習環境を提供するため、耐震改修工事を進めるとともに、教育施設等の整備・充実、環境の美化を図り、児童・生徒が安心して学ぶことのできる環境を整備します。

主な取り組み

- 安全・安心・快適な施設づくりの推進
- 安全を確保する体制づくりの推進
- 個に応じた質の高い教育環境の整備

施策4 家庭・地域との連携

子どもたちの健全な育成を図るために、家庭と地域との連携を一層強化します。

主な取り組み

- 学校、家庭、地域の連携の強化
- 子どもを地域で見守る体制の構築
- 新しい学校体制づくりの推進

施策5 市立高等学校教育の充実

市立船橋高等学校の生徒一人ひとりが個性を発揮できるように、特色ある教育を推進します。

主な取り組み

- 魅力を高める改革の推進
- 施設設備の改善

施策6 幼児教育の充実

生涯にわたる人間形成の基礎を培う幼児期の教育をよりよいものにするため、幼稚園への支援の充実を図るとともに、子どもたちが、幼稚園・保育園から小学校へのスムーズな移行ができるように、幼稚園・保育園と小学校との連携を強化します。

主な取り組み

- 幼稚園、保育園と小学校との連携推進

自己肯定感：「自分はかけがえのない大事な存在であり、一人の人間として大切にされている」と思える気持ち。

政策3 心豊かにたくましく生きる子どもの育成

3 3 3 次代を担う青少年健全育成の推進

現状と課題

家庭での教育力の低下や地域社会における人間関係の希薄化などにより、青少年が基本的な生活習慣やコミュニケーション能力を身につけにくい社会環境への変化が一層進行しています。また、いわゆるニート・フリーター問題は本市においても指摘されており、社会的・経済的に自立できる能力を充分に身につけることができていない青少年が増加しています。

こうした状況に対し、健全な社会性を有する青少年を育成するため、家庭におけるしつけや教育力の向上を図るとともに、地域社会における人と人とのつながりを再生し、活動の場を整えることが求められています。また、青少年の職業観を育成するとともに、自立を促進していくことも必要とされています。

基本方針

■めざすべき姿

家庭と地域、学校等の関係機関の連携による支援のもと、青少年の健全な成長と自立が実現している状態

■施策の方針

青少年の成長を支援する環境を整備するため、家庭における青少年の社会性を育む教育を促進・支援する取り組みを進めるとともに、地域社会における青少年の社会参加機会の充実を促進します。

また、青少年の社会的・経済的な自立を促すため、意欲や能力の向上を図る相談・支援体制を充実します。

▶施策の方向

施策1 青少年健全育成活動の促進

社会全般の規範意識を高めるために、青少年及び保護者の相談・支援体制を充実します。

また、地域全体の協力により青少年の健全育成を図るため、地域住民、関係団体、関係機関等の連携・協力体制を構築します。

主な取り組み

- **青少年団体等との連携及び活動支援**
- **街頭指導活動の推進**
- **電話・来所による青少年相談事業の推進**

施策2 交流活動の促進

健全な社会性を有する青少年を育成するため、都市間交流やキャンプへの参加を促進し、地域や同世代の人々と交流する機会の充実を図ります。

主な取り組み

- 青少年キャンプへの参加促進
- 都市間交流への参加促進

施策3 青少年施設の整備と利用の促進

青少年の社会参加機会を充実させるため、青少年施設における、関係団体の利用や市内小中学校の校外学習・体験学習での積極的な活用を促進します。

主な取り組み

- 青少年施設の活用の促進

施策4 青少年の自立を支援する体制の整備

青少年の自立促進のため、関係機関と連携しつつ、職業意識の啓発や相談体制の充実を図ります。また、様々な場面での青少年の地域社会への参加を促進します。

主な取り組み

- 職業的自立の支援
- 青少年の社会参加の促進
- キャリア教育(注)の推進

キャリア教育：子どもたちが将来、社会人・職業人として自立していく上で必要な力や勤労観・職業観を育てる教育。

政策4 市民主体の国際交流の推進と世界平和

3 4 1 国際交流・多文化共生の推進

現状と課題

船橋市はヘイワード市（アメリカ）、オーデンセ市（デンマーク）と姉妹都市提携を、西安市（中国）と友好都市提携をしており、異なった特徴を持つこれらの都市と様々な分野・方法での交流を行っています。さらに今後は、より多面的な交流が求められていることから、今まで継続してきた市民中心の草の根交流に加え、環境・教育等の新たな視点を持った交流事業を展開する必要があります。

一方、船橋市の外国人登録者数は年々増加しており、長期間滞在・永住する外国人が多くなっています。

こうした状況の中、国籍等に関わらず誰もが住みやすい地域社会を作るためには、ハード（表示等の多言語化、外国人相談窓口や日本語教室の開催、日本社会に関する学習支援等の自立支援）・ソフト（互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとする意識の啓発）両面の整備が必要です。

基本方針

■めざすべき姿

すべての市民が国際交流の意義を感じることができるとともに、市内に住む外国人との共生により、国際理解が深まっている状態

■施策の方針

市民が姉妹・友好都市(注)等との交流の意義を感じられるように、それぞれの都市の特徴を生かした草の根交流や、環境・教育など課題解決型の多様な交流を展開します。また、多文化共生(注)社会の実現に向け、市内に住む人同士が国籍等に関わらず、地域社会を支える主体であると認識し合い、それぞれの力を発揮できる地域づくりを目指します。

外国人登録人口

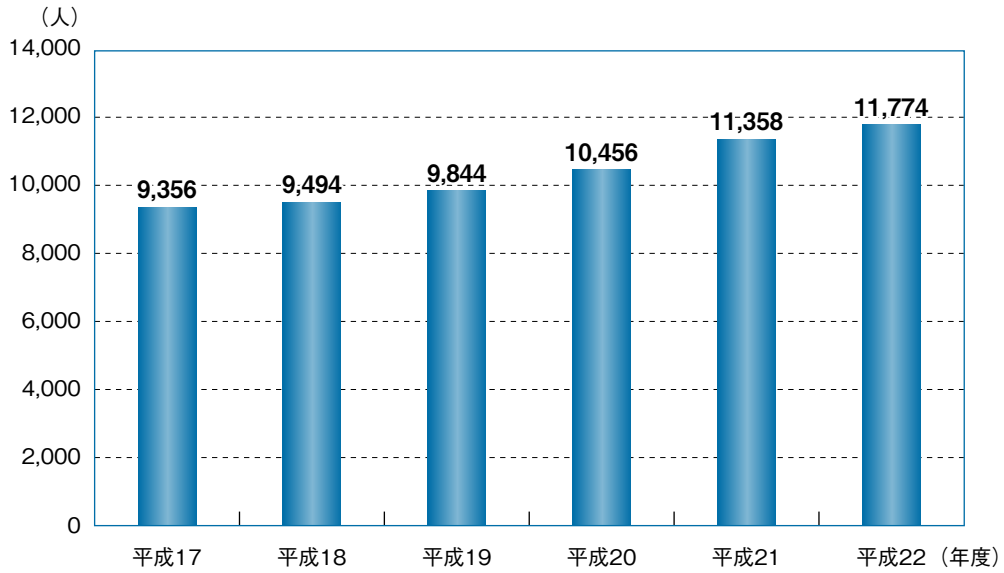

▶施策の方向

施策1 市民の主体的な国際交流活動の促進

国際交流の機会を充実させるため、市民を中心に組織された国際交流協会の事業をはじめ、市民が主体になって行う姉妹・友好都市等との草の根交流を支援します。

主な取り組み

- **姉妹・友好都市等との草の根交流の支援**
- **市内で行う市民主体の国際交流事業の支援**

施策2 外国人と共に暮らしやすい地域づくり

国籍等に関わらず誰もが住みやすい地域社会の形成を図るため、市内に住む外国人への支援、住民同士の相互理解を深めるような事業への支援など、多文化共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

主な取り組み

- **多文化共生に関する啓発**
- **市内に住む外国人の自立支援と地域社会への参加支援**

施策3 諸外国との都市間交流の推進

より多くの市民が他都市との交流の意義を実感できるように、姉妹・友好都市等との間で社会的課題解決の情報等を交換し、有効に活用するための交流を推進します。

主な取り組み

- **小中高校における姉妹・友好校交流の推進**
- **環境・教育等テーマを持った交流の推進**

姉妹・友好都市：いずれも市民の親善や文化交流等を目的として結びつきを持つ都市のこと。姉妹都市ということが多いが、中国のように漢字圏で上下関係を重んじる国が相手の場合は友好都市という。

多文化共生：国籍や民族の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

政策4 市民主体の国際交流の推進と世界平和

3 4 2 平和施策の推進

現状と課題

世界の恒久平和は、人類共通の願いです。しかし、国際社会においては地域紛争、国際テロ等が絶えず、依然として核兵器が存在するなど、恒久平和の実現には至っておりません。本市にあっても、日本が世界で唯一の被爆国であることを踏まえ、戦争の愚かさと核兵器のもたらす悲惨さを訴えていく必要があります。

戦後65年以上が経過し、戦争・被爆体験の風化が危惧される中、本市では、昭和61年12月に「平和な社会が後の世代にも引き継がれるように」との願いを込めて「平和都市宣言」を行い、毎年、広島・長崎の原爆の日を中心に恒久平和実現と核兵器廃絶に向けた各種事業を実施してきました。

また、世界の経済・物流・情報のボーダーレス化が進展し、日本全国・全世界の人たちと平和意識を共有する環境が一層整ったといえます。しかし、被爆者や戦争体験者の高齢化が進み、次世代への伝承方法が岐路に差し掛かるとともに、各平和事業への市民参加者数は伸び悩んでいます。

このため、より多くの市民が参加できるよう事業内容を見直すとともに、市民一人ひとりの心の中に平和を愛し大切にする気持ちを育て伝えられるよう、継続的に平和施策を展開することが必要です。

基本方針

■めざすべき姿

「平和都市宣言」の趣旨が市民一人ひとりの心の中に浸透し、平和を愛し大切にする気持ちが定着している状態

■施策の方針

世界の恒久平和、非核三原則の遵守、さらには核兵器廃絶を実現するため、平和事業を継続的に展開して、「平和都市宣言」の趣旨の市民への周知に努めます。

平和都市宣言関連事業の参加者数

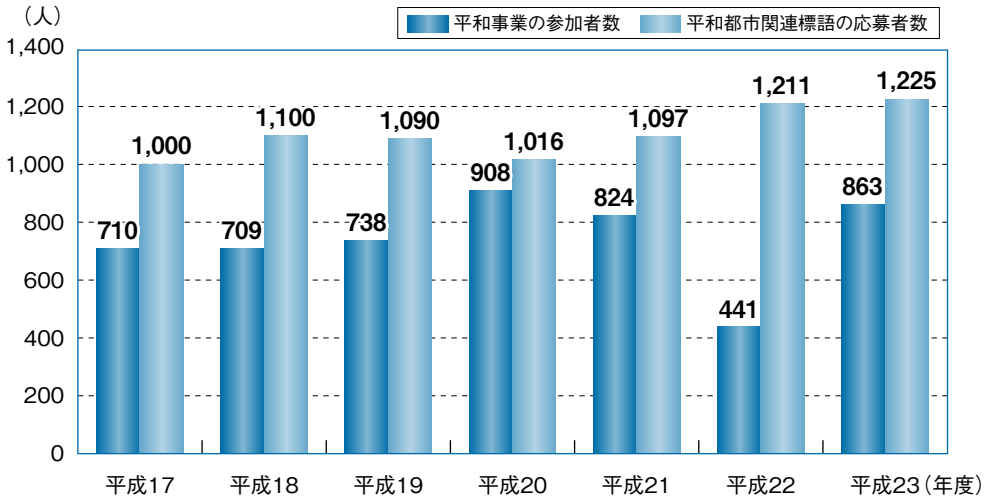

▶施策の方向

施策1 平和施策の推進

世界恒久平和の実現を目指すため、学校での学習や、市民間・都市間の交流を通じた国際理解の促進と平和意識の醸成・継承を図ります。

また、非核三原則の遵守と核兵器廃絶を掲げた「平和都市宣言」の趣旨に沿って、国内外の都市と連携をとりながら、より多くの市民が参加できる事業を実施して、市民と共に平和施策を推進します。

主な取り組み

- 平和教育の推進
- 平和式典への市民派遣の推進
- 原爆の日関連事業の推進

平和宣言都市の看板

平和式典への派遣

平和写真展

この章に関連する主な個別計画一覧（第３章）

基本構想・基本計画を踏まえて策定されている、この章に関連する主な個別計画は以下のとおりです。

計画名	計画概要	計画期間	所管課
船橋市教育振興ビジョン	本市が概ね10年間を通じて目指すべき教育の姿を示したもの。	平成22～31年度 （10年間）	教育総務課 財務課 施設課 学務課 指導課 保健体育課 総合教育センター 社会教育課 文化課 青少年課 生涯スポーツ課
船橋市教育振興基本計画	船橋市教育振興ビジョンのもと、５年間に実施すべき教育施策ごとの事業計画を具体的に示したもの。	平成22～26年度 （5年間）	教育総務課 財務課 施設課 学務課 指導課 保健体育課 総合教育センター 社会教育課 文化課 青少年課 生涯スポーツ課
第二次船橋市生涯学習基本構想・推進計画（ふなばし一番星プラン）	本市の生涯学習に関する基本構想及び推進計画。	平成24～32年度 （9年間） （予定）	社会教育課
船橋市図書館サービス推進計画	市民ニーズに応える図書館サービスを推進するための計画。	平成24～32年度 （9年間） （予定）	社会教育課
船橋市子どもの読書活動推進計画	学校・家庭・地域が連携し子どもの読書活動の環境を整えていくための計画。	平成21～25年度 （5年間）	社会教育課
船橋市生涯スポーツ振興計画	市民の生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興を推進するための計画。	平成20～29年度 （10年間）	生涯スポーツ課

分野別計画 第4章

活気あふれる「生き生き」とした暮らしのあるまち

市民生活と結びついた多様な産業が息づく都市の形成

「船橋漁港」
ワクイ・トオルさん

政策1 活力ある商業・工業・観光の振興

4 1 1 まちの活力につながるにぎわいの創出

現状と課題

本市は、海や川、緑等の自然に恵まれているとともに、歴史的・文化的遺産等の数多くの観光資源を有しており、観光マップの作成や各種資源の紹介を進めるなど、観光資源の活用に取り組んできました。

しかしながら、市のイメージが明確でなく、知名度も十分に高いとは言い難いことが市民からも指摘されており、本市の持つ魅力を最大限活用して地域のブランド力を向上させ、発信していく必要性が高まっています。

こうしたことから、既存の恵まれた様々な資源を有効活用するとともに、さらなる資源の発掘と育成に取り組むことが必要となっています。同時に、これらの資源を活かして本市の魅力を高め、観光振興に結びつけ、地域のにぎわいの創出につなげていくことが求められています。

基本方針

■めざすべき姿

本市の魅力が高まり、多くの人が本市の良さを知るとともに、多数の人が訪れることで地域のにぎわいが生まれている状態

■施策の方針

本市の魅力を高め、まちのにぎわいを創出するため、農水畜産品をはじめとした船橋で生産される様々な産品のブランド力を強化していきます。

また、ふなばし市民まつりなど多彩なイベントを積極的に展開していくとともに、新たな観光資源の掘り起こしやネットワーク化による観光資源の有効活用等、観光事業を積極的に推進していきます。

観光入込客数

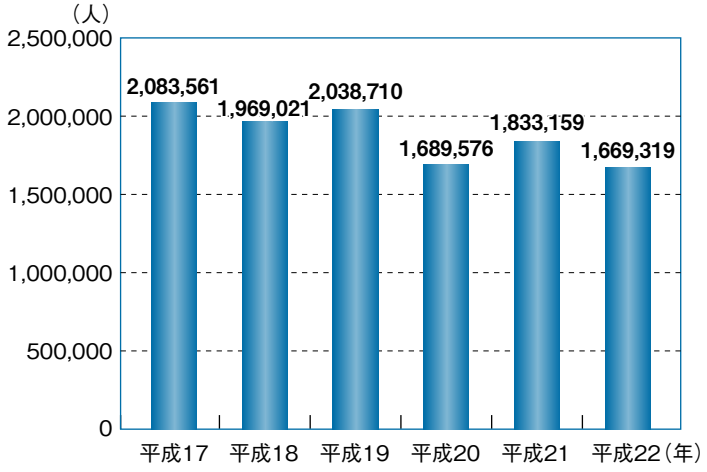

市民まつり（船橋会場）

注）観光入込客とは、ふなばし市民まつり、アンデルセン公園、ふなばし三番瀬海浜公園、船橋大神宮など観光地及び行祭事・イベントを訪れた者
出典：千葉県「観光入込調査」

▶施策の方向

施策1 産品ブランドの推進

地域経済の活性化、農業・漁業・商業・工業・観光の振興を図るため、農商工連携を促進します。また、農水畜産品をはじめとした様々な「船橋発」の産品について、イベント等を通じてPRを行い船橋ブランドの確立を目指します。

主な取り組み

- 産品ブランドの発信

施策2 まちの魅力の創出及び活用

にぎわいと活気にあふれたまちを創出するため、商業施設、地域の歴史・文化、川・海等の自然を活かし、訪れた人が楽しい時間を過ごせる空間を創造していきます。その一環として、船橋駅周辺については、新しい商業施設と既存の商店街や路地裏を活用し、船橋大神宮や海老川、大型商業施設等への回遊性を持たせます。その他の地域においても、多くの人に各地域の特色が理解されるように、地域特性に応じたまちづくりを行います。

また、観光客を誘致するため、新たな観光資源の掘り起こしや伝統行事の育成等を行うとともに、ふなばし三番瀬海浜公園を含めた三番瀬、工場見学のできる食品コンビナート等も積極的にPRします。さらに、市民による船橋らしい様々なイベントの実施や、民間活力の導入により地場産の新鮮な野菜・魚介類等を販売する市（いち）等を開催します。

主な取り組み

- ふなばし市民まつりの開催
- 観光情報の発信
- 観光コースの創出

政策1 活力ある商業・工業・観光の振興

4 1 2 地域産業の振興・育成

現状と課題

地域産業を取り巻く環境は、世界規模で長引く景気の低迷や国際競争の激化等に加え、平成23年3月の東日本大震災の影響により非常に厳しい状況となっています。このような中、本市の地域産業の中核を担っている中小企業は、設備面や資金面で脆弱さを抱えているだけでなく、景気動向の影響や、エネルギー環境の制約の高まりなどの新たな変化に直面することで、その経営環境はより厳しさを増しています。一方で、少子・高齢化の進行や様々な情報技術の発展等の社会情勢の変化をとらえた、新たな産業の台頭もみられます。

これまで、本市では「船橋市商工業振興ビジョン」を作成し、商工業者との連携を図りながら総合的・体系的な取り組みを進めてきました。また、新規産業の育成についても、インキュベーション(注)施設の活用等を通じて取り組んできました。

今後も地域産業を取り巻く環境は厳しい状態が続くと想定され、社会動向や国、県の経済施策を踏まえつつ、商工業者との連携を図りながら総合的な施策展開を図ることや、今後の社会動向を踏まえた新規・成長産業の育成に取り組むことが求められます。さらに、経営面や人材面等から中小企業の経営基盤の強化を図っていくことも必要となっています。

基本方針

■めざすべき姿

商工業者と連携した総合的な産業振興施策が展開されることで、新規産業の育成が進み、中小企業の経営が安定し、雇用が確保され、地域産業が活性化している状態

■施策の方針

市内の地域産業の活性化を図るため、地域の特性を活かし、商工業者との連携を深めながら、総合的な産業振興施策を展開するとともに、今後の社会動向を踏まえた新規・成長産業の育成を進めます。また、中小企業の経営の安定化・活性化を図ります。

市内事業所の新設・廃業数(民営)

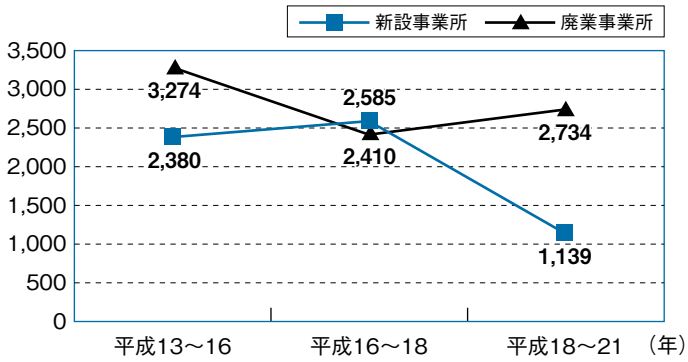

ベンチャープラザ船橋

出典：平成16年事業所・企業統計調査、平成18年事業所・企業統計調査、平成21年経済センサス

▶施策の方向

施策1 総合的な産業振興の推進

経営者自らの取り組みを支援し、地域産業の活性化を図るため、商工業者の産業振興の中心的役割を担う商工会議所や各種団体と連携を強化し、総合的な産業振興施策を展開します。また、様々な機会を通じて、市内企業の魅力、技術力の情報発信を行います。

主な取り組み

- 新たな商工業振興ビジョンの策定
- 商工会議所や商工業者の各種団体との連携
- 市内企業の技術力の発信

施策2 新規・有望産業の育成

社会経済の変化を捉えた新たな産業の育成を図るため、異業種企業間の交流促進や知識・技術の融合による新分野の開拓等を通じてベンチャー企業の育成を進めます。

主な取り組み

- 起業支援の推進

施策3 中小企業経営基盤の向上

中小企業の経営の高度化・安定化を図るとともに、経営の悪化を防ぐため、商工会議所等の関係機関と連携しながら、相談、診断、指導等の経営技術指導に関わる体制を確立し、経営者の資質の向上や後継者の育成、従業員の能力の向上を図ります。あわせて、金融機関との連携により融資制度の充実を図ります。

主な取り組み

- 中小企業の経営診断・指導の実施
- 融資制度の充実

インキュベーション：本来は「ふ化」という意味で、その意味が転じて、設立して間がない企業に経営技術・金銭・人材等を提供し、育成すること。

政策1 活力ある商業・工業・観光の振興

4 1 3 魅力ある商業の振興

現状と課題

本市の商業は、市内に多数ある鉄道駅の周辺に集積していますが、長引く経済不況の影響とともに、東京という一大商業地に近接している地理的特性もあり、厳しい環境におかれています。また、中小小売事業者は本市経済や地域社会において重要な役割を果たしていますが、消費者ニーズの個性化・多様化がより一層進むとともに、経営者の高齢化や後継者不足といった問題も抱えるなど、環境は厳しく、事業所数は減少傾向を示しています。

こうした状況の中、本市の商業の競争力を強化するためには、事業者自らの創意工夫や自助努力が求められていることはもとより、市は、中小小売事業者の置かれた厳しい立場を理解し、経営者に対する研修会の開催等により経営の高度化を図るなど、その経営継続への努力に協力・支援していく必要があります。さらに、歩行者空間の整備等、安全で快適に消費者が利用できる魅力ある商業環境を構築していくことも求められています。

また、市は卸売市場を管理・運営していますが、近年の大型小売店の一括仕入方式などの市場を通さない取引の増大等により、取扱数量及び取扱金額は年々減少していることに加え、施設の老朽化が進むなど、多くの課題を抱えています。このように、市場を取り巻く環境は厳しい状況ですが、安全・安心な生鮮食料品等の流通を確保する観点から、品質管理の高度化等に対応できる体制の整備を進める必要があります。

基本方針

■めざすべき姿

消費者が利用しやすく魅力がある商業が集積しているとともに、卸売市場が適正かつ健全に運営され、安全・安心な生鮮食料品等が安定的に供給されている状態

■施策の方針

本市の商業の競争力を高め、消費者ニーズに的確に応えられるようにするため、地域と調和した魅力ある商業環境を構築するとともに、卸売業・小売業の活性化を促進します。

また、流通の拠点として卸売市場の活性化を図り、消費者に生鮮食料品等を安定的に供給します。

従業者数・事業所数

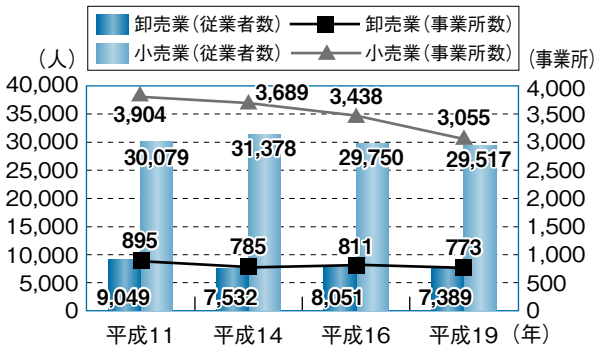

出典：商業統計調査

年間商品販売額

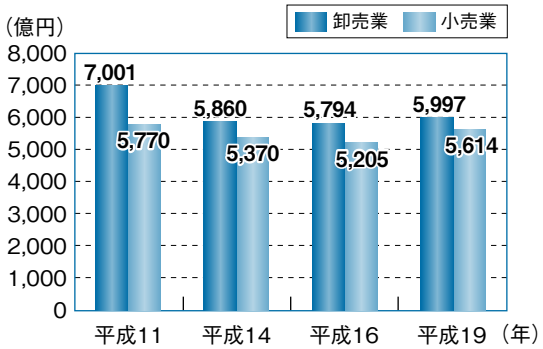

出典：商業統計調査

▶施策の方向

施策1 商業環境の整備

安全で快適に買い物ができる環境を構築するため、歩行者空間の整備や街路灯の設置等、商店街と協働して商業環境を整備します。

主な取り組み

- **商業環境向上のための各種施設の整備**

施策2 商店街の活性化と経営の高度化

商業における経営の高度化を図るため、専門家の派遣や研修・研究会の開催等により、経営者や従業員等の人材育成を進めます。また、商工会議所と連携し、地域の身近な商店街のにぎわいを創出するため、イベント・空き店舗の活用等の各種事業を支援するなど、地域それぞれの特性を活かし、特色ある商店街づくりを進めるとともに、市民のニーズや、買い物弱者対策などの社会情勢に応える商店街の取り組みを支援します。

主な取り組み

- **商店街空き店舗対策の推進**
- **商店街活性化アドバイザーの派遣**

施策3 流通機能の強化・充実

多様化する流通形態に対応するため、卸売業の活性化を支援します。

また、流通機能の拠点である卸売市場の活性化を図るため、品質管理の高度化等に対応できる体制の整備を行うとともに、市場運営の円滑化、効率化を図り、生鮮食料品等を安定的に供給します。さらに、市場の一般開放や各種イベントを開催し、消費者へのPRを推進します。

主な取り組み

- **卸売業の活性化の支援**
- **市場活性化の推進**

政策1 活力ある商業・工業・観光の振興

4 1 4 活力ある地域工業の振興

現状と課題

本市は一大消費地である東京都心部に近く、また京葉港や新東京国際空港等の交通基盤施設に近接していることから、臨海部を中心として工業集積が進んでいます。

しかしながら、本市の工業は比較的中小企業が多く、産業構造の変化への対応や製品の高付加価値化が難しい状況にあります。また、内陸部に立地している工場等の施設については、周辺の住宅開発の進展等による生産環境の悪化等の問題も発生しています。

こうしたことから、既存工業の高度化・高付加価値化を促すための様々な支援策を展開することが求められるとともに、特に内陸部に立地する工業の生産環境の確保に向けた取り組みを進めることが求められています。

基本方針

■めざすべき姿

工業系用途地域内における工場の操業環境が維持され、企業間、大学等との連携で中小企業の技術力が高まり、新産業の創出が進んだ状態

■施策の方針

本市の工業の競争力を強化するため、産学官連携により新製品・新技術開発の促進を図るなど、生産構造の高度化や製品の高付加価値化を推進します。

また、工場の操業を維持できるように、企業の生産環境の確保を目指します。

従業者数・事業所数（従業者4人以上）

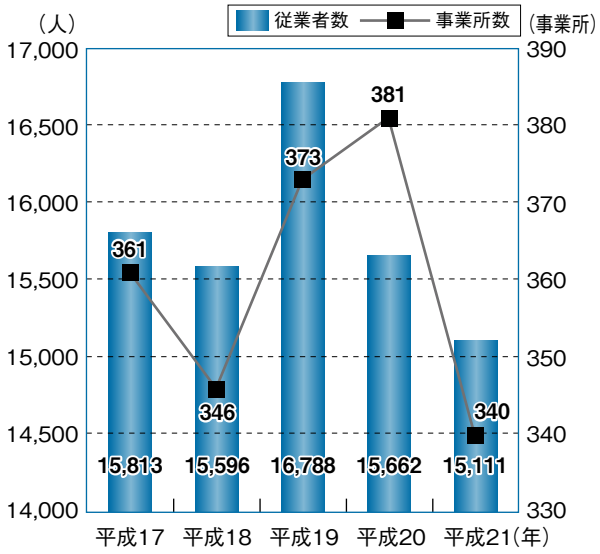

注）事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。
出典：工業統計調査

製造品出荷額等（従業者4人以上）

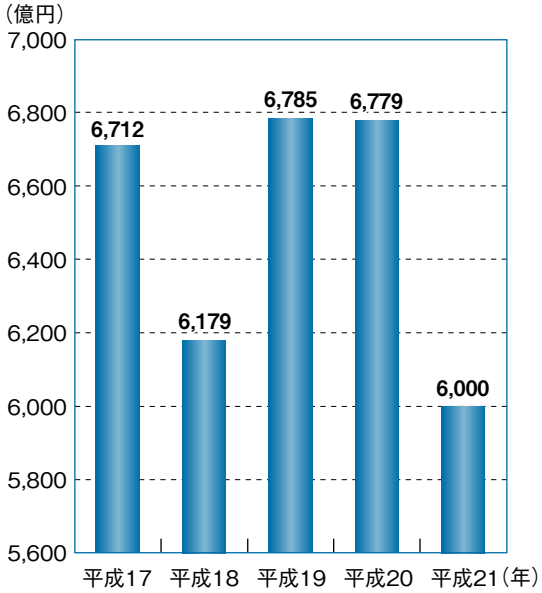

出典：工業統計調査

▶施策の方向

施策1 地域工業の競争力の強化

産業構造の変化に対応するため、国や県、大学等の関係機関との連携を進めるとともに、協働・協業組合等への組織化・集団化を促進し、環境に配慮した生産構造の高度化や製品の高付加価値化、情報化への対応や経営の合理化等を図ります。

主な取り組み

- 新製品・新技術開発の促進
- 産学官の連携の推進

施策2 生産環境の保全

工業系用途地域内においては、工場が操業していくための環境の保全を図ります。また、新規工場等の進出についての支援を行います。

主な取り組み

- 工業系用途利用促進のための情報提供

臨海工業地区

市北部にある工作機械メーカー

政策1 活力ある商業・工業・観光の振興

4 1 5 暮らしを支える雇用環境の充実

現状と課題

経済状況の悪化により、企業倒産の増加や失業者の急増等が全国的に社会問題となっています。本市においてもハローワーク船橋管内の有効求人倍率(注)が低迷しているなど、引き続き厳しい雇用情勢が続いています。中でも、フリーターやパートタイマー、派遣労働者等、就業形態が多様化する中で、こうした非正規雇用者の雇用情勢はより厳しさを増しています。また、ニート問題も指摘されており、社会的・経済的に自立できる能力を十分に身につけることができない若者が増えています。

同時に、経済状況の悪化は就労環境の悪化にもつながっており、特に経営基盤の脆弱な中小企業における労働環境の整備が重要となっています。

今後ますます少子・高齢化が進み就業人口比率の減少が見込まれる中、より多様な人材を活用していくことが、地域経済を支える上でも重要となっています。そのため、多様な雇用の機会を創出することで地域経済の活性化と人材の有効活用を図っていくとともに、若者・高齢者・障害者等も含めた就労環境の整備が必要となっています。

基本方針

■めざすべき姿

雇用機会の創出により様々な人材が活用されるとともに、安心して働くことのできる就労環境が実現している状態

■施策の方針

多様な人材が就労できる環境を構築するため、関係機関との連携による雇用機会の創出や、若者・高齢者・障害者等の雇用を促進するための環境整備に努めるとともに、福利厚生制度の充実による労働環境の向上を図ります。

有効求人倍率

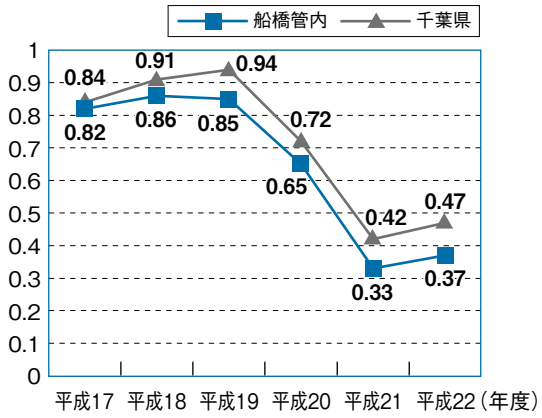

注）船橋公共職業安定所管内（船橋市・習志野市・八千代市・鎌ケ谷市・白井市）の数値
出典：船橋公共職業安定所「業務概要」

船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員数

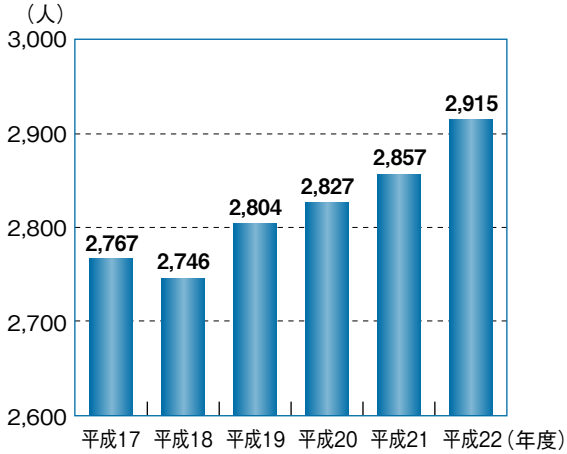

▶施策の方向

施策1 雇用の安定

就労希望者の支援と就労環境の提供のため、ハローワーク等の関係機関と連携し、中高年齢者・障害者・新規卒業予定者向けの合同面接会や、直接就労につながるノウハウの取得を目的としたセミナー等を効果的に開催します。また、働くことへの意識が低い若者に対しては、関係機関と連携し、若者が社会や企業の実態にふれて自らの職業分野の適性を認識するためのインターンシップ(注)等を推進し、働く意欲を向上させるための就労支援や自立支援等を行います。また、高齢者や障害者等の雇用に対する支援を行い、雇用の促進を図ります。

主な取り組み

- 若者就業の支援
- 高齢者就業の支援
- 障害者就業の支援

施策2 労働環境の充実

勤労者が生きがいを持ち、安心して働けるように、雇用・労働関係法令及び関連情報等に関する情報提供や、船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンターの事業を通じて、中小企業における福利厚生の充実を図ります。

主な取り組み

- 中小企業における福利厚生の充実支援

有効求人倍率：公共職業安定所(ハローワーク)に登録された求職者（有効求職者数）に対する求人を募集している企業の求人数（有効求人数）の割合。

インターンシップ：主に学生が働くことに対する理解を深めるために就業体験を行うこと。

政策2 魅力ある農業・漁業の振興

4 2 1 活力あふれる都市型農業の振興

現状と課題

本市は、首都圏屈指の中核都市であり、一大消費地が近隣にあることから、野菜、果実等を中心に活発な農業が営まれており、これまでも担い手育成や地産地消、販路拡大等、農業の高度化に取り組んできました。しかしながら、宅地化による農地の減少や、担い手の高齢化や後継者不足による担い手の減少、貿易自由化への動きの加速等、都市型農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

一方、都市型農業は、新鮮で安全・安心な食料の生産と提供や、緑豊かな環境の維持、土にふれ自然と親しむ活動の場の提供など、生活の質の向上に貢献する多面的な機能を有しています。

こうしたことから、今後とも本市の特性を活かしながら、都市型農業を振興していくためには、優良農地の確保や遊休農地（耕作放棄地）の解消を図るとともに、担い手の育成や農畜産物の高付加価値化、地産地消の取り組み等によって農業経営の安定化・競争力の強化を、より一層図っていく必要があります。また、市民参加型農業の推進などにより、都市型農業に対する市民の理解を深めていくことが求められています。

基本方針

■めざすべき姿

ビジネスとして魅力があり、市民生活の豊かさの向上に貢献する都市型農業が実現している状態

■施策の方針

農業経営の基盤強化を図るため、担い手の育成・確保や生産・販売・流通の高度化・合理化を推進するとともに、産品の高付加価値化や消費地に近い特性を活かした地産地消を推進します。

また、住環境と調和し、市民に親しみのある都市型農業を実現するため、環境にやさしい農業の振興や優良農地の確保に努めるとともに、市民に対する情報発信の強化や農業を体験する機会の充実等を図ります。

▶施策の方向

施策1 農業経営力の強化と担い手の育成

生産性の高い農業の維持・発展を図るため、多様な就農者・就農希望者を育成・確保するなど、就農支援を進めるとともに、農業法人化の支援を行います。また、安全で安心できる農畜産物を提供しつつ経営の強化・安定化を図るため、農業センター機能の拡充や関係機関との情報交流等により、産品の品質向上や高付加価値化、営業力や販売力の強化に取り組みます。あわせて地産地消を実現する安定した供給体制を構築します。

主な取り組み

- 担い手の多様化と育成の支援
- 時代に対応した生産・流通・販売体制づくりとＰＲの強化
- 直売所等による地産地消の推進

施策2 都市における農地の確保

都市における農地を確保するため、農業や農地の持つ機能を再評価し、優良農地の維持及び集積を促進するとともに、遊休農地（耕作放棄地）の解消を図ります。遊休化や耕作放棄が懸念される農地については、農地本来の持つ機能を活かしながら、市民や学校等と協力・連携した利用を進め、環境の保全を図ります。また、住環境・自然環境との調和や資源の循環的利用など、時代の価値観に合った農業を展開します。

主な取り組み

- 優良農地の維持
- 遊休農地（耕作放棄地）の解消
- 資源循環型農業の推進
- 住環境に安心と潤いをもたらす農業の推進

施策3 農業を軸にした地域づくり

農業に対する市民の理解を促進するとともに、農業を通じて市民生活を豊かにするために、農業の役割や農畜産物についての情報提供を積極的に行います。また、仲間づくりや生きがいづくり等につながる農業体験等を推進します。

主な取り組み

- 農業や農畜産物についての情報受発信の強化
- 農家との交流・農業体験活動の拡充
- 市民参加型農業の振興

政策2 魅力ある農業・漁業の振興

4 2 2 漁業の振興

現状と課題

本市では、三番瀬を中心として海苔養殖やアサリ漁等の長い歴史がある漁業が営まれています。しかしながら、三番瀬を取り巻く東京湾の水環境は、青潮の発生や、豪雨時の江戸川からの大量の泥土水やごみの流入による水質汚濁等、必ずしも良好な状態とはいえず、安定的な漁業生産が阻害されている状況にあります。加えて漁業者の高齢化や後継者の不足等により、漁業経営の安定化を図ることが難しい状況となっています。

こうした状況の中、今後とも歴史ある漁業を維持していくためには、漁業者と連携しながら早急に漁業環境の改善を図り、安定生産が見込める漁場へと改善するとともに、後継者の育成に取り組むことが必要となっています。加えて、都市部に近い都市型漁業であることから、市民に親しまれる漁業とするため、漁業に対する理解を促していく必要もあります。

基本方針

■めざすべき姿

東京湾に残された貴重な干潟三番瀬で、年間を通じて、安定的な漁業が営めている状態

■施策の方針

三番瀬において安定的な漁業を営むため、漁業環境整備や後継者の育成を行うとともに、都市近郊という立地条件を活かし、水産業体験等を通じ、地域住民との交流を図ります。

伝統漁法で養殖される「船橋三番瀬海苔」

三番瀬にてアサリを収穫

▶施策の方向

施策1 漁業生産の安定化

安定した漁業生産を確保するため、船橋の主要魚介類である二枚貝の食害生物（ヒトデ・ツメタガイ）の除去対策を行うなど、水産資源の維持・増大と豊かな生態系の維持・回復を目指した漁場の環境改善に努めます。あわせて、生産基盤の整備を進め、貝類や海苔の養殖、巻網漁業、底引き網漁業等の振興を図ります。また、漁業経営の向上と安定化を図るため、後継者の育成や漁業団体の活動の支援に取り組みます。

主な取り組み

- 貝類・海苔養殖等三番瀬で行われている漁業の振興
- 漁港や出荷施設等の生産基盤の整備

施策2 市民に親しまれる漁業の促進

市民の漁業に対する理解を深めるため、水産業体験・イベントの開催等により歴史ある船橋三番瀬漁業をPRし市民との交流を促進します。

主な取り組み

- 船橋三番瀬漁業のPR

政策3 安心できる消費生活の確立

4 3 1 安心できる消費生活の確立

現状と課題

現在の日本社会は便利で豊かになり、消費者のニーズもますます多様化してきていることから、市場には多種多様な商品やサービスが流通し、消費者には日々様々な情報が届けられています。一方で、近年悪質商法や振り込め詐欺、商品事故、食品偽装等による様々な消費者被害が続出し、社会問題となっており、国においては、平成21年9月に消費者庁を発足させ、こうした問題への対応を進めています。

こうした中、安全で安心な暮らしを実現するためには、自ら考え、判断できる自立した消費者を育成していくとともに、消費者保護のための相談窓口である消費生活センターの一層の充実や周知が必要となっています。また、消費生活は、地球環境への影響もあるため、消費者の環境意識の向上を図る必要があります。さらに、本市は海や川や緑等の自然環境に恵まれ、農畜産業、漁業、食品加工業等が身近なところで営まれていることから、その船橋の特性を、市民が実感できることも求められています。

基本方針

■めざすべき姿

消費者自身が自立し、考え、行動するとともに、消費者被害が最小限に抑えられ、豊かな消費生活が実現されている状態

■施策の方針

主体的に消費生活を営むことができる自立した消費者を育成するため、幅広い世代への消費者教育を推進するとともに、消費者被害の未然防止・解決のため、苦情・相談処理体制の強化と市民への効果的な情報提供を行います。また、食の生産現場と消費者の近さを活かして、消費者が学べる環境を整えるとともに、地産地消を推進し、豊かな消費生活を実現します。

消費生活相談

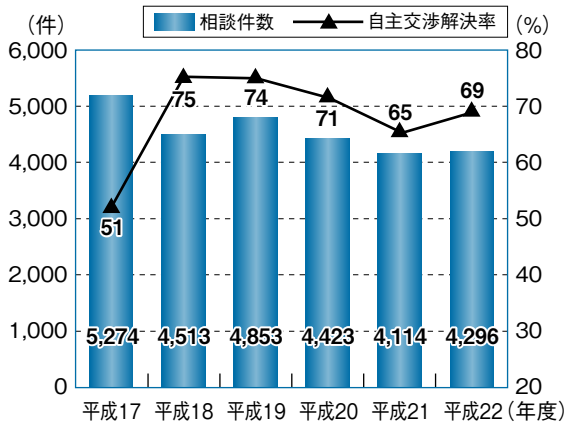

注）自主交渉解決率とは、消費生活相談件数に占める自主交渉解決件数の割合

消費者講座等参加者数

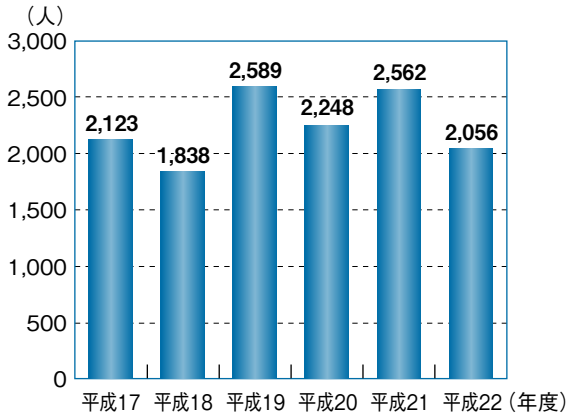

▶施策の方向

施策1 自立する消費者の育成

自ら判断し行動することができる消費者を育成するため、若者から高齢者まで環境意識の向上を含む幅広い消費者教育を推進するとともに、消費者啓発の推進を担う地域消費者リーダーの育成や、消費者団体の自主的な活動の支援を推進します。

主な取り組み

- 消費者教育・啓発の推進

施策2 消費者の保護

悪質商法等の被害から消費者を保護するため、消費生活センター機能の充実を図り、苦情・相談処理体制の強化と市民への効果的な情報提供を行います。特に被害に遭いやすい高齢者に対しては、その未然防止に向けた取り組みを強化します。また、消費の安全と適正化を図るため、食品や食品表示に関する啓発や計量の適正化等の取り組みを推進します。

主な取り組み

- 消費生活相談の充実
- 計量の適正化

施策3 生産の現場が身近に感じられる豊かな消費生活の実現

海や川や緑等の自然環境に恵まれ、農畜産業、漁業、食品加工業等の生産現場が身近にあるという、船橋の特性を活かし、消費者が食について学び、体験することができるように、消費者と生産者を結びつけた、豊かな消費生活の実現を推進します。

主な取り組み

- 地産地消及び食育の推進
- 消費者と生産者の相互理解の推進

この章に関連する主な個別計画一覧（第４章）

基本構想・基本計画を踏まえて策定されている、この章に関連する主な個別計画は以下のとおりです。

計画名	計画概要	計画期間	所管課
船橋市商工業振興ビジョン	商工業振興の基本的な考え方、商工業の将来像と振興の方向を示した計画。	平成14年度～	商工振興課
船橋市農業振興計画	農業振興の目標及びその実現に向けた諸施策を明らかにすることを目的とし、農のもたらすさまざまな恵みを生かした都市づくりを進める計画。	平成19～28年度 （10年間）	農水産課

分野別計画 第5章

都市の活力を生み発展し続けるまち

市民生活と産業の活動を支える都市基盤の形成

「未来のふなばし」
坪井小学校　岡田 陸久さん

政策1 船橋らしさを活かした都市づくり

5 1 1 計画的な都市づくり

現状と課題

本市では、「船橋市都市計画マスタープラン」にもとづいて、土地利用等の計画的な誘導を進めていますが、社会経済状況の変化や自然環境や景観の向上、市民参加のまちづくりに対する意識の高まりなどへの対応が求められています。また、バリアフリー新法(注)にもとづき公共公益施設等のバリアフリー化を進めてきましたが、十分に進んではいません。加えて、都市農業は、安全・安心で新鮮な農産物の供給だけではなく、自然環境の保全等の多面的な機能を持ち、健全な都市生活を営むうえで公共的な役割と価値を持っていますが、農地周辺の宅地化が進んでいます。

こうした状況の中、自然環境や景観に配慮した計画的で適切な土地利用や、誰もが暮らしやすいバリアフリーのまちづくりのほか、地域の特性に応じたまちづくりを進めるため、市民主体のまちづくりの充実が求められています。

基本方針

■めざすべき姿

総合的かつ計画的な都市づくりにより、市民が快適な生活を送れている状態

■施策の方針

快適な市民生活の実現のために、「船橋市都市計画マスタープラン」にもとづいた計画的な都市づくりを進めます。また、地区の特性を活かしたルールづくり、バリアフリー化の推進、農地等の自然環境と住宅地が調和した都市づくりを進めるとともに、各種制度にもとづいた良好な景観の保全と形成を進めていきます。

▶施策の方向

施策1 計画的な都市づくりとルールの確立

海や川の水辺、農地や森林の緑等の自然環境と、利便性の高い都市環境や活力ある産業環境とのバランスのとれた都市づくりを推進するため、「船橋市都市計画マスタープラン」にもとづいた土地利用の誘導を図るとともに、市民・事業者・行政が一体となった地域の特性を踏まえた具体的なルールづくりを推進します。

主な取り組み

- **「船橋市都市計画マスタープラン」にもとづく土地利用の規制・誘導**
- **地区計画制度(注)等の活用促進**

施策2 バリアフリーのまちづくり

誰もが暮らしやすいまちにするために、鉄道駅や公民館等へのエレベーターの設置や歩道の段差解消等、公共公益施設のバリアフリー化を推進します。

主な取り組み

- 鉄道駅エレベーター等の整備
- 歩道の段差解消等バリアフリー化の推進

施策3 良好な景観の保全と形成

良好な景観の保全と形成のために、「船橋市景観計画」にもとづく取り組みや、屋外広告物等への規制・誘導など、市民・事業者・行政が協働した総合的な景観形成への取り組みを推進します。

主な取り組み

- 景観形成への取り組み
- 屋外広告物の規制・誘導

施策4 市民参加のまちづくり

地域住民が主体となったまちづくりを推進するために、まちづくりに関する説明会の開催や地域まちづくりアドバイザーの派遣(注)などの支援を行います。

主な取り組み

- 市民参加のまちづくり支援

バリアフリー新法：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律。（平成18年6月21日、法律第91号）

地区計画制度：都市計画法第12条の5にもとづき、ミニ開発や無秩序な市街化を防止して良好な市街地環境の形成・保全を図ることを目的として、建築物の建築形態や公共施設の配置等を地区住民とともに定める計画。

地域まちづくりアドバイザーの派遣：市民の皆さんが自分たちの住んでいる「まち」の環境を「地区計画」や「建築協定」で改善したい、守っていきたいと思ったとき、これらの活動を行う5人以上の住民で構成されたグループに対して、活動の進め方についてのアドバイスや制度の紹介等を行うアドバイザーを派遣する事業。

政策2 海を活かした魅力あるまちづくり

5 2 1 魅力あるベイエリアの創出

現状と課題

本市では、平成14年度に策定した「船橋市海を活かしたまちづくり基本構想・基本計画・行動計画」にもとづき、魅力あるベイエリアの創出に向けた様々な取り組みを実施してきました。

東京湾に残された貴重な干潟である三番瀬では、本市で行っている三番瀬クリーンアップ事業や、千葉県やNPOによる自然を学ぶイベントが開催されており、三番瀬の保全・再生の動きが広まっています。また、ベイエリアは広域商圏を持つ商業施設、船橋競馬場、船橋オートレース場及びビール工場等の各種施設の集積に加え、花火大会や、潮干狩り、民間主導のイベント等が開催されており、集客力は高まっています。

不法係留船対策としては、平成20年度から船橋ボートパークの供用が開始されるとともに、港湾法等にもとづいた放置艇等の撤去が千葉県により進められています。

一方で、沿岸部では、ふなばし三番瀬海浜公園、船橋港親水公園を除くと、工場や物流倉庫等の企業所有の護岸が多く、市民が海にふれあえる環境が不足しています。

こうした状況の中、ベイエリアのさらなるにぎわいの創出のために、中心市街地から沿岸部への回遊性の創出や、水辺の潤いが感じられるための取り組みが求められています。

基本方針

■めざすべき姿

海や川等の自然や、商業集積、歴史・文化が有機的に結びつき、にぎわいや、親しみのあるベイエリアが形成されている状態

■施策の方針

魅力あるベイエリアを創出するため、中心市街地から沿岸部までの回遊性を高めるとともに、海や川などにふれあえる、自然と調和したまちづくりを推進します。

商業施設等が集積するベイエリア

▶施策の方向

施策1 魅力あるベイエリアの創出

魅力あるベイエリアを創出するため、市民、事業者、NPO、大学等との協働や関係自治体との連携により、環境を保全しつつ、にぎわいのあるまちづくりを推進します。

主な取り組み

- 海を活かしたまちづくりの推進

平成20年4月にオープンした船橋ボートパーク

船橋港に係留されている先代の南極観測船「しらせ」（現SHIRASE）

市内外から多くの買い物客が訪れる「ららぽーとTOKYO-BAY」

春になると桜が満開になる海老川

政策3 安全で快適な交通体系の整備

5 3 1 人にやさしいみちづくり

現状と課題

本市では、市民の生活環境の改善や安全な道路環境の実現を目指し、歩道の整備や舗装の修繕、道路排水施設の設置、渋滞対策としての交差点改良やバイパス道路等の幹線道路の整備を進めています。現在、市道は5,287路線・1,115ｋｍ（平成23年3月31日時点）となっており、さらに毎年40路線・5ｋｍ程度が新規に市道認定されています。

一方で、幹線道路の整備の遅れ等による交通渋滞や、居住地区内生活道路への通過車両の流入、放置自転車による通行の妨げ等により、歩行者や自転車利用者が安全に通行できる空間が不足しています。また、管理道路や交通量の増加、経年劣化等により道路補修等の要望が増加しており、十分な対応ができない状態にあります。

こうした状況の中、幹線道路をはじめとした道路ネットワークの整備や、自動車・自転車・歩行者の混在の解消による安全の確保、子どもや高齢者等に配慮したみちづくりが求められています。

基本方針

■めざすべき姿

誰もが利用しやすい、人にやさしいみちづくりを進めることにより、安全で安心して暮らせるまちになっている状態

■施策の方針

交通渋滞の緩和や道路利用者の利便性や安全性の向上を図るため、幹線道路や生活道路の整備、既存道路の計画的な維持・補修を行います。また、交通安全の確保のために、交通安全施設(注)の整備や交通安全意識の高揚を図ります。

▶施策の方向

施策1 歩行者空間の整備

歩行者が安全に歩ける空間や緊急時における避難路を確保するために、歩道やコミュニティ道路(注)の整備を進めます。

主な取り組み

- **歩道の整備**
- **コミュニティ道路の整備**

施策2 自転車利用環境の整備

自転車利用者が安全で快適に利用できる環境づくりのために、自転車走行環境の整備や違法駐輪自転車の撤去、定期利用者のほか一時利用者のための自転車等駐車場の整備を進めるとともに、自転車等利用者のモラルの向上やレンタサイクルの活用等の様々な方策についての検討を進めます。

主な取り組み

- 自転車走行環境の整備
- 自転車等駐車場の整備
- 違法駐輪対策の推進

施策3 道路ネットワークの構築

生活道路に進入する大型車両や通過車両の抑制による生活環境の保全や安全の確保、交通渋滞の緩和による経済活動の活性化を図るため、南北道路や中心市街地循環道路、地区連絡道路等の道路ネットワークの整備を行います。

主な取り組み

- 都市計画道路の整備

施策4 道路環境の整備・維持

歩行者の安全確保、車両交通の円滑化、良好な生活環境の維持を図るため、道路及び付帯施設の改良・整備や交差点の改良など、道路環境の整備・維持を行います。

主な取り組み

- 橋りょうの整備・維持
- 道路の改良・舗装の整備
- 交差点の改良

施策5 交通安全対策の推進

交通事故の減少のために、道路照明、道路標識、ガードレール等の交通安全施設の設置や、通学路の整備、地域住民や警察と連携した「あんしん歩行エリア(注)」の計画作成・整備を進めるとともに、幼児・小学生・高齢者、それぞれの年代に対応する交通安全教室を開催します。

主な取り組み

- 交通安全啓発活動の実施
- 交通安全教室の実施
- あんしん歩行エリアの整備
- 通園通学路の整備

交通安全施設: 道路利用者が安全に道路を通行するために設置される施設で、道路標識、区画線（ライン）、立体横断施設（横断歩道橋等）、防護柵（ガードレール、ガードパイプ等）、道路照明、視線誘導標、道路反射鏡、視覚障害者誘導用ブロック等がある。

コミュニティ道路：車道を部分的に狭くしたり、蛇行させたりすることで自動車が速度を出せないようにし、歩行者の安全性や快適性を確保した、自動車の通行を主たる目的とはしない道路。

あんしん歩行エリア：歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するために緊急に対策を講ずる必要があると認められる地区。公安委員会と道路管理者が地域住民と協働して、まち歩き点検やワークショップ、交通規制、安全対策工事等を実施することにより、地域内の交通事故を抑止して、「歩行者等の安全な通行空間の確保」を目指す。

政策3 安全で快適な交通体系の整備

5 3 2 誰もが使いやすい都市交通の確立

現状と課題

これまで本市では、鉄道が9路線35駅、バスが30路線94系統（平成23年3月31日時点）という充実した公共交通網の利便性を活かしたまちづくりを進めてきました。

しかし、内陸部の丘陵地を中心とした道路網の不足や交通が交わる駅について駅前広場等の整備が十分とはいえず、公共交通機関の利用が不便な地域が多数存在しています。また、自動車への過度な依存により、交通渋滞・環境問題の発生などが危惧されます。放置車両については、平成17年に自動車リサイクル法(注)が施行されてから年々減少していますが、依然として無くならない状況にあります。

こうした状況の中、市民の安全で快適な移動を確保するために、公共交通の充実や車両の放置を防止する環境づくりが求められています。

基本方針

■めざすべき姿

安全で快適な移動が確保され、市民が市内各所へ公共交通を利用して快適に移動できる状態

■施策の方針

市民が安全で快適に生活できる環境づくりのために、既存公共交通の充実や新たな公共交通の導入の検討を図り、過度な自動車依存からの脱却を目指すとともに、車両が放置されない環境を確保します。

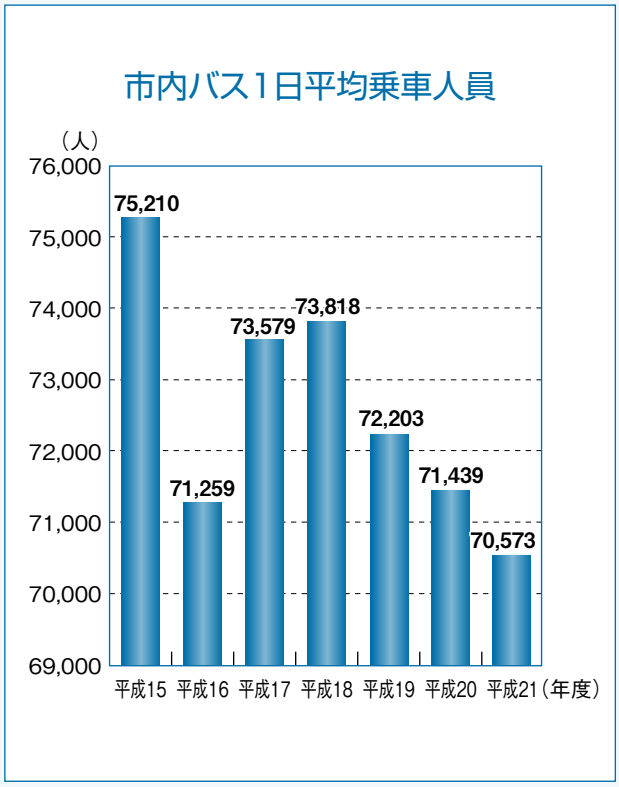

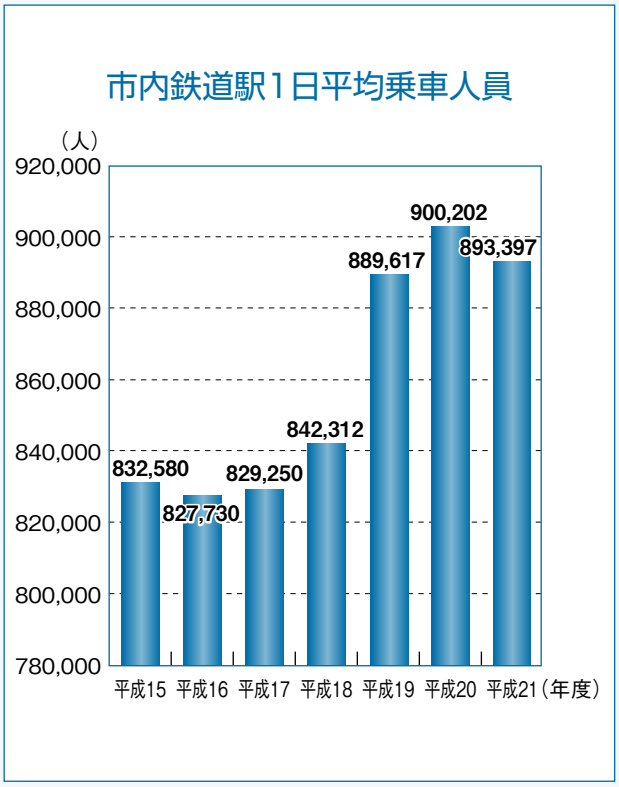

▶施策の方向

施策1 公共交通の整備・充実

交通不便地域や過度な自動車への依存を解消するため、オンデマンド交通システム(注)を用いた新たな公共交通の導入の検討や、バス利用促進に向けたバス位置情報を提供するシステム等の整備促進を行うことにより、公共交通の利用促進を図ります。

鉄道については、さらなる機能充実を図るため、各駅及び地域の特性に合わせた駅前広場等の整備や、鉄道と道路の交差部の改良を進めます。また、海老川上流地区への東葉高速鉄道新駅設置について研究します。

主な取り組み

- **交通不便地域への支援**
- **バス利用促進等総合対策の推進**
- **「船橋市地域公共交通総合連携計画」の推進**

施策2 自動車駐車対策の推進

良好な交通環境の確保を図るために、放置車両の撤去を強化するとともに、将来の駐車需要を見据えて「船橋市駐車場整備計画」の見直しを行います。

主な取り組み

- **放置車両対策の強化**
- **駐車場建設に関する支援**

自動車リサイクル法：使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年7月12日法律第87号）。ゴミを減らし、資源を無駄遣いしないリサイクル型社会を作るために、車のリサイクルについて車の所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めている。

オンデマンド交通システム：複数の利用者の利用希望出発・到着時間帯、乗車希望場所などを順次受け付け、それぞれの要望（デマンド）に応じた乗合の運行経路をコンピュータが作成するもの。日々の運行データを蓄積し、運行するほどより正確な移動時間の算出が可能となる。

政策4 魅力ある市街地の整備

5 4 1 安らぎとにぎわいのある市街地の整備

現状と課題

JR船橋駅周辺地区は、本市の地域経済や市民活動の中心として重要な役割を担っていることから、市街地再開発と商業等の活性化を一体的に推進するとともに、産業・文化・情報等の都市機能が多様に集積する魅力的な交流拠点として整備を進めています。東葉高速鉄道飯山満駅を中心とする区域については、周辺市街地と連携の取れた計画的なまちづくりを行うため、市施行による土地区画整理事業により整備を進めています。

一方で、市街地開発事業は社会経済状況の変化等により進捗が十分に図られていないものもあります。また、工場や社宅等の跡地では、マンションや大規模な商業施設への土地利用転換により住・商・工の混在化が進行しており、バランスのとれたまちづくりが求められているほか、木造建築物が密集している既成市街地では、防災等に配慮した安全で快適なまちづくりが求められています。

こうした状況の中、地域特性に応じた市街地整備を進め、安らぎとにぎわいのある魅力あふれる市街地を形成していく必要があります。

基本方針

■めざすべき姿

地域特性に応じた市街地整備が行われ、安らぎとにぎわいのある魅力あふれる市街地が形成されている状態

■施策の方針

にぎわいのある交流拠点や便利で住み良い住環境を創出するため、市街地再開発事業や土地区画整理事業等の市街地開発事業を進めるとともに、適正な土地利用の誘導を図ります。

JR船橋駅南口

▶施策の方向

施策1 駅周辺地区の整備

市内の主な駅周辺地区を、にぎわいと魅力あふれる交流拠点とするための整備を進めます。また、身近な駅周辺地区については、地区の商業拠点や生活拠点としての機能の充実を図るため、地域の特性に合わせた手法により整備を進めます。

主な取り組み

- 主な駅周辺地区の整備（JR船橋駅、JR西船橋駅等）
- 身近な駅周辺地区の整備（JR南船橋駅、東葉高速鉄道飯山満駅等）

施策2 良好な市街地の形成

便利で住みよいまちを形成するため、地域の特性に応じた土地区画整理事業やまちづくりの誘導等を行います。また、マンションや大規模な商業施設への土地利用転換が進行している地域については、地区の特性を活かした、住・商・工のバランスのとれた土地利用を誘導します。

主な取り組み

- 飯山満地区土地区画整理事業の推進
- 小室土地区画整理事業の促進
- 海老川上流地区のまちづくりの検討
- 山手地区のまちづくりの促進
- 高根台団地建替え事業（都市再生機構施行）

建替えが進む高根台団地

土地区画整理事業により整備された坪井地区の街並み

この章に関連する主な個別計画一覧（第５章）

基本構想・基本計画を踏まえて策定されている、この章に関連する主な個別計画は以下のとおりです。

計画名	計画概要	計画期間	所管課
船橋市都市計画マスタープラン改訂版	都市をゆとりと豊かさを真に実感できる空間として整備し、個性的で快適な都市づくりを進めるために、船橋の都市計画に関する基本的な方針を定めるもの。	平成23年度～ （概ね10年間）	都市計画課
船橋市景観計画	景観行政団体が、景観法の手続き（景観法第9条）に従って定める、良好な景観に関する計画。市の良好な景観を守り・活かし・創り・育み・取り戻し、次世代へと受け継いでいくために、市民・事業者・行政が協働した、総合的な景観形成への取り組みを推進する。	平成21年度～	都市計画課
第9次船橋市交通安全計画	交通安全対策基本法の定めるところにより、国の交通安全基本計画及び県の交通安全計画に基づき策定する計画。交通事故を減少させ、安全で安心して生活できる船橋市を目指すために実施する、陸上交通に関する交通安全対策の総合的な大綱として定めるもの。	平成23～27年度 （5年間）	市民安全推進課
船橋市「海を活かしたまちづくり」基本構想・基本計画	「みなとまち」という独特な魅力をもつ「ふなばし」において、市民の声をいかし、海を媒介とした独自の「海を活かしたまちづくり」を目指すための構想・計画。	平成15～32年度 （18年間）	政策企画課
船橋市地域公共交通総合連携計画	交通事業者や市民とともに、地域にとって最適な公共交通のあり方を検討し、質の高い持続性のある交通システムの確立や公共交通を支える新たな仕組みづくりを目指すための計画。	平成22～24年度 （3年間）	都市計画課

分野別計画 第6章

新時代をひらく「創意」と「意欲」にあふれるまち

市民に開かれ、ともに考え育んでいく都市の形成

「市場5丁目附近の夕日」
尾藤 良太さん

政策1 市民とともにつくるまちづくり

6 1 1 市民の創意と意欲を活かした協働のまちづくり

現状と課題

市民が生き生きと暮らせるまちであるためには、市民の創意や意欲をまちづくりに活かすことが大切です。近年、意欲や能力を備えた多様な主体が公益活動に携わる機会が広がっており、地域社会の課題解決や地域の魅力創出などに寄与することが期待されています。そのためにも、市が基礎自治体としての本来の役割を果たす一方で、NPOや市民活動団体等が担い手となって公共的・公益的な取り組みを実践していく機会を増やすことが求められます。

こうした状況から、市の魅力創出や地域の課題解決のために、市民の創意と意欲を活かしたまちづくりを進めるための制度や環境の充実が必要となっています。

基本方針

■めざすべき姿

市民の創意と意欲が様々な場面で発揮され、多くの市民が地域の課題解決や魅力創出に関わっている状態

■施策の方針

市民のアイデアや地域の力が市政や地域に活かされる市民協働の機会を増やすため、市民公益活動への支援策を拡充するとともに、市民公益活動に関する情報の発信など、機会や場面に応じた施策の展開を図ります。

市民公益活動公募型支援事業 採択件数

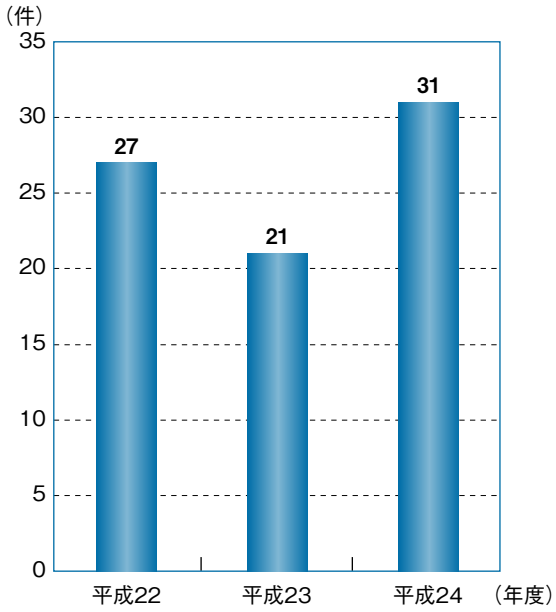

注）市民活動団体から提案のあった公益性や社会貢献性の効果が認められる事業に対し、審査を経て支援金を交付する。

市民公益活動公募型支援事業 分野別採択状況

（平成24年度分）

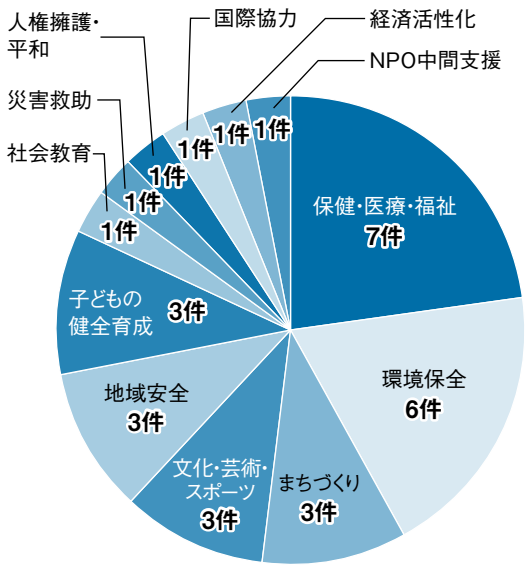

▶施策の方向

施策1 地域社会を育む市民活動の支援

市民等が行う地域社会づくりを促進するため、市民活動団体から提案のあった公益性・社会貢献性がある事業に対する支援や、市民活動を体感できるイベントの開催、市民や市民活動団体等との双方向の地域情報交換の促進などに取り組みます。

主な取り組み

- **公募により提案された市民公益活動の支援**
- **市民活動サポートセンター機能の充実**

施策2 市政への市民の参画の促進

市政への市民の参画を促進するため、審議会等の会議を公開し、委員の公募を積極的に進めるとともに、知識や経験を有する多様な人材の発掘に努めます。

主な取り組み

- **審議会等の委員の公募の推進**

市民公益活動公募型支援事業の発表会

NPO法人と市の協働で相談会を開催

6 1 2 市民との情報共有の推進

現状と課題

市民の信頼や理解を得ながら市民ニーズに即した行政運営を行うためには、積極的な情報提供により透明性を確保するとともに、市民の声を収集・反映することが必要です。また、市政への市民の参画を促し、協働のまちづくりを進めるためにも、市民との情報共有は不可欠です。

本市では、市のホームページのほか、広報紙をはじめとした様々な刊行物による情報提供を行ってきました。

近年は、携帯サイトを含むインターネット等が、若い世代等への情報伝達手段としてますます注目されています。東日本大震災においても、その即時性・有効性が認められました。

また、市民への説明責任が求められる中、公文書の開示や市政に関する情報の積極的な提供も、重要性を増しています。

さらに、市民の声の収集としては、市民意識調査や市政モニター制度等を行っていますが、手法の見直しや市民参画の機会の充実と、市政へのさらなる活用が求められています。

基本方針

■めざすべき姿

必要な情報が必要な市民に行き渡るとともに、市民意見や市民のニーズが的確に把握され、行政運営に反映されている状態

■施策の方針

市政への市民参加の促進を図るため、様々な媒体を通した市民への情報提供の充実を図り、市民ニーズの把握と行政運営への活用を進めます。

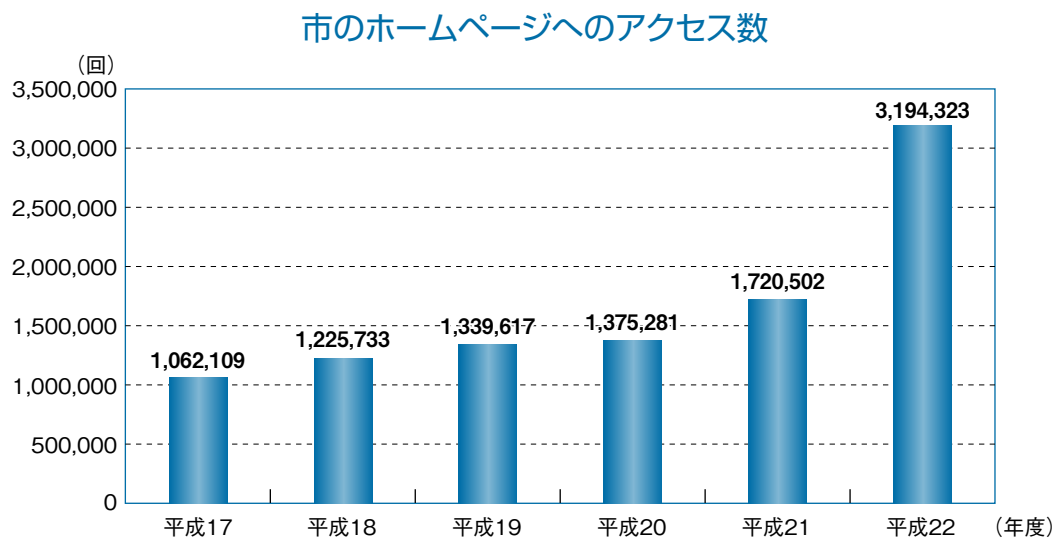

注）市のホームページ（トップページ）の閲覧回数。平成22年度は、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響で急激に閲覧数が伸びた。

▶施策の方向

施策1 多様な媒体による市民に対する情報提供

市政に関する情報が適時に、適切な方法で市民に明らかにされるよう、情報公開を総合的に推進します。その一環として、広報紙の充実やホームページの内容等の精査に加え、高齢者や障害者等の利用に配慮して情報バリアフリー化を進めるなど、各種媒体を通した広報活動の充実を図ります。中でも今後ニーズがより一層高まると考えられるホームページについて、その内容を拡充するとともに、今後のICT（情報通信・コミュニケーション技術）の進歩を常に意識し、様々な可能性を検討します。

主な取り組み

- 広報紙のほか、ホームページなど多様な媒体による広報活動の充実

施策2 市民の声の収集と活用

市民ニーズに対応した行政運営を行うため、市民意識調査等を活用した意見収集や、広範な市民の声の収集と活用を進めます。

主な取り組み

- 郵送のほか、窓口やウェブサイトの活用など多様な手法による市民意識調査等の実施

広報紙をはじめとする刊行物で情報を提供

市政モニター施設見学会

6 2 1 ふれあいに満ちたコミュニティの育成

現状と課題

市内の各地域では、古くから、町会・自治会等を基礎としたコミュニティ（地域共同社会、近隣社会）が形成され、相互のふれあいや交流を通じて連帯感を深める活動が進められてきました。

しかし、近年、生活者の価値観が多様化し、ライフスタイルが個人を中心としたものへ変化する中、町会・自治会の加入率は微減傾向にあり、かつての地域の連帯感や相互扶助意識の希薄化が懸念されています。

また、同時に各地域にはそれぞれの特色や課題があることから、これまで行政が提供してきた一律の公共サービスでは、適切に対応できないケースも予想されます。

だれもが魅力を感じ愛着の持てるまちづくりを進めるには、地域の個性と実情、生活者の視点を重視した取り組みが求められることから、コミュニティの担い手となる町会・自治会への加入促進や活動支援策の展開により、住民が主体となった活動の活性化を図るとともに、NPO、ボランティア団体等が積極的にまちづくりに参画する機会を広げていくことが大切です。

基本方針

■めざすべき姿

町会・自治会をはじめとする様々な団体が、まちづくりや地域課題の解決に向けて連帯感を持って活動している状態

■施策の方針

地域のニーズに対応するため、町会・自治会等によるコミュニティ活動を支援します。

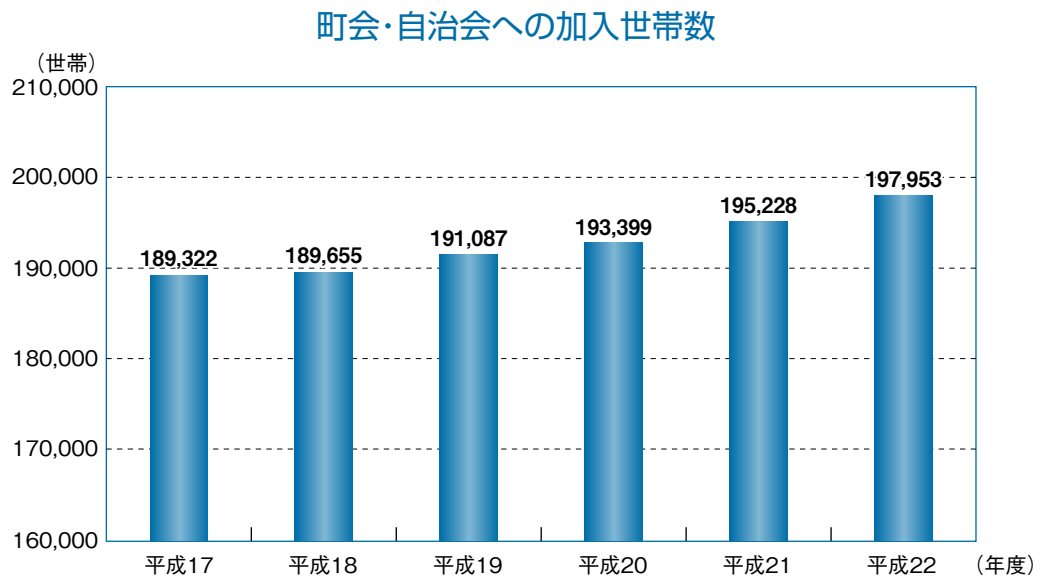

▶施策の方向

施策1 コミュニティ活動の促進

地域で活動する様々な団体が効果的な取り組みを展開することにより、地域の力が最大限に発揮されるよう、町会・自治会や地区社会福祉協議会、民生委員、PTA等の団体の活動や連携を支援します。

主な取り組み

- **町会・自治会等への活動支援**
- **防災・防犯体制の強化、地域福祉の推進**

施策2 活動環境の充実

コミュニティを育む交流拠点として、町会・自治会館等のコミュニティ活動拠点の整備や活用を図ります。

主な取り組み

- **コミュニティ活動拠点の整備**
- **学校施設や公共施設の活用の促進**

町会・自治会単位で花づくりに取り組む

地域の安全を守る防犯パトロール

6 3 1 男女共同参画社会の形成

現状と課題

わが国においては、男女共同参画社会の実現を21世紀の社会を決定する最重要課題として位置づけ、少子化やワーク・ライフ・バランス等の観点から積極的な議論や男女平等の実現に向けた様々な取り組みを展開しており、本市においても各種の取り組みを展開しています。

しかしながら、固定的性別役割分担意識が未だ根強く残っており、男性の家事・育児・介護・地域活動への参画が少なく、政策や方針決定過程への女性の参画も依然として少ないなど、男女が家庭・地域・職場等のあらゆる場面において平等な立場で参画できる環境は十分整備されているとはいえません。加えて、女性に対する暴力が後を絶たないといった問題も残されています。

こうしたことから、個性や能力が発揮できる社会の創造に向けて、幼少期からの教育や意識啓発を促進するとともに、男女がともに尊重しお互いを理解し合いながら活躍することができる社会環境の整備に取り組むことが求められます。

基本方針

■めざすべき姿

人権が尊重され、男女が平等である社会が実現している状態

■施策の方針

あらゆる分野において、男女が平等な立場で参画できる社会を実現するため、意識啓発や社会環境の整備に取り組みます。

▶施策の方向

施策1 男女共同参画の環境づくり

男女平等意識の醸成と共同参画の促進を図るため、男女平等教育や意識啓発を行います。また、家庭や地域、職場における男女共同参画の環境整備として、子育てや介護などの支援体制の充実に努めるとともに、企業が行う就労環境の整備・改善に関する取り組みを促進します。これにより、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図ります。

主な取り組み

- **男女平等意識を高めるための講座の開催**
- **就労、仕事と生活の両立に関する制度の周知・支援**

施策2 政策・方針決定の場への共同参画の促進

男女がともに政策・方針決定の場へ参画することで、両者の意思が反映された社会を実現するため、関係機関とも連携し、女性の積極的な登用を促します。その一環として、市の女性職員の人材育成や能力開発、男女が共に働きやすい職場環境づくりをすすめ、政策・方針決定に関与する職への登用を促進します。

主な取り組み

- **各種審議会等への女性委員登用の促進**

施策3 女性と男性の間に生じる暴力(注)の根絶

人権尊重の精神にもとづいた教育や意識啓発を進めるとともに、女性と男性の間に生じる暴力の根絶に向けて、相談体制の充実や関係機関との連携強化を図ります。配偶者等からの暴力被害者に対しては、被害者の立場に立って必要な支援を行います。

主な取り組み

- **人権を尊重する教育・意識啓発の推進**
- **配偶者等からの暴力被害者の保護・自立支援**
- **男女が抱える様々な問題の解決に向けた相談の実施**

施策4 男女共同参画の計画的な推進

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを幅広い分野で網羅的に進めるため、男女共同参画計画に沿った施策を推進します。

主な取り組み

- **男女共同参画計画の進行管理**

女性と男性の間に生じる暴力：女性と男性の間で生じる身体的・精神的・経済的・性的な暴力。

6 4 1 高度情報社会の構築

現状と課題

本市では、これまで主に事務の効率化を目的に汎用機(注)を利用した基幹業務システム(注)の構築と運営を進めてきました。限られた予算の中で行政サービスの高度化を図る必要があるため、事務効率化に対するニーズは高く、さらにサービスの高度化や業務内容の変化等に対応するためにも、業務システムの最適化が必須となっています。このため、透明性・公平性を確保しつつ効率的な調達を進めるとともに、業務システムの改修や整備を進めることが求められます。

一方、こうした情報化の進展により、個人情報の漏えいなどのリスクが増加しています。市では住民情報をはじめ、税情報や福祉情報など個人情報を多く取り扱っていることからも、情報セキュリティ(注)対策の充実が強く求められています。

さらに、ここ10年でインターネットをはじめとするICT(情報通信・コミュニケーション技術)環境は急速に発展、普及しました。こうした背景を踏まえつつ、ICTを活用した市民サービスの向上や地域情報化の推進により、地域の活性化を進めることが求められます。

基本方針

■めざすべき姿

行政内部の情報化により業務の効率化が図られているとともに、市民がインターネット等を利用して手軽に行政サービスの利用や暮らしに役立つ情報交換等を行っている状態

■施策の方針

市民から信頼される行政運営の実現と業務の効率化を図るため、業務システムの再構築を進めるとともに、情報セキュリティに関する取り組みを推進します。

また、市民サービスの向上を図るため、インターネットを利用した手続きや地域情報化に関する取り組みを推進します。

図書館の利用者端末

携帯サイトからも市の情報を発信

▶施策の方向

施策1 業務システムの最適化

行政事務の効率化及び市民サービスの向上を主たる目的として、ニーズや時世に応じた業務システムの新規導入、再構築等を推進します。その際、調達ガイドライン(注)をもとに効率的かつ適正な調達を行います。また、情報セキュリティの向上のため、情報セキュリティ対策基準を毎年度点検し、職員への指導を徹底します。

主な取り組み

- オープン化技術の採用による業務システムの再構築(注)
- 情報セキュリティ対策の向上

施策2 市民サービスの向上及び地域情報化の推進

市民がいつでもどこでも行政サービスを利用することができるよう、インターネットを利用した手続きの拡大を図ります。同時に、市民が安全・安心にインターネットを利用できるよう、情報セキュリティ対策の普及を進めていきます。

また、市民が主体の地域づくりを支えるため、防犯・防災といった緊急情報や子育て・健康情報等、暮らしに役立つ情報を提供し、交換できるようなシステムの改良・向上に努めます。

主な取り組み

- インターネットを利用した手続きの拡大
- メールによる情報発信の拡大
- 情報セキュリティ対策の普及

汎用機：基幹業務システムなどに用いられる汎用大型のコンピュータを示す。「メインフレーム」「ホスト」等と称されることもある。

基幹業務システム：住民票、印鑑、税、料金等、市民サービスを行う上での主要な業務システム。

情報セキュリティ：コンピュータとそのコンピュータにおける様々な情報を守ること。

調達ガイドライン：情報システムに関する基本的な考え方や、要求する機能の確定、業者選定、仕様の確定、評価といった各過程における手続き等を定めた方針。

オープン化技術の採用による業務システムの再構築：汎用大型のコンピュータを利用している業務システムを、小型のコンピュータ等を用いて業務を行うシステムに再構築すること。システムの小型化のほか、複数メーカーの参入が可能になることで、効率的かつ適正な調達が見込める。

この章に関連する主な個別計画一覧（第６章）

基本構想・基本計画を踏まえて策定されている、この章に関連する主な個別計画は以下のとおりです。

計画名	計画概要	計画期間	所管課
第2次船橋市男女共同参画計画	男女が、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会実現の推進に向けた計画。	平成24～28年度（5年間）	男女共同参画センター
船橋市情報システム最適化計画	行政運営の効率化を目的として、情報システムの段階的なオープン化を進める計画。	平成22～26年度（5年間）	情報システム課
船橋市情報化推進計画	地域情報化と行政情報化を一体に捉えた情報化施策を総合的に進める計画。	平成24～28年度（5年間）	情報システム課

分野別計画 第7章

計画の推進にあたって

「星いっぱいあつめたい！　満点の星空　船橋」
八栄小学校　山下 颯太さん

第1章から第6章では、基本構想が掲げる「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」（まちづくりの基本理念）の実現に向けて市が取り組む政策を、分野ごとに記述してきました。

第7章は、第1章から第6章までの政策を着実に実施するための、市政・行政運営の考え方や推進方策について述べています。

第1章から第6章が本計画の6つの柱であるとすれば、第7章はそれらを支える土台であり、その成果は、市政全般にわたって実現されていきます。

政策1 効率的で市民に分かりやすい行財政運営

7 1 1 都市の魅力を高める市政運営

現状と課題

国から地方へ権限を移譲し、住民に最も身近な基礎自治体の役割を強めることにより、地域のことは地域に住む住民自らの判断と責任で取り組むことができるよう、社会の仕組みを転換しようという改革が進められています。

本市においても、平成15年に中核市に移行して、拡大した権限を活かした施策を展開してきました。今後は、基礎自治体へのさらなる権限の移譲や役割の拡大が予想されることから、これまで以上に自主性・自立性を高め、市民の声を活かしながら地域の実情に合った市政を展開していくことが必要です。

また、本市は東京都心部に近い立地と、発達した鉄道網による生活利便性を大きな魅力として発展してきましたが、人口減少時代を見据え、今後も活力ある都市であり続けるためには、人々から積極的に住みたい・住み続けたいと思われるための魅力を備える必要があります。

このため、市政運営(注)の総合的な質を向上させて、市政に対する市民の満足度を高めるとともに、まちの活力となる交流人口(注)や定住志向の拡大を目指して、船橋の多彩な魅力を市民と共有し、市内外に発信することが必要となっています。

基本方針

■めざすべき姿

地域の実情に合った質の高い市政運営を行うことで、本市の特性が活かされ、まちの活性化と持続的な発展が実現している状態

■施策の方針

拡大する基礎自治体の権限及び中核市の権限を効果的に活用した事業の展開、本市にふさわしい都市ブランド(注)の確立等を通じて、魅力ある都市づくりを進めます。

船橋市への定住意向

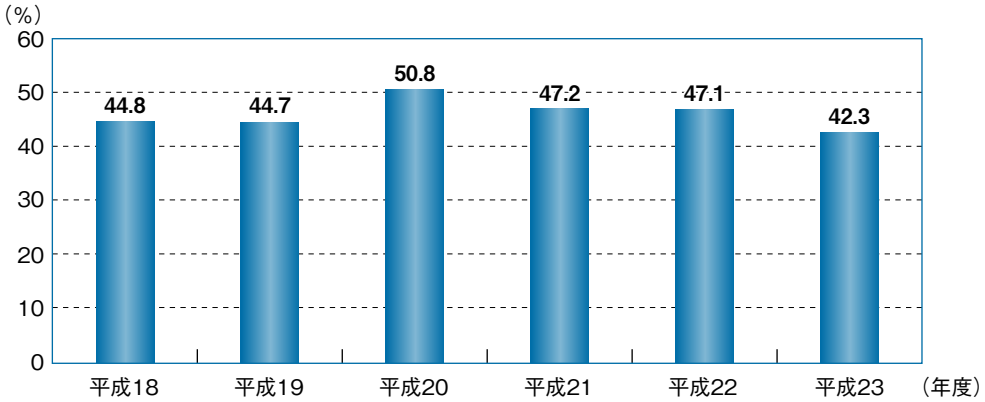

注）市民意識調査で、船橋市に「住み続けたい」と答えた人の割合
出典：市民意識調査

▶施策の方向

施策1 自主性・自立性の高い市政の推進

自主性・自立性の高い市政運営を行い、行政サービスをより身近なものにするため、条例制定権の拡大や権限移譲などにより強化される基礎自治体の権限、及び中核市の権限を効果的に活用するとともに、権限に見合う財源移譲を求め、地域の実情に合った施策を展開していきます。

主な取り組み

- **権限の効果的な活用による地域の実情に合った施策の展開**

施策2 都市ブランドの確立

まちの活力となる交流人口や定住志向の拡大を図るため、住み続けたい、住んでみたい、訪れたいと感じられる、魅力ある都市づくりに取り組みます。具体的には、船橋の様々な資源・歴史・文化・伝統等を活かした地域イメージを活用し、本市独自の都市ブランドを確立するとともに、船橋の多彩な魅力を効果的に市内外に発信します。

主な取り組み

- **都市ブランドの確立に向けた取り組みの推進**
- **市の魅力に関する情報発信の強化**

市政運営：第7章の各基本施策では、7-1-1のように市政のあり方や方向性等を示す際には「市政運営」の語を、7-1-2のように効率性等の運営の仕方について述べる際には「行政運営」の語を用いている。

交流人口：通勤・通学、買い物、レジャーなどでその地域を訪れる人。その地域に住む人を意味する「定住人口」に対する概念。

都市ブランド：市民や市外の人々が共通に抱く「○○市らしさ」であり、他の都市と差別化された良好なイメージ。「住みたい、住み続けたい、行ってみたい」と思わせるなど、都市全体の価値を高めるもの。

政策1 効率的で市民に分かりやすい行財政運営

7 1 2 自律的・効率的で透明性の高い行政運営

現状と課題

本市では、これまで、事務事業の見直しや委託化の推進、民間活力の活用などの行政改革を実施し、効率的な行政運営に取り組むとともに、組織のスリム化や常勤職員数の削減（平成22年時点で平成12年比584人減の4,383人）にも努めてきました。

今後も、社会経済情勢の変化や、複雑・多様化する市民ニーズに対してこれまで以上にきめ細やかな対応が求められていることに加えて、少子・高齢社会や分権型社会に向けた改革により、行政需要は拡大し、厳しい財政状況が続くことが見込まれます。

こうした状況の中、質の高い行政サービスを将来にわたって持続的に提供するためには、継続的な組織の見直しや職員の資質・能力の向上を図り、環境の変化に適切に対応した自律的な行政運営を進めるとともに、事務事業の合理化等、継続的な行政改革を推進し、限られた行政資源を効率的かつ効果的に運用することが必要です。

また、市政に関する情報を市民にわかりやすく伝え、透明性の高い行政運営を推進することが求められています。

基本方針

■めざすべき姿

自律的な行政運営と、限られた行政資源の効率的・効果的な運用により、社会環境の変化に対応した質の高い行政サービスが提供されている状態

■施策の方針

質の高い行政サービスを、将来にわたって持続的に提供するため、効率的かつ柔軟な組織づくりと職員の総合的な資質・能力の向上に努めます。また、継続的に行政改革を進め、限られた行政資源で住民福祉の向上を図りながら最大の効果をあげることができる、効率的・効果的な行政運営を行います。

▶施策の方向

施策1 行政組織の適正化と人材の育成

自律的な市政運営を可能とするため、スリムで効率的な組織体制を整えるとともに、変化の激しい時代に対応できる柔軟な組織をつくります。また、部門間の連携を強化し、いわゆる縦割り行政の解消に努めるとともに、情報の一元化や非常時における業務継続体制の確立を進めるなど全庁的な危機管理機能の強化を図ります。あわせて、職員の専門実務能力や政策形成・実現能力のさらなる向上を図ります。

主な取り組み

- **効率的で柔軟な組織づくりと事務分掌の見直し**
- **全庁的な危機管理機能の強化**
- **勤務評定やキャリアプログラム(注)にもとづく人材育成の推進**

施策2 行政改革の推進

限られた行政資源（人、もの、財源、情報、時間）の中で、質の高い行政サービスを提供し続けるため、行政改革を推進します。具体的には行政評価システムの導入や市民ニーズを反映した施策・事業の実施、継続的な事務事業の見直し、市の役割の明確化と多様な主体によるサービスの提供など、行政資源の適正配分と行政運営の効率化を図ります。さらに、公共事業においては、VFM(注)最大化を図るため、新技術の導入によるコスト構造の改善や、環境負荷低減等による社会的コスト構造の改善等の総合的なコスト構造改善を推進します。

主な取り組み

- **行政評価によるPDCAサイクル(注)の確立**
- **公共事業のコスト構造改善の推進**
- **PFI手法(注)など民間活力の活用**

施策3 公正で透明性の高い行政運営

市民に開かれた、信頼される行政運営を行うため、総合計画や行政改革の進捗状況をはじめとした市政に関する情報を積極的に提供し、透明性の向上を図ります。また、個人情報の保護及び内部統制(注)の整備・運用を行い、事務の適切な執行を確保します。

主な取り組み

- **市民にわかりやすい施策の進捗状況・財政情報の開示**
- **内部統制の整備・運用**
- **個人情報保護の推進**

施策4 行政サービスの向上

市の行政サービスに対する市民の満足度を高めるため、きめ細やかで質の高い窓口サービスを提供するとともに、パソコン等を使わない人々にも配慮をしつつ、ICT（情報通信・コミュニケーション技術）等の利活用による事務手続きの迅速化・簡素化等を進めます。また、良質な社会資本の整備を通じ、豊かな市民生活を実現するため、公共工事の品質確保を推進します。

主な取り組み

- **きめ細やかで質の高い窓口サービスの提供**
- **公共工事の品質確保の推進**
- **事務手続きの迅速化・簡素化**

キャリアプログラム：多様な職務を経験することによる能力開発。
VFM：（Value for Money）経済性にも配慮しつつ、公共事業の構想・計画段階から維持管理までを通して、投資に対して最も価値の高いサービスを提供すること。
PDCAサイクル：Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）のプロセスを繰り返すことで、継続的に業務改善を行う手法。
PFI手法：（Private Finance Initiative）公共施設の整備に際して民間資金を活用し、民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法。
内部統制：組織内部において違法行為や不正、ミス等の発生を防ぎ、業務を適正に遂行していくための体制や仕組みを構築すること。

政策1 効率的で市民に分かりやすい行財政運営

7 1 3 安定的な行政運営が可能な財政基盤の確立

現状と課題

本市の財政は、歳入に占める市税収入（自主財源(注)）の割合が高く、市債(注)等の借金も他の基礎自治体に比べて少ないなど比較的健全な状態ですが、反面、他の中核市に比べて住民一人当たりの財政規模が小さいという特徴があります。また、歳出に占める経常的な経費(注)の割合が高いため、投資的な目的に使える経費(注)が少ないことが課題となっています。

今後は、少子・高齢社会の進行により、税収の大きな伸びが期待しにくい一方で、社会保障関係経費の大幅な増加が見込まれます。また、公共施設の老朽化に伴う大規模な修繕や建て替え等も必要になるなど、財政を取り巻く状況はより厳しくなるものと予想されます。

こうした状況の中、これまで、公平かつ適正な課税や収納体制の整備、有料広告の導入や市役所駐車場の貸付け等市有財産の有効活用に努めてきましたが、将来にわたって安定的な行政運営を可能とするためには、経常的な経費の抑制に努めるとともに、自主財源をはじめとする歳入の確保や、市が保有する資産の有効活用など、あらゆる手段を講じて財政基盤の強化を図ることが必要です。

基本方針

■めざすべき姿

安定的な行政サービスの提供が可能な財政基盤が確立されている状態

■施策の方針

厳しい財政状況のもとでも必要な行政サービスを提供し、安定的な行政運営を行えるよう、歳入の確保や資産の有効活用を図ります。

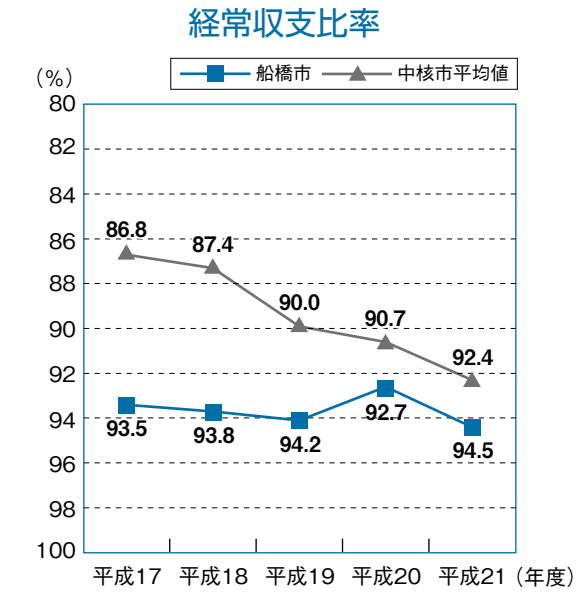

出典：歳出比較分析表

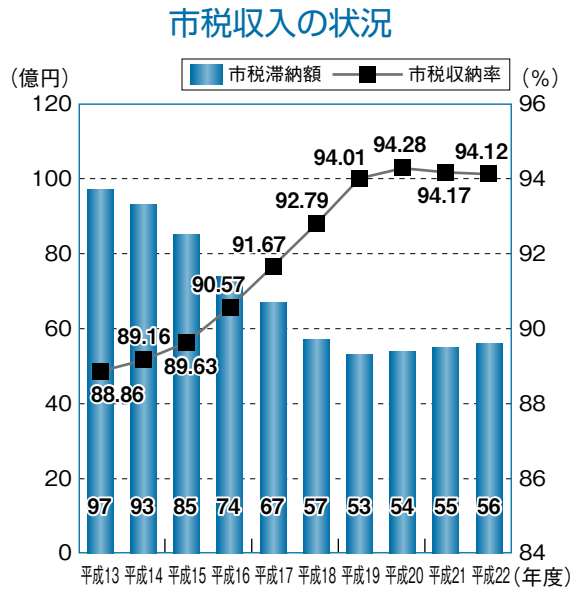

出典：業務統計

▶施策の方向

施策1 歳入の確保

財源の確保と公平性の担保に資するため、公平で適切な課税を行うとともに、効率的・効果的で個々の状況に即した収納体制の整備や多様な収納方法の導入の検討等を進めることにより、市税等の収入の確保に努め、収納率の向上を図ります。また、受益者負担の適正化に向けて使用料等の見直しを図るとともに、広告料収入など新たな財源の確保に努めます。

主な取り組み

- 課税対象の的確な把握
- 公金徴収の一元化の推進
- 多様な収納方法の導入
- 使用料等の見直し
- 新たな財源の確保に向けた調査・研究

施策2 資産の効果的な活用

財源確保の一環として、未利用地の有効活用や売却、本来の用途や目的を妨げない範囲での余裕がある施設の貸付けなど市有財産の活用を進めます。また、施設の計画的・効率的な管理を行うため、保全計画を策定します。

主な取り組み

- 市有財産の有効活用
- 公共施設の保全マネジメントの推進

自主財源：市町村が国に依存せずに、独自に収入できる財源。
市債：市が公共施設の整備などの資金調達のために1会計年度を越えて返済する債務。
経常的な経費：人件費、物件費、維持補修費、扶助費、公債費等、毎年度固定的に支出される経費。
投資的な目的に使える経費：普通建設事業費等、その経費の支出の効果が施設等のストックとなって将来に及ぶ性質の経費。

政策2 広域的な連携

721 広域的な連携の推進

現状と課題

市と本市を取り巻く近隣自治体は、東京のベッドタウンとしての性格を持ち、人口急増都市として発展してきたという共通の背景から、急速な高齢化の進行など、類似の課題を抱えています。

また、本市には9路線もの鉄道が乗り入れ、駅を中心とした市街地が市域を越えて各所で発展しており、交通体制の整備や環境問題対策、医療サービスの充実や防災体制の強化等、市民の市政に対する要望は、多様化・広域化の傾向を強めています。

さらに、本市は平成15年に中核市に移行したことで、市としての自立性・総合性を高め、東葛飾・葛南地域の中核として周辺圏域をリードする役割も担っています。

こうした状況の中、現在、他自治体との連携の枠組みは、任意の協議会を含めると33を数えるに至っていますが、今後は近隣自治体との市域を越えた連携を一層強化し、国や県とも協力して共通課題に具体的に対応して、本市及び周辺圏域の発展や行政サービスの充実につながる取り組みを積極的に推進することが求められています。

基本方針

■めざすべき姿

関係自治体等との連携により、市域を越えた問題の解消が図られ、市民の利便性が高まり、効率的・効果的な行政サービスが行われている状態

■施策の方針

広域的な課題に対応するため、都市間連携による取り組みを積極的に推進するとともに、国や関係自治体との政策調整を行い、本市の行政サービスの向上につなげます。

近隣自治体と合同の広域消防防災訓練

近隣自治体と合同の広域消防防災訓練

▶施策の方向

施策1 都市間連携の推進

広域的な課題を効率的・効果的に解決するため、近隣自治体等との連絡を密にし、相互連携を強化します。また、隣接する各市とは、市境地域の問題等、市域を越える共通課題の解決に取り組みます。

主な取り組み

- **近隣自治体等との相互連携の強化**
- **隣接各市との共通課題の解決に向けた取り組みの推進**

施策2 国や関係自治体との政策調整の推進

国や関係自治体の政策及び計画・事業に関して、積極的に情報を収集し、本市の行政サービスの向上に向けて調整を図ります。また、広域的な問題の解決にあたって、国・県と連携し相互協力を図るとともに、国・県が行う事業の積極的な誘致・導入を図ります。さらに、役割分担と責任の明確化にもとづき、国・県の責任において行うべき事業については、適切かつ迅速な対応を要望するとともに、役割分担に見合う財源措置を求めていきます。

被災地の都市に救援物資を届ける

被災地の都市に救援物資を届ける

この章に関連する主な個別計画一覧（第７章）

基本構想・基本計画を踏まえて策定されている、この章に関連する主な個別計画は以下のとおりです。

計画名	計画概要	計画期間	所管課
船橋市公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画	公共工事の総合的なコスト縮減に関する取り組みについて定めた計画。	平成13年度～	技術管理課
船橋市公共事業コスト構造改革プログラム	公共事業のすべてのプロセスを、コストの観点から見直す取り組みについて定めた計画。	平成17年度～	技術管理課
船橋市公共事業コスト構造改善プログラム	公共事業のコストと品質の両面を重視した取り組みについて定めた計画。	平成21～25年度（5年間）	技術管理課
（仮）船橋市公共建築物保全計画	公共建築物の短期及び中長期の保全計画。維持管理費用の平準化とライフサイクルコストの低減を図る。	平成25年度～（予定）	公共建築物保全課

資料編

「二宮神社の大いちょう」
石井 トシ子さん

参考指標一覧

第1章　「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

政策1　生涯にわたる健康づくりの推進

111　健康で安心した生活ができる環境の整備

指　標　名	関連施策	現状値	目標値（32年度）	備　　考
かかりつけ医と言える医師を近所に有する市民の割合（65歳以上の市民）	施策1	46.3%（平成22年度）	60%	
目標設定の考え方	総合病院をかかりつけ医のように利用している人（25.2%）の半分程度を近所の医療機関へと誘導することを目指し、目標を設定しました。			
二次救急医療機関(注)を受診した「軽症者」の割合	施策2	85.4%（平成22年度）	75%	「軽症者」＝二次救急医療機関を受診したが、入院治療とならなかった人
目標設定の考え方	ふなばし健康ダイヤル24による相談・情報提供、夜間休日急病診療所等の施策推進により、二次救急医療機関の適正利用を推進し、救急医療が必要な方へ適切に医療を提供することを目指し、目標を設定しました。			
コホート検討会(注)での治療失敗・脱落率	施策4	8.8%（平成22年度）	5%	治療支援評価の中で算出される治療失敗・脱落率（1月～12月） ※現状値は、平成23年5月16日付け厚生労働省通知「結核に関する特定感染症予防指針の一部改正について」において示された新基準にあわせて換算。（旧基準値9.6%）
目標設定の考え方	治療成績の向上を図るためには、治療の失敗・脱落を減少させ、その原因を分析することが重要であることから、治療の失敗率・脱落率の合計を目標値として設定しました。			

112　健康な生活のための予防体制の確立

指　標　名	関連施策	現状値	目標値（32年度）	備　　考
運動関連事業参加者数	施策1	2,505人（平成22年度）	2,900人	
目標設定の考え方	日常的に運動する習慣を持つ人を増やすための施策の推進効果を見込み、目標を設定しました。			
母子健康手帳発行時の保健師の面接率	施策2	68.6%（平成22年度）	80%	面接率＝保健師の面接による発行数/発行数
目標設定の考え方	過去の実績値の伸び（平成17年度57.2%→平成22年度68.6%）を参考に、施策推進の効果を見込み、目標を設定しました。			
がん検診の受診率	施策3	38.8%（平成22年度）	50%	がん指針にもとづく、がん検診受診率の平均
目標設定の考え方	国の「がん対策推進基本計画」において目標として掲げられている数値（50%以上）を目標として設定しました。			
結核接触者健康診断の受診率	施策4	91.5%（平成22年度）	98%	受診率＝受診者/検診対象者
目標設定の考え方	過去の実績値が増減しながらも伸びている中、本来は100%が理想ですが、転出等連絡不能者がある実態を考慮して目標を設定しました。			

二次救急医療機関：検査や入院、手術等を必要とする救急患者に対応するための救急医療機関。船橋市においては、夜間・休日に当番制で対応する「病院群輪番制」に参加している病院で対応する。なお、市立医療センターの救命救急センターは、心筋梗塞、脳卒中、頭部損傷等の重篤救急患者に対する救急医療（三次救急医療）を行う、高度な診療機能を持つ病院。また、夜間休日急病診療所は、一次救急医療機関。

コホート検討会：結核治療における患者の治療状況、菌所見の経過、服薬支援状況や治療成績の評価・見直しを行う検討会。

政策2 心のかよった社会福祉の推進

1 2 1 地域福祉の体制整備

指　標　名	関連施策	現状値	目標値(32年度)	備　　考
たすけあいの会設置数	施策1	35団体(平成23年度)	50団体	地域住民同士で家事援助を行うボランティア団体数(4月1日現在)
目標設定の考え方	24の地区コミュニティそれぞれに1団体を立ち上げることや、既設置コミュニティへさらに設置することなどの施策推進の効果を見込み、目標を設定しました。			

1 2 2 次代を担う子どもの育成

指　標　名	関連施策	現状値	目標値(32年度)	備　　考
児童ホーム利用者数	施策2	796,413人(平成22年度)	870,000人	
目標設定の考え方	20館目がオープンし最多の利用者数となった平成20年度の数(約85万人)を目安に、各児童ホームでの施策推進の効果を見込み、目標を設定しました。			
保育所入所待機児童数	施策3	532人(平成23年度)	0人	4月1日現在
目標設定の考え方	保育所設置や多様な事業の推進により、年度当初の待機児童を解消することを目標に設定しました。			
こども発達相談センターにおける相談件数	施策4	3,984件(平成22年度)	5,000件	
目標設定の考え方	発達に対する不安を抱え込まないための施策推進の効果を見込み、目標を設定しました。			

1 2 3 障害がある人もない人もともに暮らせる社会の構築

指　標　名	関連施策	現状値	目標値(32年度)	備　　考
身体障害者福祉センターにおける事業の参加者数	施策1	6,243人(平成22年度)	7,000人	
目標設定の考え方	今後の事業充実化等の施策推進の効果を見込み、目標を設定しました。			
障害者就業・生活支援センターにおいて就労支援を受ける人数	施策2	98人(平成22年度)	298人	就職訓練及び職場定着に向けた支援を受ける人数
目標設定の考え方	障害者就業・生活支援センターにおいて就労支援を受ける人の1年間の増加人数を20人程度と見込み、目標を設定しました。			
グループホーム・ケアホームに入居し自立した生活をしている人数	施策2	178人(平成23年度)	278人	グループホーム・ケアホーム入居者数(10月1日現在)
目標設定の考え方	今後、計画されているグループホーム、ケアホーム数を参考に、施策推進の効果を見込み、目標を設定しました。			

1 2 4 健やかな高齢期を過ごすための環境づくり

指　標　名	関連施策	現状値	目標値(32年度)	備　　考
６５歳以上で要介護・要支援認定を受けている高齢者の率	施策3	13.9%(平成22年度)	16.7%	10月1日現在
目標設定の考え方	今後、高齢者数の増加とともに、より高齢な方の割合が高まることから、要支援及び要介護認定率は、平成32年度には17.7%に達すると見込まれますが、介護予防事業等の施策の推進により、その上昇をできる限り抑制することを目標として設定しました。			

政策 3　安心した生活を支える社会保障の充実

1 3 1 介護保険事業の推進

指　標　名	関連施策	現状値	目標値(32年度)	備　　考
第１号被保険者の保険料収納率	施策1	97.34%(平成22年度)	98%	収納率＝決算額/調定額
目標設定の考え方	過去の実績値が96～97%台で推移している中、施策推進の効果を見込み、目標を設定しました。			
保険給付費執行率	施策2	92.0%(平成22年度)	98%	執行率＝決算額/介護保険給付費予算現額
目標設定の考え方	過去の実績値が90%以上で推移してきている中、施策推進の効果を見込み、目標を設定しました。			

1 3 2 国民健康保険事業の推進

指　標　名	関連施策	現状値	目標値(32年度)	備　　考
国民健康保険料収納率	施策1	88.42%(平成22年度)	91%	収納率＝収納済額/調定額
目標設定の考え方	過去の実績に比べ現状値が下回っているため、数値の回復に向けた施策を推進するものとし、その効果を見込んだ目標を設定しました。			
特定健康診査の受診率	施策3	46.4%(平成22年度)	80%	受診率＝受診者/対象者
目標設定の考え方	国で定めた目標値の達成に向けた施策推進の効果を見込み、目標を設定しました。			

1 3 3 生活保護世帯等の自立支援の推進

指　標　名	関連施策	現状値	目標値(32年度)	備　　考
就労支援事業による経済的自立率	施策1	8.0%(平成22年度)	10%	自立率＝自立できた人/就労支援事業対象者
目標設定の考え方	今後の就労相談の実施等による効果を見込み、目標を設定しました。			

第2章　いつも身近に「安らぎ」が感じられるまち

政策1　自然と共生した安らぎのある都市環境の創造

211　親しみと安らぎのある水辺の整備

指　標　名	関連施策	現状値	目標値（32年度）	備　　考
海老川流域内の本川及び各支川のBOD(注)値	施策1	3.4～9.6mg/l（平成22年度）※	すべての観測地点において5mg/l（平成27年度）	※10観測地点のうち2観測地点においてのみ5mg/l（目標値）以下
目標設定の考え方	「海老川流域水循環再生構想」に掲げられている、平成27年度にすべての観測地点において5mg/lとすることを目標として設定しました。平成28年度以降は平成50年度に3mg/lとすることを長期目標として設定します。			
透水性舗装整備済み面積	施策1	81,890㎡（平成22年度）	126,700㎡	印旛沼・海老川・真間川各流域の舗装整備済み面積の累計
目標設定の考え方	過去（平成19～21年度）の実績値の平均が3,984㎡/年であり、これを約10%増加し、4,300㎡/年とすることを目標として設定しました。			
多自然川づくり改修済み延長	施策2	3,201m（平成22年度）	5,110m（平成27年度）	改修実績の累計
目標設定の考え方	一級河川二重川の改修が平成17年度に完了し、準用河川木戸川の改修が平成27年度に完了予定であることから、その達成を目標として設定しました。平成28年度以降は新たな事業計画にもとづき設定します。			

212　豊かな緑の保全と創出

指　標　名	関連施策	現状値	目標値（32年度）	備　　考
市民一人当たりの都市公園面積	施策1	2.84㎡/人（平成22年度）	5㎡/人（当面の目標）	市民一人当たり都市公園面積＝都市公園面積/（住民基本台帳登録済み人口＋外国人登録人口）
目標設定の考え方	過去の実績値の伸びから、5㎡/人とすることを当面の目標として設定しました。			
アンデルセン公園年間入園者数	施策1	524,444人（平成22年度）	570,000人	
目標設定の考え方	過去の実績値の伸びから、今後の整備面積拡張に伴う入園者数の増加を見込み、目標を設定しました。			
街路樹改植済み路線数	施策2	5路線（平成22年度）	17路線	平成19年度からの累計
目標設定の考え方	老木等の理由による既存街路樹の倒木が多発していたことから、平成19年度より17路線を対象として改植を進めており、計画期間中の完了を目標として設定しました。			
ふれあい花壇件数	施策3	88件（平成22年度）	100件	
目標設定の考え方	過去の実績値の伸びから、年1件程度増加することを目標として設定しました。			
花いっぱいまちづくり参加団体数	施策3	33団体（平成22年度）	50団体	まちかどフェアにおいて「花いっぱいまちづくり」に参加した町会・自治会等の5人以上のグループの団体数
目標設定の考え方	現在の参加団体を維持しつつ、年間1～2団体（町会・自治会等）の新規参加を目標として設定しました。			

BOD：（Biochemical Oxygen Demand）生物化学的酸素要求量。有機物による水質汚濁の程度を示すもので、有機物等が微生物によって酸化・分解される時に消費する酸素の量を濃度で表した値。数値が大きくなるほど汚濁が著しい。

2 1 3 自然と共生したまちづくり

指　標　名	関連施策	現状値	目標値（32年度）	備　　考
自然観察会等の延べ参加者数	施策1・2	841人（平成19～21年度の平均）	900人	市が主催する市民参加型の自然に関する散策会、観察会、調査、講座への延べ参加者数（年間）を実績報告から把握
目標設定の考え方	自然観察会等の参加者数は天候等による影響が大きいことから、過去の実績値の平均（3年間）を基準とし、約1割増加することを目標として設定しました。			
ガンカモ類の個体数	施策1・2	20,248羽（平成22年度）	20,000羽	環境省自然環境局生物多様性センターで行っているガンカモ類の生息調査から把握
目標設定の考え方	三番瀬には様々な水鳥が生息していますが、ラムサール条約の登録基準5では「定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地」とされていることから、三番瀬で一番多く見られるガンカモ類がラムサール条約への登録基準である2万羽以上を維持できるよう目標として設定しました。			
「地区環境形成計画書(注)」による協議締結面積の割合	施策3	0.6%（平成22年度）	1.1%	「船橋市環境共生まちづくり条例」第4条にもとづく「地区環境形成計画書」の提出により協議締結した面積（条例が施行された平成8年度からの累計）の市域面積に対する割合
目標設定の考え方	過去の実績を踏まえ、各年度0.05%の達成を目標として設定しました。			

政策 2 環境負荷の少ない資源循環社会の構築

2 2 1 環境負荷の少ないまちづくり

指　標　名	関連施策	現状値	目標値（32年度）	備　　考
環境フェア来場者数	施策1	4,766人（平成20～22年度の平均）	5,200人	
目標設定の考え方	過去3年間の実績値の平均を基準として、10%増加することを目標として設定しました。			
大気環境基準項目達成率	施策2	81%（平成21年度	88%	
目標設定の考え方	大気環境基準項目全60項目のうち、光化学オキシダントに係る7項目以外は計画期間中に環境基準を達成できるものとして、目標を設定しました。			
水質環境基準項目達成率	施策2	58%（平成22年度）	82%	
目標設定の考え方	水質環境基準項目全17項目のうち、3項目以外は計画期間中に環境基準を達成できるものとして、目標を設定しました。			
市の事業による温室効果ガスの排出量	施策3	196,461t-CO_2(注)（平成22年度）	174,000t-CO_2	
目標設定の考え方	「船橋市地球温暖化対策実行計画（第3次ふなばしエコオフィスプラン）」では、平成26年度の目標値を「平成21年度実績値から平成22～26年度の5年間で5%削減」として設定しています。その後も毎年1%削減するものとして、目標を設定しました。			

地区環境形成計画書：宅地開発事業または市街地開発事業において、その区域が1ha以上の規模を有する、あるいは、一団の樹林地・農地等を有する場合に事業者が市長に提出しなければならない計画書。事業計画の概要のほか、地区環境の現状及び課題、環境に対する配慮事項を記載する必要がある。この計画書による協議は、市独自の施策である。

t-CO_2：二酸化炭素とその他の温室効果ガス（メタン等）を二酸化炭素の重量に換算した単位。二酸化炭素トン。

指　標　名	関連施策	現状値	目標値(32年度)	備　　考
市域からの温室効果ガスの排出量	施策3	4,401千t-CO_2(平成20年度)	4,121千t-CO_2	温室効果ガス排出量の算出に、国や県等の統計書の整備が必要となるため、数値の把握におおむね2年程度かかる
目標設定の考え方	「船橋市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」における中期目標「平成32年度に市域における温室効果ガス排出量を平成2年度比で30%削除する」にもとづいて設定しました。			
「クリーン船橋530の日」参加者数	施策4	58,000人(平成22年度)	60,000人	
目標設定の考え方	過去の実績を参考に目標を設定しました。			
「船橋をきれいにする日」参加者数	施策4	51,000人(平成22年度)	60,000人	
目標設定の考え方	過去の実績を参考に目標を設定しました。			

2 2 2 循環型社会の構築

指　標　名	関連施策	現状値	目標値(32年度)	備　　考
ごみの総排出量	施策1	214,868トン(平成22年度)	214,000トン	
目標設定の考え方	今後の人口増加に伴い、増加する可能性が高いごみ発生量について、1人1日当たりのごみ発生量を削減することで、直近の水準を維持することとして設定しました。			
ごみのリサイクル率	施策1	20.8%(平成22年度)	25%	
目標設定の考え方	国の「廃棄物処理法にもとづく基本方針」における目標を参考に設定しました。			
ごみの最終処分量(埋立量)	施策1	11,455トン(平成22年度)	10,000トン	
目標設定の考え方	国の「第二次循環型社会形成推進基本計画」における目標を本市の一般廃棄物に適用し、人口増加等を考慮して設定しました。			

2 2 3 汚水処理体制の充実

指　標　名	関連施策	現状値	目標値(32年度)	備　　考
公共下水道普及率	施策1	73%(平成22年度)	90%	普及率=公共下水道整備済みの人口/住民基本台帳登録済み人口
目標設定の考え方	過去の実績値の伸び(毎年3%程度)から同様の進捗が可能と考え、目標を設定しました。			
公共下水道高度処理率(西浦・高瀬下水処理場)	施策1	90%(平成22年度)	100%	処理率=現有高度処理能力/下水処理場処理能力
目標設定の考え方	各処理場の高度処理を含めた処理能力増設計画により、基本計画期間中に100%高度処理化することを目標として設定しました。			
高度処理型合併処理浄化槽の普及率	施策2	6.8%(平成22年度)	33%	市内に設置された浄化槽のうち高度処理型合併処理浄化槽の設置割合
目標設定の考え方	過去の浄化槽設置基数と下水道普及率の推移を参考に、今後の下水道普及率の伸びを考慮して、目標を設定しました。			

政策3 安全・安心な暮らしを支える生活環境づくり

2 3 1 市民の安全・安心を守る災害対応の充実

指　標　名	関連施策	現状値	目標値（32年度）	備　　考
自主防災組織結成率	施策1	55%（平成22年度）	70%	結成率＝自主防災組織を結成した町会・自治会数/全町会・自治会数
目標設定の考え方	千葉県内の平均結成率55%はほぼ達成しており、全国の平均結成率が71%であることから、計画期間中に70%まで上げることを目標として設定しました。			
防災士資格の取得者数	施策1	13名（平成22年度）	100名	市の計画にもとづき新たに防災士の資格を取得した職員の数で平成21年度からの累計
目標設定の考え方	毎年10名ずつ防災士資格を取得することにより達成できる人数を目標値として設定しました。			
防災行政無線固定系子局再整備数	施策2	3基（平成22年度）	89基	新型で再整備した総数
目標設定の考え方	防災行政無線のうち旧型の受信機89基について、計画期間中にすべて新型に交換することを目標として設定しました。			
市有建築物の耐震化率	施策3	63%（平成23年度）	90%（平成27年度）	「耐震化整備状況及び整備時期リスト」より算出 ※非木造で2階建以上、または延べ面積200㎡を超えるもの
目標設定の考え方	「船橋市耐震改修促進計画」に掲げる、平成27年度90%達成を目標として設定しました。平成28年度以降は実績等を参考に、計画と目標を検討します。			
民間の住宅の耐震化率	施策3	88%（平成20年度）	90%（平成27年度）	総務省住宅・土地統計調査データ等をもとに耐震化率を推計
目標設定の考え方	「船橋市耐震改修促進計画」に掲げる、平成27年度90%達成を目標として設定しました。平成28年度以降は実績等を参考に、計画と目標を検討します。			
耐震化橋りょう数	施策3	8橋（平成23年度）	21橋	平成15年度からの累計
目標設定の考え方	平成15年度より緊急輸送道路等21橋の耐震化を進めていることから、計画期間中に完了することを目標として設定しました。			
下水道管路施設の耐震化率	施策3	76%（平成22年度）	100%	緊急輸送道路に埋設されている重要な下水管（74,944m）の耐震化率 平成12年度からの累計
目標設定の考え方	「船橋市下水道総合地震対策計画」において、緊急輸送道路に埋設されている重要な下水管（74,944m）の耐震化を掲げていることから、基本計画期間中に完了することを目標として設定しました。			
1時間50ミリの降雨に対応した河川改修率	施策4	42%（平成22年度）	53%	改修率＝改修済み延長/改修対象河川延長
目標設定の考え方	現在施工中の河川が準用河川木戸川と普通河川北谷津川であり、木戸川が平成27年度に完了予定であること、また、北谷津川の過去の推移を参考に、施策推進の効果を見込んで、目標を設定しました。			

2 3 2 犯罪のないまちづくり

指　標　名	関連施策	現状値	目標値(32年度)	備　　考
船橋市における人口一万人当たりの刑法犯認知件数	施策1	142件(平成22年度)	79件	刑法犯認知件数は千葉県警察の発表による暦年数値
目標設定の考え方	過去の実績値の減少率を参考に、人口の将来推計を考慮して、目標を設定しました。			
自主防犯パトロール隊の結成率	施策2	46.2%(平成22年度)	55%	結成率＝自主防犯パトロール隊を結成した町会・自治会数/全町会・自治会数(毎年度6月時点)
目標設定の考え方	過去の実績値の伸びに施策推進の効果を見込み、目標を設定しました。			

2 3 3 市民を守る消防体制の充実

指　標　名	関連施策	現状値	目標値(32年度)	備　　考
住宅火災における逃げ遅れによる焼死者数	施策1	4.6人(平成18～22年の平均)	0人	
目標設定の考え方	本市においては火災による焼死者のほとんどが住宅火災時の逃げ遅れによるものであることから、その根絶を目標として設定しました。			
消防水利(消火栓・耐震性貯水槽等)の整備率	施策2	94%(平成22年度)	100%	消防水利の整備率＝消防水利を設置したメッシュ(注)数／全市域を250m四方に区分したメッシュ数(2,654)
目標設定の考え方	計画期間中に市内の消防水利の空白地域をなくすことを目標として設定しました。			
救急救命士の救急業務従事者数	施策3	44人(平成23年度)	84人	4月1日現在
目標設定の考え方	計画期間中に救急隊1隊に対し、2名の救急救命士を配置することを目標として設定しました。			

2 3 4 清潔で安心な暮らしの実現

指　標　名	関連施策	現状値	目標値(32年度)	備　　考
狂犬病予防注射接種率	施策1	74.8%(平成22年度)	90%	畜犬登録件数のうち狂犬病予防注射実施率
目標設定の考え方	平成21年度国の平均値(74.3%)と平成22年度千葉県の平均値(72.1%)をいずれも上回っていますが、施策推進の効果を見込み、目標を設定しました。			
動物愛護教室への年間参加者数	施策1	661人(平成22年度)	1,000人	犬、ねこのしつけ方教室及び動物愛護教室への年間参加者数
目標設定の考え方	過去の実績値の伸びを参考に目標を設定しました。			

2 3 5 良好な住まいの整備

指　標　名	関連施策	現状値	目標値(32年度)	備　　考
市営住宅の供給率	施策2	86%(平成22年度)	100%	総務省住宅・土地統計調査データをもとにした必要供給戸数に対する供給戸数の割合
目標設定の考え方	総務省住宅・土地統計調査データをもとに、本市の公営住宅対応想定需要量を算出し、目標値を設定しました。			

メッシュ：(mesh)網の目。

第3章　文化を育み「豊かな心」と「生きがい」が実感できるまち

政策１　潤いと生きがいに満ちた生涯学習社会の構築

3 1 1　生涯学習の推進

指　標　名	関連施策	現状値	目標値（32年度）	備　　考
まちづくり出前講座(注)実施件数	施策1	182件（平成22年度）	230件	
目標設定の考え方	過去の実績値の伸びから、今後50件程度の増加を見込み、目標を設定しました。			
社会教育事業への参加者数	施策2	698,590人（平成22年度）	800,000人	
目標設定の考え方	過去5年間の常住人口に占める本指標の割合のうち、最も高かった1.2を係数とし、人口推計による平成32年度の予想値に施策推進の効果を見込み、目標を設定しました。			
市内図書館における一人当たりの貸出し冊数	施策3	4.2冊（平成22年度）	6.5冊	市民一人当たりの貸出し冊数＝年間貸出し冊数/常住人口 ※図書館とオンライン化した公民館図書室を含んだ数値
目標設定の考え方	過去の実績値の伸び（3年間で0.3冊）に加え、「船橋市図書館サービス推進計画」の推進による伸びを見込み、目標を設定しました。			

3 1 2　生涯学習によるまちづくりの推進

指　標　名	関連施策	現状値	目標値（32年度）	備　　考
生涯学習サポート事業(注)件数	施策1	387件（平成22年度）	572件	
目標設定の考え方	過去８年間の実績値の平均は週当たりに換算すると約９回であり、ここ数年減少傾向ですが、これを週11回（52週）に増やすことを目標として設定しました。			
ふなばし市民大学校まちづくり学部の修了率	施策2	79.2%（平成22年度）	90%	
目標設定の考え方	過去5年間の修了率の平均値は74%であり、これを90%に増やすことを目標として設定しました。			

まちづくり出前講座：市民が主催する学習会に市職員が出向き、市の事業や施策のほか、現代的な課題に関する知識や暮らしに役立つ情報などを話す事業。

生涯学習サポート事業：知識や技術をボランティアで教える人を、学びたい人に紹介する事業。

政策2 文化、スポーツ・レクリエーションのまちづくり

3 2 1 個性豊かな市民文化の創造

指　標　名	関連施策	現状値	目標値(32年度)	備　　考
芸術文化施設の利用者数	施策1	319,702人(平成22年度)	370,000人	市民文化ホール・市民文化創造館・市民ギャラリー・茶華道センターの年間利用者数
目標設定の考え方	過去の実績値の伸び(6年間で約1万人)を参考に、約2万人増やすことを目標として設定しました。(※平成22年は工事のため休館期あり。これがなかった場合約35万人と予測)			
博物館の入館者数	施策2	36,731人(平成22年度)	44,000人	郷土資料館、飛ノ台史跡公園博物館の年間利用者数
目標設定の考え方	過去の実績値の伸び(6年間で約3,800人)を参考に、約7,300人増やすことを目標として設定しました。			

3 2 2 いつでも、どこでも、楽しめる生涯スポーツ・レクリエーションの振興

指　標　名	関連施策	現状値	目標値(32年度)	備　　考
総合型地域スポーツクラブ(注)設立数	施策1	3クラブ(平成22年度)	9クラブ	地区コミュニティに設立されたクラブの数
目標設定の考え方	「船橋市教育振興基本計画」では、5年間で3クラブの増としていることを参考に、計画期間中に6クラブ増やすことを目標として設定しました。			
市民が運動できる広場の数	施策3	22カ所(平成22年度)	27カ所	運動広場、まちかどスポーツ広場の合計数
目標設定の考え方	今後の市の施策展開により5カ所増やすことを目標として設定しました。			

政策3 心豊かにたくましく生きる子どもの育成

3 3 1 家庭と地域の教育力の向上

指　標　名	関連施策	現状値	目標値(32年度)	備　　考
家庭教育セミナー受講者数	施策1	3,536人(平成22年度)	5,820人	全30学級
目標設定の考え方	過去5年間の平均参加者数が1学級当たり164人であり、ここ数年減少傾向にあるものの、1学級当たりの参加者数を30人増やすことを目標として設定しました。			
学校支援整備事業実施数	施策2	1中学校区(平成22年度)	11中学校区	全27中学校区中
目標設定の考え方	「船橋市教育振興基本計画」では、5年間で5中学校区の増としていることを参考に、計画期間中に11中学校区に増やすことを目標として設定しました。			

総合型地域スポーツクラブ：身近な地域で、子どもから高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。大穴、塚田、八木が谷地区で設立されている。(平成23年9月現在)

3 3 2 豊かな心と確かな学力、健やかな身体の育成

指　標　名	関連施策	現状値	目標値（32年度）	備　　考
特別支援学級設置校数 ・知的障害特別支援学級 ・自閉症・情緒障害特別支援学級	施策1	26校 4校 （平成22年度）	40校 20校	全小中学校81校中
目標設定の考え方	知的障害特別支援学級は概ね2校に1校、自閉症・情緒障害特別支援学級は概ね4校に1校とすることを目標として設定しました。			
学校の授業が分かると答えた児童生徒の割合	施策1・2	86.9%（小6） （平成22年度） 70.9%（中2） （平成21年度）	100%	割合＝学校の授業が分かると答えた児童生徒数/対象全児童数（隔年統計）
目標設定の考え方	アンケート調査で「わかる」「どちらかというとわかる」と回答する児童生徒の割合を「理想値」として100%とすることを目標に設定しました。			
小中学校の耐震化率	施策3	49.8% （平成22年度）	100%	耐震化率＝耐震性能を有する建物棟数／市立小中学校の全建物棟数
目標設定の考え方	平成27年度中に100%とすることを目標に設定しました。			
ボランティア（スクールガード）の人数	施策4	4,931人 （平成22年度）	5,500人	
目標設定の考え方	過去の実績値の伸びから、今後500人程度の増加を見込んで目標を設定しました。			
保育園・幼稚園と小学校の交流事業に参加した園児の割合	施策6	63% （平成22年度）	80%	割合＝参加した園児の数/対象園児の数
目標設定の考え方	計画期間中に概ね倍増することを目標として設定しました。			

3 3 3 次代を担う青少年健全育成の推進

指　標　名	関連施策	現状値	目標値（32年度）	備　　考
青少年センターにおける相談の件数	施策1	3,064件 （平成22年度）	3,500件	
目標設定の考え方	問題自体は減少が望ましいですが、相談者からの「相談のしやすさ」を向上させることを目標として設定しました。			
青少年キャンプ場の利用者数	施策2	19,877人 （平成22年度）	20,000人	
目標設定の考え方	過去5年間の実績値が増減を繰り返す中、平均値は19,302人であり、数値の維持に施策推進の効果を見込み、目標を設定しました。			
青少年会館の利用者数	施策3	57,634人 （平成22年度）	59,000人	
目標設定の考え方	過去5年間の平均参加者数は58,662人であり、ここ数年減少傾向にあるものの、数値の維持に施策推進の効果を見込み、目標を設定しました。			

政策4 市民主体の国際交流の推進と世界平和

3 4 1 国際交流・多文化共生の推進

指　標　名	関連施策	現状値	目標値（32年度）	備　　考
市民主体の交流事業参加者数	施策1	849人（平成22年度）	1,200人	各国の文化を紹介し合うイベントなど、市民や市民団体等が企画・運営し、市が後援・共催する国際交流事業の参加者数
目標設定の考え方	過去の実績値が周年事業等により増減を繰り返す中、現状値を1.4倍に増やすことを目標として設定しました。			
自立支援事業を受けた外国人住民数	施策2	13,485人（平成22年度）	19,000人	
目標設定の考え方	人口推計による増加予測に施策推進の効果を見込み、現状値を1.4倍に増やすことを目標として設定しました。			

3 4 2 平和施策の推進

指　標　名	関連施策	現状値	目標値（32年度）	備　　考
平和都市宣言の市民の認知度	施策1	46.2%（平成23年度）	55%	
目標設定の考え方	市民アンケート調査で「知っている」と回答する人の割合が約9%増加することを目標として設定しました。			

第4章　活気あふれる「生き生き」とした暮らしのあるまち

政策1　活力ある商業・工業・観光の振興

4 1 1　まちの活力につながるにぎわいの創出

指　標　名	関連施策	現状値	目標値（32年度）	備　　考
産品ブランド認証数	施策1	―（平成22年度）	20品	ふなばし産品ブランド協議会の認証産品数
目標設定の考え方	ふなばし産品ブランド協議会で、5年ごとに10品ずつ認証することを目標として設定しました。			
観光入込客数	施策2	1,669,319人（平成22年）	2,000,000人	千葉県「観光入込調査」
目標設定の考え方	市の魅力を高める様々な施策を実施していくことから、約20%増加することを目標として設定しました。			

4 1 2　地域産業の振興・育成

指　標　名	関連施策	現状値	目標値（32年度）	備　　考
商業団体との連携による事業数	施策1	11件（平成22年度）	20件	商業活性化事業費補助金の補助件数
目標設定の考え方	過去3年間の実績値の平均は10件ですが、商工会議所・各商店会に働きかけ、毎年1件ずつ増やすことを目標として設定しました。			
ベンチャープラザの稼働率	施策2	80%（平成22年度）	95%	稼働率＝入居部屋数/ベンチャープラザの部屋数
目標設定の考え方	過去4年間の実績値の平均は85%ですが、95%とすることを目標として設定しました。			
市内事業所の新設数（民営）	施策1～3	414事業所（平成21年）	800事業所	（経済センサス）直近調査時からの新設事業所数÷直近調査時からの月数×12か月
目標設定の考え方	過去9年間（平成13～21年）の平均は788事業所で、現状の経済状況を鑑みると、当面は下落傾向が見込まれるものの、経済振興策を行うことにより、平均を上回ることを目標として設定しました。			

4 1 3　魅力ある商業の振興

指　標　名	関連施策	現状値	目標値（32年度）	備　　考
商店数	施策1～3	3,828店舗（平成19年）	3,828店舗	卸売・小売業の事業所数の合計（商業統計調査）
目標設定の考え方	過去9年間（平成11～19年）で約1,000店舗減少していますが、これ以上店舗数を減らさないことを目標として設定しました。			
年間商品販売額	施策1～3	11,611億円（平成19年）	12,000億円	卸売・小売業の年間販売額の合計（商業統計調査）
目標設定の考え方	過去9年間（平成11～19年）の平均額は11,653億円ですが、経済振興策を行うことにより、3%増加することを目標として設定しました。			
空き店舗の活用数	施策2	1件（平成22年度）	10件	平成20年度からの商業活性化事業費補助金の累計件数
目標設定の考え方	過去の実績値は1件ですが、商工会議所・各商店会に働きかけるとともに、補助対象団体を拡げることにより、毎年1件ずつ増やすことを目標として設定しました。			

指　標　名	関連施策	現状値	目標値(32年度)	備　　考
市場年間取扱高	施策3	67,817トン(平成22年度)	67,817トン	
目標設定の考え方	取扱高の減少傾向が続いており、今後も下落傾向が見込まれるものの、様々な施策を行うことにより、現状維持することを目標として設定しました。			

4 1 4 活力ある地域工業の振興

指　標　名	関連施策	現状値	目標値(32年度)	備　　考
新製品・新技術開発の申請件数	施策1	2件(平成22年度)	6件	新製品・新技術開発促進事業補助金の申請件数
目標設定の考え方	過去4年間(平成19～22年度)の平均は4件ですが、今後50%増加することを目標として設定しました。			
製造品出荷額等	施策1・2	6,000億円(平成21年)	6,680億円	工業統計調査
目標設定の考え方	過去5年間(平成17～21年)の平均額は6,490億円ですが、経済振興策を行うことにより、3%増加することを目標として設定しました。			

4 1 5 暮らしを支える雇用環境の充実

指　標　名	関連施策	現状値	目標値(32年度)	備　　考
中高年齢者・障害者・新規卒業予定者向けの合同面接会の参加者のうち採用決定者数	施策1	28 人(平成22年度)	60人	
目標設定の考え方	面接会参加者数の5%前後の求職者が採用となっていることから、事業の周知に努め、参加者を増やすこととして目標を設定しました。			
船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員数	施策2	2,915人(平成22年度)	7,600人	
目標設定の考え方	設立当時の会員数の目標である市内従業員数の5%を参考に、目標を設定しました。			

政策2 魅力ある農業・漁業の振興

4 2 1 活力あふれる都市型農業の振興

指　標　名	関連施策	現状値	目標値(32年度)	備　　考
認定農業者(注)の数	施策1	224人(平成22年度)	280人	
目標設定の考え方	農業経営基盤強化促進法にもとづく、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の取り組みを勘案し、目標を設定しました。			
援農者(注)の数	施策1・3	90人(平成22年度)	150人	平成18年度からの累計
目標設定の考え方	平成21年度から、概ね3年間で20名を対象に農業講座と実習を行い、援農者を育成していることから目標を設定しました。			

認定農業者：効率的で安定した魅力ある農業経営を目指して自ら作成した「農業経営改善計画」を、市が認定した農業者。

援農者：農業の労働力不足を補うために、農作業に必要な知識と技術を習得する者。

指　標　名	関連施策	現状値	目標値（32年度）	備　　考
優良農地面積	施策2	788ha（平成22年度）	750ha	農業振興地域の農用地区域と生産緑地の合計面積
目標設定の考え方	都市化の影響により農地は減少傾向ですが、優良農地確保のために実施する施策の効果を見込み、目標を設定しました。			
耕作放棄地の面積	施策2	971,307㎡（平成22年度）	951,307㎡	11月調査
目標設定の考え方	耕作放棄地解消事業により、年目標値である解消面積2,000㎡を毎年維持することを目標として設定しました。			
ふるさと農園区画数	施策3	1,011区画（平成22年度）	1,700区画	
目標設定の考え方	都市化の進む本市ですが、農業への理解を深めるため、過去の応募状況を勘案し、目標を設定しました。			

4 2 2 漁業の振興

指　標　名	関連施策	現状値	目標値（32年度）	備　　考
漁獲量 ・のりの収穫量 ・貝類の漁獲量	施策1	6,080千枚 520トン （平成22年度）	12,000千枚 2,700トン	船橋市漁業協同組合調べ
目標設定の考え方	三番瀬の水産資源の維持・増大を図るために行う、漁場の環境改善等の効果を見込み、目標を設定しました。			
漁業体験・講座の参加者数	施策2	50人（平成22年度）	525人	平成21年度からの累計
目標設定の考え方	漁業体験・講座に加え、今後ブランド品でもある海苔の養殖現場見学や海苔すき体験等を行うこととして、目標を設定しました。			

政策3 安心できる消費生活の確立

4 3 1 安心できる消費生活の確立

指　標　名	関連施策	現状値	目標値（32年度）	備　　考
消費者講座等参加者数	施策1	2,056人（平成22年度）	4,000人	
目標設定の考え方	消費者講座、消費者月間記念講演会の開催内容をより消費者のニーズに合ったものにしていくことで、参加者数が平成22年度実績の約2倍に増えることを見込み、目標を設定しました。			
消費生活相談自主交渉解決率	施策2	69%（平成22年度）	80%	解決率＝自主交渉解決件数/相談件数
目標設定の考え方	過去5年間の平均は70%ですが、苦情・相談処理体制の強化等の効果を見込み、80%を目標として設定しました。			
地場食材を意識して購入している市民の割合	施策3	57.3%（平成23年度）	70%	
目標設定の考え方	市民アンケート調査で「意識している」「どちらかといえば意識している」と回答する人の割合が10%以上増加することを目標として設定しました。			

第5章　都市の活力を生み発展し続けるまち

政策1　船橋らしさを活かした都市づくり

5 1 1　計画的な都市づくり

指　標　名	関連施策	現状値	目標値(32年度)	備　　考
地区計画の決定・変更地区総数	施策1・4	9地区(平成22年度)	16地区	
目標設定の考え方	過去の実績値の推移(15年間で9地区)に施策の推進による効果を見込み、目標を設定しました。			
バリアフリー化された市内鉄道駅の数	施策2	27駅(平成22年度)	35駅	市内駅数:35駅(平成23年3月31日現在)
目標設定の考え方	計画期間中に市内の鉄道駅すべてをバリアフリー化することを目標として設定しました。			
きめ細かい景観形成を図る地域などに対する取り組み件数	施策3	―(平成22年度)	3件	
目標設定の考え方	「船橋市景観計画」にもとづく景観形成重点区域や景観重要建造物・樹木の指定などの取り組みについて、3件実施することを目標として設定しました。			
まちづくりに関する説明会等に参加した市民数	施策4	約250人/年(平成22年度)	500人/年	
目標設定の考え方	計画期間中に概ね倍増することを目標として設定しました。			

政策2　海を活かした魅力あるまちづくり

5 2 1　魅力あるベイエリアの創出

指　標　名	関連施策	現状値	目標値(32年度)	備　　考
海を活かしたまちづくりの実現に向けた取り組み件数	施策1	―(平成22年度)	5件	
目標設定の考え方	「船橋市海を活かしたまちづくり基本構想」の実現に向けた取り組みのうち、特に効果が高いと考えられる事業を新たに5件実施することを目標として設定しました。			

政策3　安全で快適な交通体系の整備

5 3 1　人にやさしいみちづくり

指　標　名	関連施策	現状値	目標値(32年度)	備　　考
歩道整備事業の整備完了延長	施策1	260km(平成22年度)	270km	
目標設定の考え方	過去の実績値(平成21年度900m)に、施策の推進による効果(10%増)を見込み、年1km整備することを目標として設定しました。			
駅周辺の放置自転車等の台数	施策2	13,873台(平成22年度)	7,000台	放置禁止指定区域内の放置台数調査の合計(年4回実施)
目標設定の考え方	計画期間中に概ね半減させることを目標として設定しました。			

指　標　名	関連施策	現状値	目標値(32年度)	備　　考
都市計画道路整備率	施策3	42.0%(平成22年度)	45.0%	都市計画道路の全延長128,180m
目標設定の考え方	事業計画にもとづき、45%まで整備することを目標として設定しました。			
交差点改良事業整備完了箇所数	施策4	40カ所(平成22年度)	48カ所	
目標設定の考え方	過去の調査により改良が必要と設定した主要交差点45カ所と交通量の変化により改良が必要となった交差点24カ所の計69カ所の交差点のうち、早期改良が必要な8カ所の交差点を計画期間中に整備することを目標として設定しました。			
交通事故発生件数	施策5	371件/年(平成22年)	280件/年	警察による集計 人対車両事故の件数
目標設定の考え方	過去の件数の推移(10年前と比べると年間件数で41件減少)に施策の推進による効果を見込み、年間件数を約90件減らすことを目標として設定しました。			

5 3 2 誰もが使いやすい都市交通の確立

指　標　名	関連施策	現状値	目標値(32年度)	備　　考
交通不便地域対策実施地区数	施策1	3地区(平成22年度)	9地区	「船橋市地域公共交通総合連携計画」における重点地区(9地区)に対し、対策を実施する地区数
目標設定の考え方	計画期間中に重点地区全てに対策を実施することを目標として設定しました。			
届出駐車場台数	施策2	16,119台(平成22年度)	17,200台	
目標設定の考え方	過去の届出の推移は年間150台程度であり、これに廃止を加味し、年100台程度増加させることを目標として設定しました。			

政策 4 魅力ある市街地の整備

5 4 1 安らぎとにぎわいのある市街地の整備

指　標　名	関連施策	現状値	目標値(32年度)	備　　考
今後の主な駅周辺地区の整備地区数	施策1	―(平成22年度)	2地区	JR船橋駅南口駅前広場と都市計画道路3･4･11号線の接続に伴う駅周辺地区の整備等
目標設定の考え方	今後、主な駅周辺地区について、計画期間内に2地区整備することを目標として設定しました。			
現在施行中の土地区画整理事業の整備完了面積	施策2	0.8ha(平成22年度)	32.9ha	飯山満土地区画整理事業 (目標値19.6ha　全体計画21.4ha) 小室土地区画整理事業 (目標値13.3ha　全体計画13.3ha)
目標設定の考え方	現在市内で施行中の土地区画整理事業のうち、小室土地区画整理事業は完了させること、飯山満土地区画整理事業は19.6haまで完了させることを目標として設定しました。			

第6章　新時代をひらく「創意」と「意欲」にあふれるまち

政策1　市民とともにつくるまちづくり

6 1 1　市民の創意と意欲を活かした協働のまちづくり

指　標　名	関連施策	現状値	目標値（32年度）	備　　考
市民活動サポートセンターを利用する公益活動登録団体数	施策1	427団体（平成23年度）	530団体	
目標設定の考え方	平成24年2月時点での登録数をベースに、各年度約10団体増やすことを目標として設定しました。			
市と市民活動団体との協働事業数	施策1・2	105事業（平成22年度）	150事業	市民活動団体やNPO法人と市との連携、協働により行われる事業の数
目標設定の考え方	今後の市の施策展開により増加させることを目標として設定しました。			
公募市民委員が参加している審議会等の数	施策2	8個（平成22年度）	16個	
目標設定の考え方	公募が実施される会議が現状の倍となることを目標として設定しました。			

6 1 2　市民との情報共有の推進

指　標　名	関連施策	現状値	目標値（32年度）	備　　考
市のホームページへのアクセス数	施策1	3,194,323回/年（平成22年度）	3,400,000回/年	トップページの閲覧回数
目標設定の考え方	平成22年度については東日本大震災の後、急激に閲覧回数が増えて約320万回/年となっていますが、平成21年度以前の実績値から、目標を設定しました（平成21年度1,720,502回/年から毎年約15万回増）。			
市の情報を得ていない市民の割合	施策1	2.9%（平成22年度）	1%	市民意識調査
目標設定の考え方	市民アンケートで「入手していない」と回答する人の割合が約2%減少することを目標として設定しました。			
市民意識調査の回収率	施策2	47%（平成23年度）	55%	回収率＝有効回答数/アンケート票配布数
目標設定の考え方	過去5年間の実績値の平均は約50%であり、これを5%増加することを目標として設定しました。			

政策2　ふれあいに満ちたコミュニティの育成

6 2 1　ふれあいに満ちたコミュニティの育成

指　標　名	関連施策	現状値	目標値（32年度）	備　　考
町会加入世帯数	施策1	197,953世帯（平成22年度）	227,000世帯	
目標設定の考え方	今後の市の世帯数見込みをもとに、町会未結成地域での設立支援や、転入窓口での加入案内などにより、町会加入世帯が増加することを見込んで目標を設定しました。			
町会・自治会館の設置数	施策2	283館（平成22年度）	294館	
目標設定の考え方	町会・自治会による会館設置計画をもとに、各年度1会館の建設を目標に設定しました。			

政策 3　男女共同参画社会の形成

6 3 1　男女共同参画社会の形成

指　標　名	関連施策	現状値	目標値（32年度）	備　　考
男女共同参画センターの自主講座参加者数	施策1	2,278人（平成22年度）	2,300人	
目標設定の考え方	過去5年間の実績値が増減を繰り返す中、平均値は約2,000人であり、数値の維持に施策推進の効果を見込み、目標を設定しました。			
船橋市の審議会等への女性登用率	施策2	22%（平成22年度）	30%	登用率＝女性委員数/全委員数
目標設定の考え方	「船橋市審議会等の設置及び運営に関する指針」で、30%としていることを参考に目標を設定しました。			
男女共同参画センターにおける相談の件数	施策3	2,167件（平成22年度）	2,800件	
目標設定の考え方	問題自体は減少が望ましいですが、まずは「相談のしやすさ」を向上させることを目標として設定しました。			

政策 4　高度情報社会の構築

6 4 1　高度情報社会の構築

指　標　名	関連施策	現状値	目標値（32年度）	備　　考
汎用機システムをオープン化した業務の割合	施策1	27%（7業務）（平成23年度）	100%	割合＝オープン化した業務数/汎用機システムの業務数（既にオープン化したものを含む）
目標設定の考え方	業務システムがすべてオープン化し、汎用機システムが無くなることを目標として設定しました。			
防犯、防災等のメール配信システム登録者数	施策2	50,800人（平成22年度）	82,000人	防犯、災害、消防、光化学スモッグ等の各配信システムの延べ登録者数
目標設定の考え方	平成22年度末の登録者数をベースに、各年度約5％増やすことを目標として設定しました。			

第7章　計画の推進にあたって

政策1　効率的で市民に分かりやすい行財政運営

7 1 1　都市の魅力を高める市政運営

指　標　名	関連施策	現状値	目標値(32年度)	備　　考
船橋市に「住み続けたい」と思う市民の割合	施策2	42.3%(平成23年度)	60%	市民意識調査
目標設定の考え方	平成22年度までの過去5年間の実績(45～50%前後を推移)をもとに、施策推進の効果を見込み、目標を設定しました。			

7 1 2　自律的・効率的で透明性の高い行政運営

指　標　名	関連施策	現状値	目標値(32年度)	備　　考
窓口サービスに対する市民の満足度	施策4	未実施	80%	職員の対応や接遇等の窓口サービスに「満足」と答えた市民の割合
目標設定の考え方	窓口利用者へのアンケートを実施しつつ業務改善等の動きを拡大していくことにより、8割以上の窓口利用者に「満足」と感じてもらうことを目指して目標を設定しました。			

7 1 3　安定的な行政運営が可能な財政基盤の確立

指　標　名	関連施策	現状値	目標値(32年度)	備　　考
市税収納率	施策1	94.12%(平成22年度)	95%	収納率＝収納済額/調定額
目標設定の考え方	「理想値」は100%ですが、過去の収納率の推移(平成19年度以降94%台前半)をもとに、実現可能性のある目標として設定しました。			
経常収支比率	施策1･2	91.8%(平成22年度)	90%未満	市税などの経常一般財源収入に占める、人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費の割合。数字が高いほど財政にゆとりがない(投資的な目的に使える費用が少ない)ことを意味する
目標設定の考え方	本市は経常収支比率が高く、特に人件費及び物件費が経常収支比率全体に大きく影響を与えています。行政改革等を進めることにより、80%台にすることを目標として設定しました。			

計画策定の経過

平成20年度	船橋市基本計画策定に係る調査研究（基本計画策定に向けた現状分析、現行の基本計画の点検と評価、船橋市のまちづくりにおける課題の整理等）
平成21年 9月15日～ 9月30日	市民アンケート調査の実施
平成21年10月21日	職員プロジェクトによるリーディングプランの検討開始
平成21年11月15日	第1回市民会議
平成21年11月29日	第2回市民会議
平成21年12月13日	第3回市民会議
平成21年12月15日～ 平成22年 1月14日	まちづくり提案募集
平成22年 5月18日	平成22年度第1回総合計画策定委員会
平成22年 5月20日	地区別ポテンシャル調査報告書公表
平成22年 8月16日～ 9月15日	「未来のふなばし」絵画募集
平成22年 9月 1日	平成22年度第2回総合計画策定委員会
平成22年10月22日	平成22年度第3回総合計画策定委員会
平成22年11月 8日	第1回総合計画審議会（後期基本計画素案を諮問）
平成22年11月 9日	後期基本計画素案の公表
平成22年11月15日～12月15日	後期基本計画素案に対する意見募集
平成22年11月18日	第2回総合計画審議会
平成22年12月15日～ 平成23年 1月31日	「ふなばし・イチ押し！コレクション “パシャカシャ”」 写真&ひとことメッセージ募集
平成22年12月16日	第3回総合計画審議会
平成23年 1月12日	第4回総合計画審議会
平成23年 1月26日	第5回総合計画審議会
平成23年 1月29日	市民会議メンバーとの意見交換会
平成23年 2月16日	第6回総合計画審議会
平成23年 3月 3日	第7回総合計画審議会
平成23年 3月29日	第8回総合計画審議会（答申）
平成23年 5月17日	平成23年度第1回総合計画策定委員会
平成23年 5月29日	市民説明会（西船橋出張所・東部公民館）
平成23年 6月 1日	後期基本計画原案の公表
平成23年 6月 1日～ 6月30日	後期基本計画原案に対する意見募集及び計画愛称の募集
平成23年 6月 4日	市民説明会（市民文化創造館）
平成23年 6月11日	市民説明会（二和公民館）
平成23年 7月27日	平成23年度第2回総合計画策定委員会
平成23年 9月29日	市議会で後期基本計画案を可決

条　例

昭和53年9月28日
条例第40号

船橋市総合計画審議会条例

（設置）

第１条　市の総合計画に関し、必要な事項を調査、審議するため、船橋市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（委員）

第２条　審議会は、委員２０人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　市議会議員

（２）　学識経験者

（３）　市民団体の代表者

（４）　関係行政機関の職員

（任期）

第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任することができる。

３　委員（前条第２号に掲げる委員を除く。）は、委嘱時における職を離れたときは、それぞれ解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第４条　審議会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を掌理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（議事）

第５条　審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

２　審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（参考意見等の聴取）

第６条　審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聴くことができる。

（補則）

第７条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、昭和５３年１０月１日から施行する。

（船橋市総合開発審議会条例の廃止）

２　船橋市総合開発審議会条例（昭和３５年船橋市条例第１３号）は、廃止する。

（非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

３　非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３１年船橋市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕　略

委員一覧

平成22年11月8日現在（各号委員五十音順）

区　分	氏　名	役　職　等	備　考
第1号委員 4名	金沢　和子	市議会議員	
	川井　洋基	市議会議員	
	斎藤　忠	市議会議員	
	まき　けいこ	市議会議員	
第2号委員 6名	有馬　和子	千葉県教育委員会 家庭教育カウンセラー	
	北澤　哲弥	千葉県環境生活部自然保護課 生物多様性センター　研究員	
	斎藤　哲瑯	川村学園女子大学大学院　教授 生涯学習学専攻長	
	中村　正董	新潟大学　自然科学研究科　特任教授	副会長
	武藤　博己	法政大学大学院　政策創造研究科　教授	会　長
	村木　美貴	千葉大学大学院　工学研究科　准教授	
第3号委員 10名	石井　庄太郎	船橋市社会福祉協議会　会長	
	伊藤　壽紀	市川市農業協同組合　専務理事	
	内海　優	船橋市漁業協同組合　組合員	
	河村　保輔	（市民公募） 船橋生涯学習コーディネーター連絡協議会	
	椎名　博信	船橋商工会議所　地域振興委員会　委員長	
	深沢　規夫	船橋市医師会　会長	
	村田　佐江子	（市民公募） 青少年の環境を良くする市民の会	
	本木　次夫	船橋市自治会連合協議会 副会長兼事務局長	
	森田　基	（市民公募）子ども書道サークル	
	山下　瑠璃子	（市民公募）民生児童委員協議会	

諮　問

船　企　第 555 号
平成22年11月8日

船橋市総合計画審議会会長　様

船橋市長　藤　代　孝　七

船橋市総合計画後期基本計画（素案）について（諮問）

平成24年度を初年度とする船橋市総合計画後期基本計画（素案）に関し、貴審議会の意見を求めます。

答　申

平成23年3月29日

船橋市長　藤　代　孝　七　様

船橋市総合計画審議会
会長　武藤　博己

船橋市総合計画後期基本計画（素案）について（答申）

平成22年11月8日に本審議会に諮問された船橋市総合計画後期基本計画（素案）について、審議の結果、別添のとおり答申します。

今後の計画策定、及び事業の実施にあたっては、これを十分尊重し、反映されたい。

なお、審議の経過において各委員から出された意見（各委員の個別意見）についても参考とされたい。

答申本文

はじめに

船橋市総合計画審議会は、平成22年11月8日に船橋市総合計画後期基本計画（素案）について、市長からの諮問を受け、これまで全体会及び小委員会を延べ10回開催して、いろいろな立場の委員が専門的な見地や市民の目線から、活発な審議を重ねてきました。

審議にあたっては、社会の潮流や船橋市の特性を踏まえ、市民ニーズの反映や、船橋市のまちづくりの基本理念である「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」に合致しているか、施策が市民生活の実態を捉えているか、市民に分かりやすい表現になっているか、という点を大切にしました。

この結果、素案の各章における個々の施策は、上記の視点に概ね即しているものと評価したうえで、修正を要望する事項を答申として示します。

なお、分野横断的な対策を必要とするいくつかの課題について、審議会委員が認識する現状と素案における課題とが合致しない点がありました。自然への広がりを持った環境対策、活力を維持するための経済戦略、学校教育を含めた生涯学習社会への取り組み、母子保健から雇用までの一貫した子ども・若者対策、高齢や障がい等によって移動が困難になった場合の支援、地域の課題を関係者により地域で解決する仕組み及び地域の特性・歴史・文化を捉えた船橋らしさの創出など、今後９年間に総合的な対策が必要と思われます。

分権化、グローバル化、規制緩和が進み、自己決定・自己責任の原則のもと、基礎自治体に期待される守備範囲が広がり、分野を横断する対応が必要とされる一方で、既存組織のままでは、現在の守備範囲をなかなか超えられない面があることから、今後はこの新しい基本計画に基づいて、予算、組織、人材育成を連動させ、優先的に取り組む重点的なプロジェクトを明確にして、推進していくことが必要です。また、進捗状況と成果を適切に評価して必要に応じた改善を行うとともに、市民に分かりやすく伝えていくことが重要と考えます。

最後に、この素案の作成にあたって、平成20年度から基礎調査等の準備を進め、実験的な手法を含め、様々な方法で市民意見の把握と反映を図ってこられたことには、あらためて敬意を表します。計画の策定後は、市民と職員への計画の普及に努め、共に知恵と力を出し合うことにより、市民と職員の参加と協働で、夢のある持続可能なふるさとづくりに取り組まれるよう要望します。

船橋市総合計画審議会
会長　武藤　博己

序　論

第2章　計画策定にあたって

第1節　社会・経済の動向と船橋市の課題

・課題の整理にあたっては、例えば、生態系を守るには自然環境はもとより、農業や経済活動等を含めた社会全体としての対応が必要であるなど、課題相互間の関連性にも留意の上、記載の充実を図られたい。

・貧困や就労環境、有効求人倍率、世帯構成の変化など、このまま放置できない課題や、船橋市の特徴について記載の充実を図られたい。

3. 地域の発展を支える都市基盤づくりの必要性

・都市基盤の整備については、超高齢社会を迎える中、これまで以上に生活者の視点に立って取り組むことが必要である旨を記載されたい。

5. 生涯を通じて暮らすことのできる社会環境づくりの必要性

・防災に関する記述についてはハード面としての都市基盤整備と、不安感の解消などのソフト面を切り分けた上で記載されたい。

6. 地方自治体を取り巻く環境変化に対応した「新しい公共」への期待

・「新しい公共」については、行政サービスについて従来は幅広い範囲で行政が担ってきた点を踏まえつつ、今後新たなサービスの提供のあり方への転換が必要である旨を記載されたい。

第2節　計画の基本的条件

4. コミュニティ区域

・地区コミュニティは、将来27地区にすると記載されているが、断定的に記載するのではなく、地区コミュニティの成立を認める際には、コミュニティとしてまとまりのある生活環境を整備することに適すると、住民・行政共に判断した場合とする旨を記載されたい。

・「行政コミュニティ」という名称については誤解を生じやすいので、「行政ブロック」への名称の変更も検討されたい。

リーディングプラン

・リーディングプランという表現から想起される「先導性」よりも、「必需性」や「優先性」を感じるキーワードによる施策群と捉えたほうが理解しやすいことから、名称も含め検討されたい。また、リーディングプランの考え方を分かりやすく整理したうえでプランの位置づけについて記載されたい。

・5つのプランが導き出された経緯について、市民意見を取り入れた旨が分かるように記載されたい。

・分野別計画とリーディングプランの関係が分かりやすくなるような概念図を示されたい。

・全国的な傾向や課題を背景として、船橋市民にとっても必需性の高いプランが導き出される一方で、海や里山、東京湾の最奥部という立地、船橋固有の課題など、「船橋らしさ」に依拠したプランも必要と考えられる。審議会として具体的に「船橋らしさ」を示すには至らなかったが、固有性の感じられる内容となるよう工夫されたい。

・プランの実現に寄与する取り組みについては、選択と集中の観点を踏まえつつ、実施計画や各年度の事業の中で積極的に位置づけることで、具体性・実効性のあるものとし、着実な進行管理を図られたい。

・分野横断的な取り組みの実施については、特に留意して部局相互に連携しあうことにより、まちづくりの目標である「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」の実現を図られたい。

第1章　「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

１２１　地域一体となった社会福祉の体制整備

・基本施策のタイトルについて、「地域一体となった社会福祉」の部分は、法律上の定義に合わせ「地域福祉」と記載されたい。

１２２　次代を担う子どもの育成

・子育て環境の充実に向けた取り組みのひとつとして、病児・病後児保育に関して記載の充実を図られたい。
・早期療育支援を就学先での生活につなげていくという視点から、療育支援と教育との連携について記載の充実を図られたい。

第2章　いつも身近に「安らぎ」が感じられるまち

２１２　豊かなみどりの保全と創出

・里山については、農地や谷津田、集落等を含めた広義の概念で定義することを検討されたい。また、「施策5）自然林等の保全対策の推進」については、「自然林」を「樹林地」と修正されたい。なお、樹林以外の里山に関する取り組みについては、基本計画のいずれかの箇所で記載するよう検討されたい。

２１３　自然と共生したまちづくり

・三番瀬の生物多様性が減少している現状を踏まえ、「保全」だけではなく「再生」も必要である旨の記載を検討されたい。
・三番瀬の保全・再生については、広域連携が必要であることから、関係自治体との連携につい

て記載されたい。
・生物多様性の保全上注目すべき場所（農地・干潟等）を明記されたい。
・外来生物や気候変動など、生物多様性を減少させる要因を明記されたい。
・「生物多様性の確保」という表現については、「保全」だけではなく「再生」も必要である旨を明確にするため、「保全・再生」という表現に変更することを検討されたい。
・「生物多様性地域戦略」については、その必要性について記載を検討されたい。

２２２　循環型社会の構築

・3Rについては、まず、リデュースが重要であり、続いてリユースを行い、その次にリサイクルを進めるという順番がわかるような表現で記載されたい。

第3章　文化を育み「豊かな心」と「生きがい」が実感できるまち

３１１　生涯学習の推進

・生涯学習の視点から家庭教育、学校教育、社会教育を総合的に捉え、相互の連携・協力を図る必要性について記載の充実を図られたい。

３１２　生涯学習によるまちづくりの推進

・生涯学習の成果を地域の活動に活かすという条項が追加された社会教育法改正の趣旨を踏まえ、生涯学習によるまちづくりの推進の背景や重要性について、記載の充実を図られたい。

３３１　関係機関との連携による家庭と地域の教育力の向上

・少子化、社会・経済状況の変化を背景に、家庭のあり方の多様化、虐待やいじめの問題など、家庭や地域の教育力の現状や課題について明らかにするとともに、行政や研究・高等教育機関等との連携の必要性についても記載されたい。

３３２　豊かな知性と確かな学力、健やかな身体の育成

・子どもたちの自己肯定感、例えば「生まれて良かった」という意識の低下などが問題になっている。子どもたちが、自分が大切にされているという認識を持てるような方向性について記載されたい。

３３３　次代を担う青少年健全育成の推進

・中高生の活動の場づくりが重要である旨を記載されたい。

第4章　活気あふれる「生き生き」とした暮らしのあるまち

４１１　まちの活力につながるにぎわいの創出

・歴史的な施設や自然・観光資源などの地域特性を、まちの活力やにぎわいにつなげることが

必要であることから、それぞれの地域特性に応じた産業振興やまちづくりについて記載されたい。

・船橋には、小松菜やスズキ等の優れた産品があるため、具体的に産品を絞り込み、産品ブランドとして育てていくことが重要である。なお、産品ブランドの創出にあたっては、行政だけで行うのではなく、商工会議所や商店会連合会などの民間と協働して取り組まれたい。

４１２　変化に対応できる地域産業の振興・育成

・起業支援については、「ベンチャープラザの稼働率」だけでなく、「市全体の事業所の開業率」等についても、指標として設定されたい。

４１３　魅力ある商業の振興

・大型店舗が伸びる一方で、中小小売店舗の経営は厳しさを増している。商店街や個人商店は、買い物弱者の支援や子どもたちのシェルターになり得るなど、地域社会の中で役割を担っていることから、地域の中小小売店が地域社会に果たしている役割、経営の改善や活性化に向けた支援の必要性、方向性などについて記載されたい。

・安全で快適に買い物ができる環境整備に関しては、商店街と行政が協働してまちを形成するという視点を記載されたい。

４１６　暮らしを支える雇用環境の充実

・ニート問題等については、社会問題化していることから、働く意味を含む職業教育とともに、技術の継承、若者への魅力ある職場のPRなどの取り組みについて記載されたい。

４２１　活力あふれる都市農業の振興

・耕作放棄が進んでいるという危機感を共有するために、指標として「耕作放棄地面積」を設定されたい。

・谷津の狭隘な部分等は耕作に不利なため耕作放棄地となりやすいが、生物の生息環境としての重要性も高いため、農地としての活用を進める一方で、環境を守る場としても活用する旨を記載されたい。

・加速する貿易自由化の動きなど、農・畜産業を取り巻く環境が厳しさを増していることを踏まえて、6次産業化や地産地消などの、大消費地に近い本市の特性を活かした農畜産物の高付加価値化、競争力の強化、農業振興について記載されたい。

４２２　時代に対応した漁業の振興

・漁業については、漁場の持つ多面的機能を踏まえ、水産資源の回復・増大のみならず、生態系の維持・回復についても記載されたい。

４３１　安心できる消費生活の確立

・農業、漁業、畜産業等の生産現場が身近にあるのが、船橋の特徴・魅力である。消費者が食につ

いて学び、体験することができる取り組みなど、生産の有り様を活かした船橋らしい豊かな消費生活について記載されたい。

・消費者の保護に関しては、特に被害に遭いやすい高齢者に対して、未然に被害を防止する取り組みを強化する旨を記載されたい。

第5章　都市の活力を生み発展し続けるまち

５１１　計画的な都市づくり

・農地には、自然環境としての機能や防災面での機能など、多面的な機能があることから、農業サイドからだけではなく、都市サイドからも農地等の自然環境を保全していくという方向性を示すような記載を検討されたい。

・違反広告物については、パトロール等による撤去・指導により減少しているものの、依然として無くならない状況である。歩行者の安全確保や防災の観点からも、より一層の取組みが必要なことから、違法なものを規制するだけでなく、適切な方向に誘導できるような策を検討し積極的に進めていくという旨を追記されたい。

・今後のまちづくりにおいては、従来の都市計画だけではなく、地域住民が主体となることが今まで以上に重要となる。市民主体のまちづくりの重要性や取り組みに関する記載を充実されたい。

５２１　魅力あるベイエリアの創出

・素案の文言からは、自然環境の保全等の方向性が見えない。海を活かしたまちづくりの基本理念等と整合を図り、自然環境等を含めた船橋らしさを活かしたベイエリアを形成するという方向性を記載されたい。

・施策の推進にあたっては、市民、事業者、NPO、大学等との協働だけではなく、隣接自治体や県など、関係自治体とも十分な連携を図りながら進めていく旨の記載の充実を図られたい。

５３１　人にやさしいみちづくり

・船橋市の道は依然として危険な箇所が多い。今後も人にやさしいみちづくりを目指していくという大きな方向性が伝わるような記載を検討されたい。

・本文中に記載のある「道路安全施設」について、市民の目から見てわかりやすい表現に修正されたい。

５４１　安らぎとにぎわいのある市街地の整備

・「にぎわい」だけでなく「安らぎ」を感じるまちづくりを目指す方向性が伝わるような表現を追加することを検討されたい。

・土地区画整理事業については、事業の長期化や社会情勢の変化による問題点も多いため、「現状と課題」の中で、土地区画整理事業などに対する課題を盛り込むことを検討されたい。また、主要事業にある「海老川上流地区土地区画整理事業の検討」は、手法として土地区画整理

事業と決定していないのであれば、他の表現を検討されたい。
・指標「土地区画整理事業の整備完了面積」について、どの範囲をどれだけ進めるのかわかるような指標を検討されたい。

第6章　新時代をひらく「創意」と「意欲」にあふれるまち

６１１　市民の創意と意欲を活かした協働のまちづくり

・協働のまちづくりを進めるにあたっては、市民団体等による公共的・公益的な活動の拡充を促進する一方で、市が安全や住民福祉の向上等に関わる本来の役割を果たすという姿勢を明記されたい。

６１２　市民との情報共有の推進

・市の持っている情報を必要な人に伝えていくことは重要なことであり、多様な媒体や手法については具体的に例示されたい。
・高齢者や障がい者等の利用に配慮した情報バリアフリー化について明記されたい。

６３１　男女共同参画社会の形成

・男女共同参画社会の形成に向け、人権や、男女が互いの本質を理解し合って行くことについての教育が重要であることを記載されたい。
・仕事と生活の調和の促進のため、企業が就労環境の整備・改善に関する取り組みを進めていくことを、市が評価し、支援していく姿勢が理解されるよう記載されたい。
・記載内容が一般論にならないよう、男女間の様々な問題の解決に向け、計画期間中に市として何に力を入れるのかを明確にし、積極的に取り組む姿勢を記載されたい。
・子どもや女性への虐待・DVについては、被害者を守っていくという姿勢を明確に示せる記載を検討されたい。

第7章　計画の推進にあたって

７１１　「選ばれる都市」を目指した質の高い市政運営

・国から地方への権限の移譲は、必ずしも財源移譲を伴ったものとはなっておらず、地域の実情に合った施策を展開するための財源が確保できない恐れがあることから、権限移譲に併せて財源の移譲も必要な旨を明記されたい。
・地域のことは住民に最も近い基礎自治体が自らの判断と責任において取り組むことが可能となる中で、市政運営に市民の意見を反映させることの重要性がますます高まっている旨を記載されたい。

７１２　自律的・効率的で透明性の高い行政運営

・行政改革は、それ自体が目的ではなく、必要な市民サービスを継続的に提供するための手段

として行うものである。市民不在の行政改革とならないように、「市民のために行う」旨を明記されたい。

７１３　安定的な行政運営が可能な財政基盤の確立

・「公金徴収の一元化」は、強権的なイメージを与える可能性があるため、生活困窮者等の個々の事情に配慮しながらきめ細かな対応を行っていることが伝わるように、表現を工夫されたい。

計画の普及に関して

・市民に親しまれ、共有される計画とするために、世代を超えた参加が期待できる公募等の方法で、後期基本計画に「愛称」をつける事を検討されたい。

基本構想

「船橋漁港」
佐々木 貴さん

この『基本構想』(平成12～32年)は、将来の本市のあるべき姿を示すとともに、これらを実現するための基本的な施策の方向を明らかにし、市政運営の指針とするもので、平成12年に策定されました。

後期基本計画における分野別計画は、基本構想における施策の大綱に基づいて体系化されています。

序章

はじめに

「市民一人ひとりが育てあげるまち」は、まちづくりの原点です。社会経済の発展によって、私たちはさまざまな物を手に入れてきました。しかし、自分が住んでいる地域とのつながりやかかわりについてはどうでしょう。これからの時代は、個人のライフスタイルに合わせた快適性が求められる一方で、自分が住んでいる地域とのつながりが必要なのではないでしょうか。

心の豊かな市民生活を実現するためには、私たちが暮らしを営んでいる地域が、心から「住みたい」「住んで良かった」と思えることが最も重要なことではないでしょうか。

市民が心に安らぎを感じ、暮らしていて楽しい、心からふるさとを実感できる地域づくりを、私たち自らの手でつくり、育て、守っていかなければなりません。

船橋市は、そんなまちづくりを目指しています。

この基本構想は、このようなまちづくりを実現するための基本的な方向を示したものです。

1　基本構想の目的

この構想は、将来の本市のあるべき姿を示すとともに、これらを実現するための基本的な施策の方向を明らかにし、市政運営の指針とするものです。

2　基本構想の目標年次

この構想は、平成32年（2020年）を目標年次とします。

第1章 まちづくりの基本理念

「まち」は、単に「ひと」が住むためだけの場所ではありません。「まち」は人々が暮らし、働き、学び、憩うなど、さまざまな生活が繰り広げられる「場」であり、私たちの日々の営みを支えながら新しい文化を築き、子どもや孫たちの世代へと歴史を刻み続けていきます。

「まち」の主役は市民一人ひとりであり、先人や私たち市民が「まち」をつくり発展させてきました。

船橋市は、いつの時代にあっても、先人から引き継いできた歴史や風土に根ざしながら、市民一人ひとりがその能力を十分活かし、希望と生きがいを育んでいく「まち」でありたいと願っています。

そのためには、子どもから高齢者まですべての市民が一人の人間として尊重され、お互いの個性を認めあい、支えあい、助けあう中で生きがいを持って暮らすことのできる、「ひと」と「ひと」とがふれあう心のかよった地域社会を構築していくことが必要です。

本市は、前面に「海」、内陸部に豊かな「緑」という恵まれた自然環境の中で、昔から農漁業や商工業が、盛んなまちとして栄え、首都圏の中でも大きな特長を持った都市といえます。

このような特長を活かして、「自然」と「都市」と「ひと」との調和を保ち、すべての市民が心と心の交流を図りながら、生き生きとした生活を営み、船橋に住むことを誇りと感じ、いつまでも住み続けたいと思えるようなまちづくりを進め、次の世代へ誇りを持って引き継いでいける、温かな心に満ちた「ふるさと・ふなばし」を目指します。

このようなまちづくりの基本理念を踏まえ、本市のまちづくりの目標を

「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」

と定めます。

第2章 将来都市像

まちづくりの基本理念を踏まえ、本市の将来都市像を次のとおり設定します。

第１節 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち（子どもからお年寄りまで安心して暮らせる健康福祉の先進都市の形成）

高齢者や障害者をはじめ、すべての市民が分け隔てなく平等に社会参画でき、住み慣れた地域社会や家庭で一人ひとりが大切にされ、心ふれあいながら、ゆとりと生きがいを持って、健やかで安心して暮らし続けられるまちを目指します。

本格的な長寿社会の中で、高齢者や障害者が社会の一員として自立し、生きがいを持って生活できるよう、いたわりあいや支えあいの心を共有する温かい地域社会をつくります。

また、市民が生涯を通じて健康で生き生きと暮らすことができるよう、保健・医療・福祉の連携のもと、日々の安心な生活を支えるしくみや体制の充実を図ります。

さらに、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

第２節 いつも身近に「安らぎ」が感じられるまち（自然と都市と市民生活が調和した安心・快適都市の形成）

生活に潤いを与えてくれる「自然」と便利な暮らしを支える「都市」とそこで生活する「ひと」とが調和のとれた関係を保ち、安全で快適な安らぎのあるまちを目指します。

潤いのある心豊かな市民生活のために、海や川や緑といったかけがえのない自然を活かしながら、「ひと」と「自然」が共生する環境負荷の少ないまちづくりを進めます。

また、清潔で快適な生活基盤の整備、消防・防災体制の充実など、市民の生命と暮らしを守る生活環境を整え、市民一人ひとりが安心して暮らせるまちをつくります。

第３節 文化を育み「豊かな心」と「生きがい」が実感できるまち（文化の薫り高い豊かな心を育む生涯学習都市の形成）

文化の薫り高い豊かな心を育み、人と人との心のふれあいを基調とする魅力ある教育を推進し、市民一人ひとりが生涯にわたって生きがいを持って暮らすことのできるまちを目指します。

次代を担う子どもたちが、人と人とのふれあいを通じて、人間味あふれる豊かな心を育むため、家庭・学校・地域の一層の連携を強めるとともに、自ら考え、行動できる主体性を伸ばす心の教育を推進します。

また、市民一人ひとりが自ら学ぶことにより、生きがいを感じ充実した生活が送れるよう、文化、スポーツ・レクリエーションなど生涯学習を推進するとともに、船橋の歴史と伝統に育まれた文化を受け

継ぎながら、地域や世界の人々との間で幅広い交流活動を推進し、さまざまなふれあいを通じて市民文化の向上を図ります。

第４節　活気あふれる「生き生き」とした暮らしのあるまち（市民生活と結びついた多様な産業が息づく都市の形成）

市民生活を支え、都市の魅力や活力を生むための原動力となる多様な産業を育て、住み、働き、生活するすべての人々が、生き生きとした豊かな暮らしを実感できるまちを目指します。

本市の地域特性を活かして発展してきた農漁業を育成するとともに、商工業などの振興を図ります。
また、今まで培われてきた技術を活かして、消費者のニーズに応える魅力ある新たな産業の創造と育成を図ります。
さらに、就業意欲を持った人たちが安心して働くことのできる環境の整備を進めるとともに、市民が安心できる消費生活の確立を図ります。

第５節　都市の活力を生み発展し続けるまち（市民生活と産業の活動を支える都市基盤の形成）

市民の便利な暮らしを支え、人々の交流や産業活動を促進するための骨格となる都市の基盤が整備されたまちを目指します。

自然と都市との調和のとれた適切な土地利用を図るとともに、だれもが便利で快適に市民生活を送ることができ、また、人と人との交流、産業活動などを促進するための交通網・情報網を整備・充実するほか、海を活かした魅力あるまちづくりを進めます。
また、市民生活をより便利なものにし、船橋らしさを持った都市の魅力を創出するため、市街地の再編整備や新たな市街地の整備を推進し、にぎわいのある都市の形成を図ります。

第６節　新時代をひらく「創意」と「意欲」にあふれるまち（市民に開かれ、ともに考え育んでいく都市の形成）

市民が意欲を持って市政や地域活動に参加し、お互いの役割と責任を果たしながら、協働によるまちづくりを目指します。

市民の創意と意欲をまちづくりに活かすため、多様な市民参加を進めるとともに、市民の自発的活動を促進します。また、地域の特性を活かし、市民の身近なまちづくりを展開するため、市民生活の基礎となるコミュニティの育成と活性化を図るなど、市民と行政の協働を基本にしたまちづくりを進

めます。

また、男性と女性がともに平等に社会や地域の中で参画できる環境を整えます。

さらに、地域情報化のための基盤や各種情報システムの整備を行うことにより、市民サービスの向上と市民と行政との情報の交流・共有化を進め、豊かで快適な市民生活の実現を図ります。

第3章 施策の大綱

将来都市像の実現を目指し、次のとおり施策の大綱を設定します。

第１節 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち（子どもからお年寄りまで安心して暮らせる健康福祉の先進都市の形成）

❶ 生涯にわたる健康づくりの推進

すべての市民が「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、生涯にわたって健康に恵まれ、明るく生き生きとした生活を送れるよう、保健・医療・福祉の連携による総合的な施策を推進するとともに、それぞれの年代に応じた健康づくりや疾病の予防事業などの充実を図ります。

また、市民が安心して暮らせるよう、地域保健医療システムの整備を進めます。

❷ 心のかよった社会福祉の推進

市民の社会福祉に対する多様なニーズに対応するため、地域に根ざした社会福祉体制の整備・充実を図ります。子どもを産み育てることに夢を持てる環境づくりや高齢者が明るく生きがいのある人生を送れるような環境の整備、障害者が自立し安心して日常生活が送れるようなまちづくりを進めます。

また、保健・医療・福祉の連携を強化し、市民、福祉団体、行政がそれぞれの役割を分担しながら、地域ぐるみで支えあう社会福祉を推進します。

❸ 安心した生活を支える社会保障の充実

社会保障の重要性がますます高まる中で、介護を社会全体で支えるしくみを整備するとともに、介護保険、国民健康保険については、適正な運営を行います。

また、援護措置が必要な市民が自立した生活を送れるよう、生活相談や指導の充実を図ります。

第２節 いつも身近に「安らぎ」が感じられるまち（自然と都市と市民生活が調和した安心・快適都市の形成）

❶ 自然と共生した安らぎのある都市環境の創造

水や緑は、人々に安らぎや潤いを与え、さまざまな生命を育むなど、都市にとってかけがえのないものです。この環境を大切にするため、本市の貴重な財産である海や川や緑といった自然を活かしながら、市民が気軽に水にふれあえる水辺空間の保全・回復・創出を図るとともに、緑豊かなまちづくりを進めます。

また、環境に与える負担を減らし、人と自然とが調和した、環境と共生する都市（エコシティ）をつくります。

❷ 環境負荷の少ない資源循環社会の構築

環境に対する市民意識を高揚し、環境汚染を防止するほか、省資源・省エネルギーの推進に取り組むなど、環境負荷の少ない社会づくりを進めます。

また、市民の清潔で快適な生活を支えるため、ゴミの減量化やリサイクルを推進するとともに、き

れいな川や海を取り戻すため、下水道などの整備を進め、自然のサイクルを大切にする循環社会の構築を図ります。

❸ 安全・安心な暮らしを支える生活環境づくり

災害から市民の生命と財産を守るため、消防・防災体制の充実を図り、災害に強いまちづくりを進めるほか、河川等の治水対策、公園の防災対策、建築物の耐震対策など、都市の防災機能の強化を図るとともに、危機管理の一元化を推進します。

また、生活衛生の向上や防犯対策の充実に取り組むとともに、良好な住環境の整備を図るなど、市民が安心して暮らすことのできる生活環境づくりを進めます。

第３節　文化を育み「豊かな心」と「生きがい」が実感できるまち（文化の薫り高い豊かな心を育む生涯学習都市の形成）

❶ 潤いと生きがいに満ちた生涯学習社会の構築

すべての市民が生涯にわたって自ら学び、考え、楽しむことができ、暮らしの中に生きがい・やりがいが感じられるよう、市民の多種多様なニーズやライフステージに応じたさまざまな学習機会や学習情報の提供など、生涯学習推進体制の整備を進めます。

❷ 文化、スポーツ・レクリエーションのまちづくり

個性豊かな市民文化の創造を図るため、地域に根ざした伝統芸能や文化財の保存・活用、優れた芸術に接する機会の提供や市民の自主的な文化活動を促進するとともに、すべての市民が生涯にわたって、いつでも、どこでも、気軽にスポーツ・レクリエーションが楽しめるよう、情報の提供や環境の整備を推進し、文化、生涯スポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

❸ 心豊かにたくましく生きる子どもの育成

やさしさや思いやりを持って自ら考え、行動できる主体性や社会の変化に対応できる柔軟性を持ち、学び続ける意欲を伸ばし、夢や希望を持った個性豊かな子どもを育むため、創意と工夫に満ちた教育を推進します。

また、家庭・学校・地域の連携を強化し、次代を担う子どもたちが心身ともに健全に育つよう、教育環境づくりを進めます。

❹ 市民主体の国際交流の推進と世界平和

市民の主体的な国際交流をはじめ、文化、教育、経済等のさまざまな分野で、国際交流活動の積極的な展開を推進するとともに、市民と外国人が共生できる国際化時代にふさわしい地域社会の形成を図ります。

また、恒久的世界平和を目指し、さまざまな平和施策を通して、平和意識の高揚・継承を図ります。

第４節　活気あふれる「生き生き」とした暮らしのあるまち（市民生活と結びついた多様な産業が息づく都市の形成）

❶ 活力ある商業・工業・観光の振興

本市の特長である海辺・河川と既存の商業集積などの活用を図り、まちの活力を生み出すにぎわいを創出します。

商業、サービス業については、市民の日常生活の利便性を高めるため、駅前や既存商店街を中心とした商業環境の整備を図ります。

工業については、高付加価値化を進めるとともに、ベンチャー企業などの新たな産業の導入・育成を図ります。

中小企業については、安定的な経営の基盤強化を図ります。

また、労働者が意欲を持って働くことができるよう、労働環境を整備するとともに、就労機会の拡大を促進します。

❷ 魅力ある農業・漁業の振興

自然環境の保全という役割を踏まえつつ、新鮮な食料を安定的に供給するため、高い生産性を持つ都市農業を振興するとともに、市民とのふれあい農業の促進を図ります。

漁業については、生産基盤の整備などにより生産性の向上と経営の安定化を図るとともに、市民に親しまれる漁業として振興を図ります。

❸ 安心できる消費生活の確立

市民が安全で豊かな消費生活を営めるよう、啓発活動などを通じて消費者の自立を促すとともに、相談体制の充実などによる消費者保護を図ります。

また、省資源・省エネルギーやリサイクルの意識の高揚と普及を図ります。

第５節　都市の活力を生み発展し続けるまち（市民生活と産業の活動を支える都市基盤の形成）

❶ 船橋らしさを活かした都市づくり

美しい都市景観に配慮した長期的なまちづくりの視点に立ち、自然と都市との調和のとれた適切な土地利用の規制誘導を行いながら、エコシティやバリアフリー化に配慮し、本市の持つ貴重な海や川や緑、街並みや既存の都市施設等を活かした質の高い都市づくりを行うとともに、情報社会の進展にともなう基盤の整備を進めます。

❷ 海を活かした魅力あるまちづくり

海辺、河川、商業集積や文化財などの資源を活用しながら、有機的なネットワーク化を図り、市民の憩いの場や歩いて楽しめる界わいを整備するなど、市民にとって親しみと魅力のあるベイエリアを創出します。

❸ 安全で快適な交通体系の整備

市民生活にかかわりのある道路については、子どもから高齢者まで安心して利用できる人優先の道づくりを進めます。

また、各道路の有機的な連携に基づく道路整備を推進します。

さらに、バリアフリーに配慮した、だれもが安全で利用しやすい交通施設の整備・充実を図るとともに、豊富な鉄道網を中心としたバス路線の適切な誘導など、総合的な公共交通システムの構築を図ります。

❹ 魅力ある市街地の整備

市内の主要駅や市民に身近な駅を中心とした地区において、魅力ある拠点の整備や市街地などの開発や再編を進め、より利便性の高い市街地の形成を図ります。

第６節　新時代をひらく「創意」と「意欲」にあふれるまち（市民に開かれ、ともに考え育んでいく都市の形成）

❶ 市民とともにつくるまちづくり

市民の創意と意欲をまちづくりに最大限に活かすため、市民と行政がパートナーとしての役割と責任を果たしながら、ボランティア活動など、市民の自発的活動を促します。

また、より多くの市民がまちづくりに参加できる機会やしくみを確立するとともに、市政に係る情報の提供を行い、市民と行政の協働を基本としたまちづくりを推進します。

❷ ふれあいに満ちたコミュニティの育成

町会・自治会を含めた地域での市民活動や市民同士の交流が自発的に展開されるよう、コミュニティ活動の基盤を整備・充実し、心ふれあう住み良い地域社会の形成を図ります。

❸ 男女共同参画社会の形成

男女がお互いに人間として尊重され、自立し、平等に責任を負いながら、家庭・職場・地域等あらゆる分野で個人の持つ能力が十分に発揮できるよう、男女平等意識の啓発や社会的条件を整備するなど、男女共同参画社会の形成を図ります。

❹ 高度情報社会の構築

地域情報化のための基盤整備や各種情報システムを構築し、市民サービスの向上と市民と行政との情報の交流・共有化を進め、豊かで快適な市民生活の実現を図ります。

第4章 構想推進にあたって

基本構想の実現にあたっては、次の基本的な姿勢に立って市政運営を推進していきます。

1 効率的で市民に分かりやすい行財政運営

計画に基づいた、効率的で市民に分かりやすい行財政運営を推進します。

事務事業や組織の合理化・効率化、自主財源の確保など、行財政基盤を充実・強化するとともに、長期的視点に立った健全かつ効率的な行財政運営を推進し、地方自治の確立を図ります。

2 広域的な連携

共通する行政課題や広域的な行政需要に対応するため、関係自治体との相互連携による広域行政を推進します。

本市が抱える多くの都市問題の解決にあたり、国・県・関係機関と連携し、相互協力を図ります。

地勢

船橋市は、東京湾北東部沿岸、千葉県の北西部に位置する県下第二の人口を擁するまちで、都心に近く、鉄道をはじめとした交通網が発達しています。

昭和12年4月1日に船橋町、葛飾町、八栄村、法典村、塚田村の2町3村が合併して、「船橋市」が誕生しました。以後、都市化による人口増が続き、平成22年9月には60万人を突破しました。

概ね平坦な地形に、内陸の豊かな緑、南部には貴重な干潟「三番瀬」が広がり、都市と自然が調和したまちです。

船橋市のあゆみ

船橋市の地名は、日本武尊や景行天皇の東征にまつわる伝説にもありますが、おそらくは、古代、海老川に船を並べて橋としたことから起こったといわれています。

江戸時代	宿場町として発達し「船橋宿」と呼ばれる
昭和12年 4月	船橋町、八栄村、葛飾町、塚田村、法典村を合併し、市制施行
28年 8月	二宮町合併
29年 4月	豊富村合併
36年12月	大規模埋立て(50万坪)が完了
54年 3月	船橋市基本構想策定　「品格のある文化都市・船橋」をまちづくりの目標に掲げる
58年 3月	第一次基本計画策定　「活力ある近代的都市・船橋」を都市づくりの目標とする
58年 9月	人口50万人突破
58年10月	「スポーツ健康都市」を宣言
58年10月	市立医療センターオープン
61年11月	アメリカ・ヘイワード市と姉妹都市提携
61年12月	「平和都市」を宣言
平成元年 4月	デンマーク・オーデンセ市と姉妹都市提携
3年 3月	第二次基本計画「ふなばし未来2001」策定 「豊かで住みよい国際都市」を都市づくりの目標とする
4年 9月	「福祉と緑の都市」を宣言
5年 4月	ドクターカーシステム24時間運用開始
6年 1月	総合体育館(船橋アリーナ)オープン
6年11月	中国・西安市と友好都市提携
8年 4月	東葉高速鉄道(西船橋～東葉勝田台間)開通
8年 5月	海水利用の大規模消火システムが稼働
8年10月	アンデルセン公園オープン
12年 3月	船橋市基本構想、基本計画策定 「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」をまちづくりの目標に掲げる
15年 4月	中核市に移行
15年 4月	船橋市保健所開設
15年 4月	船橋駅南口再開発ビル「フェイス」オープン、船橋駅前総合窓口センター開設
18年11月	京成本線(海神駅～船橋競馬場駅間)の完全高架化が完成
19年10月	「第24回全国都市緑化ふなばしフェア」開催(市政施行70周年記念)
20年 4月	市立リハビリテーション病院オープン
21年 9月	人口60万人突破
22年 1月	市立医療センター内に緩和ケア病棟オープン
23年 3月	東日本大震災により市内各地で液状化、道路損壊、建物損壊、停電等の被害発生

都市宣言

スポーツ健康都市宣言

私たち船橋市民は、地域に根ざしたスポーツ活動を通じて健康で豊かな心とからだを育て、活力ある近代的な都市をめざして、ここにスポーツ健康都市を宣言します。

一　市民一人ひとりがスポーツに親しみ、健康な生活を営もう。

一　みんなでスポーツを楽しむ機会をつくり、こどもを健やかに育てよう。

一　スポーツを通じて、いきいきとした地域の輪を広げよう。

一　スポーツを通じて多くの仲間とふれあい、はずむ心を世界に伸ばそう。

昭和五十八年十月十日

平和都市宣言

船橋市は、現在人口五十一万人を擁する首都圏有数の中核都市に成長し、第二の飛躍期を迎えている。そして、「活力ある近代的都市」を市政の目標に掲げ、より豊かな福祉社会実現のため懸命な努力を続けているところである。

しかし、郷土船橋の限りない繁栄は、日本の安全と世界の恒久平和なくしては望み得ないものである。

私たち船橋市民は、世界の恒久平和を願い、我が国の国是である非核三原則を遵守し、平和を脅かす核兵器の廃絶を目指して最大の努力を払うことを決意し、ここに「平和都市」を宣言する。

昭和六十一年十二月十九日

福祉と緑の都市宣言

船橋市は、今や人口五十四万人を擁する首都圏屈指の中核都市へと成長し、二十一世紀に向けさらに大きく飛躍しようとしております。

私たち船橋市民は、緑豊かな環境の中で、お年寄りや障害をもつ方々を大切にする優しい心をはぐくみ、次代を担う子供たちが、すくすくと成長できる生きがいと温もりに満ちたまちづくりを目指し、ここに「福祉と緑の都市」を宣言いたします。

平成四年九月十四日

市章

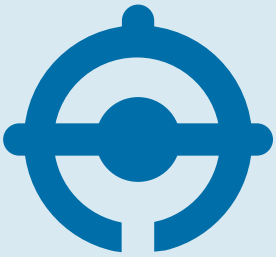

市の紋章は、船橋市の舟の字を図案化したもので、市の発展を象徴しています。昭和12年3月、市制施行に先立って、市紋章を募集し、入選作品を採用したもので、昭和12年8月6日に市議会で議決されました。

市の木

市の木「サザンカ」

市の木は、昭和48年に開催された千葉県（若潮）国体に向けての記念事業として、市民からの応募により昭和45年に制定しました。

市の花

市の花は第24回全国都市緑化ふなばしフェア開催を記念し、平成19年10月2日に制定しました。市民の皆さんからのアンケートをもとに、船橋市の花選定委員会において２種類の花を選びました。

子どもたちの夢を育む花「ヒマワリ」

広く市民に親しまれており、太陽に向かって咲き、力強く、将来の船橋市の子どもたちに勇気と希望を与える花であることから選ばれました。

大切に守り育てる花「カザグルマ」

船橋市に自生している貴重種であり、市のシンボルとして、大切に保護し、保存していくべき花であることから選ばれました。

船橋市総合計画後期基本計画
ふるさとふなばしプラン2020

発行日／平成24年4月
発行者／船橋市
編　集／企画財政部政策企画課
〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号
TEL：047-436-2057　FAX：047-436-2058
印　刷／株式会社 日本パブリシティ

船橋市